## 地方税法等の一部を改正する法律

#### 地方税法の一部改正

第一 条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) *⑦* 部を次のように改正 する。

#### 「第七節 自 動車 取 得税

第一款 通則 (第百十三条 第百

第二款 課税標準及び税率 (第百

第三款 申告納 付並びに更正

及び

第四款

督促 及び滞納

処分

(第百

第五款 犯則 放麻締り

(第百三十九

第六款 市町村に対する交付(第

第七節 の 二 軽 油 引取 税

目次中

第八節

自動車

税

(第百四十五条

第百七十七条)」

を

「第七節

削除

第 款 通則 (第百 兀 十四四 条 第

第二款

徴収

(第百四十四

1条の十

百四十四条の十二)

第三款 督促及び滞納処分 (第百

第四款 犯則取締り (第百四十四

第五 款 指定市に対する交付 ( 第

第八節 自動車 税 (第百四十五条

第一 節 自動車取得税

第一款 通則 (第六百九十九条 第六百九十九条

十七条)

決定等

(第百二十一条-

一第百三十三条)

三十四条—

-第百三十八条)

十八条-

第百二十条)

第二款 課税標準及び税率 (第六百九十九 条

の七

第三款 申告納 付並びに更正 及び決定等 (第六百

第四款 督促及び滞納処分(第六百九十九条の二

第五款 犯則 放締 (第六百九十九条の二十八―第

第六款 交付及び使途 (第六百九十九条の三十二

第二節 軽 油引 取 税

第一 款 通則 (第七百条-第七百条の九)

二頁

条

-第百四十二条)

百四十三条)

に、

三―第百四十四条の四十八)

第二款 徴収 (第七百条の十―第七百条の三十四

四十四条の四十 九―第百四十四条の五十三)

第三款 削 除

百 匹 十四条の六十) 条の五・

+ 匹

-第百四

十四条の五十九)

第四 款 督促及び滞納処分 (第七百条の三十六―

第五款 犯則取得 締 (第七 百条の四十三―第七百条

第百七十七条)

第六款 使途等(第七百条の四十九・第七百条の

の六)

第六百九十九条の九)

九十九条の十一第六百九十九条の二十二)

十三―第六百九十九条の二十七)

六百九十九条の三十一)

第六百九十九条の三十三)

を「第一節及び第二節 削除」に改める。

\_

第七百条の四十二)

の四十八)

五十

第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、 第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税

八 軽油引取税

第四条第四項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、 同項各号を削り、 同条第五項中 「前項各号に

掲げる」を 「前項に規定する」に改め、 同条第六項中「第四項各号に掲げるもの及び前項」 を 「前二項」

に改める。

第十六条の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 四 市町村たばこ税

第二十四 条の二第五項の表第五十二条第一項の表の第一号の項中 「資本金等の額」 を 「資本金等 つの額が

に 改 め、 同 表第五 十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 第 二号から第四 |号ま で 0 項 中 第四 号 を 「 第 五号」 に、 「 資 本

金等の 額」 を 「資本金等の 額が」 に 改 め、 同 表第五十三条第四 1十五項 0 項中「第五十三条第四 十五 項」 を

「第五十三条第四十九項」に改める。

第五十一条第二項中 「第五十三条第二項、 第三十項、 第三十一項、 第三十六項、 第三十七項及び第三十

九 項 を 同 条 第二 項、 第三十五項、 第三十六項、 第三十八項及び第四十一項」に、 「本節」 を 「この節

に改める。

第五十三条第一項中「第三十一項、第三十六項及び第三十七項」を「第三十五項及び第三十六項」 に、

第四十五項」を 「第四十九項」 に改め、 同条第二項及び第三項中 「第四十五項」を 「第四十九項」 に改

め、同条第三十項を次のように改める。

30 法 人税法第七  $\bar{+}$ 匝 · 条 第 項の 規定によつて法 人税に係る申告書を提出する義務が ある法 人又は 同 法 第

八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法

第五十三条中第三十一項を削り、

第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、

同

E 条 第 改め、 三十 中 第四 三十四項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、 十九項中 三十二項」を 十八項とし、 「第四 五 十六項」 「第三十五項」に、 項及び第三十六項」 「及び第三十一 十二項」を 「第三十六項」 に、 同 「第三十一項」に改め、 条第 「第三十八項」 匹 「第四十六項」に改め、 1十項 項」 を 「第四十二項」を に、 を削り、 中 「第三十五項」に、 「第三十二項」 「第三十八項」 を 同項を同条第三十九項とし、 「第三十 同項を同条第三十四項とし、 「第四十六項」に改め、 を「第三十一項」に、 ·七項」 同 を 項 「第三十七項」 を 「第三十七項」 に改 同 条第三十六項とし、 同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中 め、 同 を 頂を同り に、 同項の次に次の一項を加える。 「第三十六項」 同条第三十六項中 同項を同条第三十 第三十六項 条第三十五 「第四十三 同条第三十 に改り 項」 及び第三十 項とし、 を 八項中 め、 七項とし、 「第四十二項」 第 同 同 匹 七 項 条第三十七項 「第三十 項」 を同 + 同 七 項」 条第三 を を「 -六項 「第 「 第 に

40 人税額 (次項 道 府 及び に係 県知 第四 事 る が法人税法第百三十 個 十 二 别 帰 項に 属法 人税額 お į١ --に基づい 道 四条の二第一項又は第五項に規定する更正 府 県 7 知 第五 事 が 十五 仮 装経 条第 理に基づく過大申 項又は 第三 項 告に係る更正  $\mathcal{O}$ 規定 に係る法 によ 0 て更正 をし 人税額又は た場合」 をし 連結 た場合 とい 法

は、

当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正

兀 + は、 匹 項 第十七条、  $\mathcal{O}$ 規 定 0) 適 第十七条の二、 用 が ある場合 の 第十七条の四及び第五十五条第五 これ 5  $\mathcal{O}$ 規 定に より還付 すべきこととなっ 項の規定に た金 かかわらず、 額 を除り き、 次項又は第 還 付 しな

1 0) とし、 又は当該更正を受けた法 人の 未納 に係る地方団 体 0) 徴収 金に充当しな 7 ものとする。

第五十三条第五十三項中「第三十三項」を 「第三十二項」に改め、 同項を同条第五十七項とし、 同条中

第五 項 中 十二項を第五十六項とし、 第 匹 十六項若しくは 第四十七項」 第五十一項を第五十五項とし、 を 第五 十項若しくは 第 第五十項を第五 五. + -項」 に改 十四項とし、 め、 同 項 É 同 同条第四十九 · 条第 五

項とし、 同 . 条 中 第四 干 八項を第五十二項とし、 第四 + 七 項を第五十一項とし、 同 [条第] 兀 十六 項 中 第 五 +

項」を 「第五十四項」に改め、 同項を同条第五十項とし、 同条第四十五項を同条第四十九項とし、 同条第

四十 应 項中 「第三十二項」 を 「第三十一項」に、 「第四十一項」を 「第四十五項」に、 「第四十二 項」 を

第四十 ·六項」 に改め、 同 項 を同 条第四十八項とし、 同条第四 十三項中 「第三十六項又は第三十 七 項 を

五. 項又は第三十六項」 に改 め、 同 項 を同 条第四 十七 項とし、 同 条第四十二項中 「第三十 匝 項」 を

第三十三項」に改め、 同項を同条第四十六項とし、 同条第四十一項中 「第三十二項」を「第三十一項」

に、 41 第三十四 県 項 を「第三十三項」 に改 め、 同項を同条第四十五項とし、 る 更正 を 当 更 同 項  $\mathcal{O}$ の前 日  $\mathcal{O}$ に次の 属 する 兀 項を加える。 度又は

属 書  $\mathcal{O}$ 日 連 す 開 前 結  $\mathcal{O}$ 道 る 提 府 に 事 始 連 出 され 業  $\mathcal{O}$ 結 知 期 年 日) た 事 事 限 度 業 か ŧ が  $\mathcal{O}$ (当 ら 五 年 仮装 0) 開 度 該 で 始 更正 年を経過す  $\mathcal{O}$ あ 経理に基づく過  $\mathcal{O}$ 終 る場合に 日 了  $\mathcal{O}$ (当該 日  $\mathcal{O}$ か 日 る日 5 は 更 ま で 当 正 該 当該  $\mathcal{O}$ が 大申告  $\mathcal{O}$ 属 間 滴 五. に 年 す 被 格 -を経 に係 当 る事 合併 合併 該 業 更 過 法 に す 正 年 人の 係 を受け Ź 度 る 又 当 被 日 合併 0) は した場合 該 た 属 連 更 はする事 法 結 法 正 人が 事 人  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 業 日  $\mathcal{O}$ · 業 年 解 法  $\mathcal{O}$ 散 年 度 該 属 人 · 度 又 0) 税 す 適: 法 割 正 る 格 は 人の 事 額 <sup>6</sup> 当該 業年 合併 に 道 0 に 五. 府 度 11 県民 て当 年 ょ 又 る を は 経 事 解 税 連 該 業年 散 過 結 適  $\mathcal{O}$ す を 事 格 確 除 る 合 定 業 き、 日 申 併 年 告 度  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

場 法 来 合 Ĺ 人 た に 税 場合 は、 法 第 そ 十 (当該  $\mathcal{O}$ 条 合併 が 三 提 出 0 第 期 日  $\mathcal{O}$ 項 限 前 12 までに当 旦 規 定 0 す 該 属する事 る場合を含む。 提 出 期限 業年 に係 度の る法 法 をしたときは、 人の 人の 道 道 府 府 県 県 民 民税 税 当 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 確 確 解 定 定 散 申 申  $\mathcal{O}$ 告 告 日 書 書 合併  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 提 提 出 出 に が 期 ょ な 限 る カン 解 つた が 散 到  $\mathcal{O}$ 

税 ょ る決定が  $\mathcal{O}$ 確 定 申 あ 告 つた場合) 書 に 係 る事 には、 業 年 度 若 道 府 L 7.県知事 < は 連 は、 結 事 当該 業 年 度 更正を受けた法  $\mathcal{O}$ 法 人 税 割 に 人に 0 1 対 て Ļ  $\mathcal{O}$ 第 政令で定めるところによ 五 + 五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に

場

合

に

あ

0

て

は

当該

提

出

期

限

後

 $\mathcal{O}$ 

当該

法

人

 $\mathcal{O}$ 

道

府

県

民

税

 $\mathcal{O}$ 

確

定

申

告

書

 $\mathcal{O}$ 

提

出

又

は

当

該

法

人

 $\mathcal{O}$ 

道

府

県

民

り、 当該更正に係る仮装経理法人税割額 (既にこの項又は第四十四項の規定により還付すべきこととな

0 た金額及び第三十項の 規定により控除された金額を除く。 を還付し、 又は当該更正を受けた法人の

未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

42 道 府 県 知 事 が 仮装経理に基づく過大申告に係る更正 をした場合に お į١ て、 当 該更正を受けた法 人に

つ

1 て次に掲げる事 実が生じたときは、 当該事 実が生じた日以後一年以内に、 道 府県知 が事に対い 当該 更

正 に係 る仮装経理法 人税割 額 (既に前項又は第四 十四四 項 の規定により還付すべきこととなつた金 一額及び

第三十 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ り控 除 され た金額を除 <<u>`</u> 次項 及 及び第四 一 十 四 頃に お 7 て同 ľ 0 還付を請 求 する

ことができる。

会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 平

成八年法 :律第九十五号) の規定による更生手続開 始の決定が あつたこと。

民 事 再 生 法 (平成十一 年法律第二百二十五号)  $\mathcal{O}$ 規 定に による再 生手続開 始  $\mathcal{O}$ 決定があつたこと。

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事

実

前項 0) 規定による還付の請求をしようとする法人は、 その還付を受けようとする仮装経理法人税割額

43

その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を道府県知事に提出しなければならな

\ \ \

44 道 府 県知 事 は、 前項の請 求書 の提出が あ つた場合には、 その請求に係る事実その他 必要な事項に つい

7 調 査 し、 その調査したところにより、 その 請求をした法人に対し、 政令で定めるところにより、 仮装

経 連法 人税割額を還付し、 若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、 又は請求の理由

がない旨を書面により通知するものとする。

第六十 五条 の二第一 項及び第七十一条の二十六第一項中 「第五十三条第三十二項」を 「第五· 十三条第三

+ -一 項」 に、 「同条第四十一 項」 を 「同条第四十五項」に、 「同条第四十二項」 を「同条第四十六項」 に

改める。

第七十二条の四第三項中「第二条第七項各号」を「第二条第三項各号」に改める。

第七十二条の十三第六項中「第七十二条の二十四の十第一項」 を 「第七十二条の二十四の十第二項」 に

改める。

第七十二条の二十四の二第三項第二号中「商法第二編第十章第一節第三款に規定する」を「陸上運送中

の運送品を保険の目的とする」に、 「同法」を「商法」 に改める。

第七十二条の二十四の十を次のように改める。

(仮装 経理に 基づく過 大申 告  $\mathcal{O}$ 場合  $\mathcal{O}$ 更正 に伴う事 業税額 の控除す 及び還付)

第七十二条の二十四 0 + 事 業を行う法 人の 各事 <del>,</del>業 年 度 開 始 0 日 前 に 開 始 した 事 業年 度 **(当** 該 答 事 業 年度

終了 0 日以前 に行われた当該法人を合併法人(合併により被合併法人 (合併によりその有する資産及び

負 債 0) 移転を行つた法人をいう。 以下この節において同じ。) から資産及び負債の移転を受けた法 人を

1 う。 以 下この 節 に お 1 て同じ。 とする適格 合併 (法人税法第二条第十二号の 人 に . 規定 する適 格 合併

をいう。 以下この 節 に お **,** \ て同じ。 に係 る被合併 法 人の当 該 適 格 合併 0 日 前 に開 始 L た事 業 年 度 以

下この項において 「被合併法人事業年度」という。 を含む。) の付 加価 値 割、 資本割、 所得割 又は収

入割に つき道府県知事が 更正をした場合において、 当該更正 につき次項の規定の適用が あ つ たときは、

当該 更 正 元に係 る同 項 べに規 定する仮装 経 理 事 業税 額 (既 死に第三 一項又は 第七 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ 6り還付 すべきこと

とな つ た 金 額 及び ک  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 控 除 され た金額を除 ं は、 当 該 各 事 業年 度 (当 該 更正  $\mathcal{O}$ 日

当該更正 が被合併法人事業年度の付加価 値割、 資本割、 所得割又は収入割につき当該適格合併の 日 前 に

L たものである場合には、 当該適格合併の日)以後に終了する事業年度に限る。) の付加価値割額、

資

本割額、

所得割額又は収

入割額から控除するものとする。

2 事 業 を行り う法 人が 第七十二条 の二十五 又は第七十二条の二十八の規定によつて提 出 した申告書に記載

され た 各事 <del>,</del>業 年度  $\mathcal{O}$ 付加 価 値 額、 資本金等 の額、 所得又は収入金額 が 2当該事業 業年度 0 課税! 標 準とされる

ベ き付加 価値額、 資本金等の額、 所得又は収入金額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装

して経 理したところに基づくものが ある場合において、 道府県知事が当該事業年度に係る付加 価 値 割、

資 本 割 所得 割 豆又は収1 入割につき更正 をしたとき (当該法 人に つき当該事業年 -度終| 了 0 日 か ら当 該 更正

 $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 前 日 ま での 間 に解 散 (適格合併に よ る解散を除き、 法人税法第十条 の 三 第一項に規定する場合を

含む。) をしたとき又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該法人を被合併法人とする適格合

併に係 る合併法人につき当該適格合併の日 から当該更正 の 目 「 の 前 日までの間に当該解散をしたとき又は

当該 事 実が 生じたときを除く。) は、 当該 事 業年 度に に係る付 加 価 値 割 資本 割 所 得 割 又 は 収 入割とし

た金額に係るもの(以下この条において て 付 され た金額で政令で定め る もの のうち 「仮装経理事業税額」という。)は、第十七条、 当該 更正 上により /減少す る部 分の 金 額でその 仮 第十七 装 て 条の二 経 理

場合のこれら 第十 七条の四及び第七十二条の四十一の四の規定にかかわらず、 0) 規定により還付すべきこととなつた金額を除 き、 還付 次項又は第七項の規定の適用がある しない ものとし、 又は当該 法 人の

未 納 に 係 る 地 方 寸 体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金に 充当 L な 1 も の とする。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 0 適 用 が あ つ た事 業を行う法 人 **当** 該 法 人 が 適 格合併に ょ り 解 散 をし た場合 に は、 当該 適

格 合併に係る合併法人とする。 以下この条において「適用法人」という。 に つい て、 同 項  $\mathcal{O}$ 更 正  $\mathcal{O}$ 日

 $\mathcal{O}$ 

属す

る事

業年度

開

始

 $\mathcal{O}$ 

日

(当該更正

が当該適

格

合併に係る被合併法

人の各事

業年

・度に係

る

付

加

価

値

割

資 本 割 所 得 割 又 は 収 入 割 に 0 7 て 当 該 適 格 合 併 0 日 前 に され た ŧ  $\mathcal{O}$ であ る 場合 に は、 当 該 被 合 併 法

人 の 当 該 更 正  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 す る 事 業 年 度 開 始  $\mathcal{O}$ 日 か 5 五 年 を 経 過 しする 日  $\mathcal{O}$ 属 す る 事 業 年 度 0 第 七 <del>+</del> 条  $\mathcal{O}$ 

二十五 又は第七十二条の二十八の規定による申告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 (当該 更正 0 日 か ら当 該 五. 年 -を経 過 する

H (T) 属 する事業年 - 度終了  $\mathcal{O}$ 日ま で 0 間 に当該適 用 法 人が 同 項 に規定する解散 を した場合に お ( ) 7 は、 当

該 解 散  $\mathcal{O}$ 日 (合併 に ょ る 解 散  $\mathcal{O}$ 場 合 に は その 合 併  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 前 日  $\mathcal{O}$ 属 す る事 業年度  $\mathcal{O}$ 第七 十二条 が 二 十

五 又 は 第七 十二条 の二十八  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限) が 到 来 L た 場合 (当該 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 ま

該 提 出 期限に係る申告書 の提出がなかつた場合にあつては、 当該提出 開限後 の当該申告 書  $\mathcal{O}$ 提 出

仮装経 あ 三十九第二項、 に 又は当該申告書に係る事業年度の付加価値割、 より控除された金額を除く。)を還付し、 つた場合) 理事 ¥ 業 税 額 には、 第七十二条の四十一 (既にこの項 道府 県知 事 は 又は第七項 当該 第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定が 適 用法 の規定により還付すべきこととなつた金額 又は当該適用法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当す 資本割、 人に対し、 所得割若しくは収入割についての第七十二条の 政令で定めるところにより、 及び 当 該 第 更正 一項 に係  $\mathcal{O}$ 規定 る

4 内 べ きこととなつた金額及び第一項の規定により控除された金額を除く。 に、 適 用 道府県 法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、 知事 に . 対し、 その 適用 に係る仮装経 理事 業税額 当該適用法 (既に 人は、 前 項又は 当該事 第六項及び第七項にお 第七項 実が生じた日以  $\mathcal{O}$ 規定により 後 いて同じ 還 年以 付 す

るものとする。

。)の還付を請求することができる。

会社更生法 又は 金融 機関等 の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開 始 の決定があ

つたこと。

一 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

5 事 業 を行り う 法人につきその 各事業年度  $\mathcal{O}$ 付 加 価 値 額、 所得 又は 収入金額を減少させる更正 で当 ī該法人

 $\mathcal{O}$ 当 該 各 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 前 に 終 了 L た 事 · 業 年 度 0 付 加 価 値 割 所得 割 又 は 収 入 割 に 0 1 て され た更

正 **当** 該 法 人 を合併 法 人とす る適 格格 合併 に . 係る被 合併 法 人の 当 該 適 格 合併  $\mathcal{O}$ 日 前 12 終 了 L た 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 

付 加 価 値 割 所得 割 又は 収入割に ついてされた更正を含む。 以下この項に お 7 て 「 原 更正」 とい

12 伴う もの (以下この項 に お **,** \ 7 「反射的 更正」 という。 が あつた場合に お 7 て、 当該 反 射 的 更正 に

ょ ŋ 減 少す る 部 分  $\mathcal{O}$ 付 加 価 値 額、 所 得 又 は 収 入 金 額  $\mathcal{O}$ うち に当該 原 更正 に係 る 事 業年 度に お 1 7 そ の事

実 へを 仮 装 l て 経理 L た 金 額 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ が あ るときは 当 該 金 額 は 当 該 各 事 業年度 に お 1 て当該 法 人が

仮 装 L て 経 理 したところに基づく金額とみなして、 前各石 項  $\mathcal{O}$ 規定を適 用する。

6 第四 項  $\mathcal{O}$ 規 定による還 付  $\mathcal{O}$ 請 求をしようとする適 用法人は、 その還付 を受けようとする仮装経 理事 業

税 額、 そ  $\mathcal{O}$ 計 算  $\mathcal{O}$ 基 一礎そ  $\mathcal{O}$ 他 総 務省令で定め る事 項 を記れ 載 l た請 求 書 を道 府 県 知 事 に · 提 出 L な け れ ば な

らない。

7 道 府 県知 事 は、 前項の請求書の提出があつた場合には、 その請求に係る事実その他必要な事 項につい

て調査し、 その調査したところにより、 その請求をした適用法人に対し、政令で定めるところにより、

仮 以装経 理事 業税額を還付し、 若しくは当該適用法人の 未納に係る地方団体の徴収金に充当し、 又は請求

の理由がない旨を書面により通知するものとする。

第七十二条の二十四の十一第五項中 「前条及び」を「前条第一 項及び」 に、 「前条の」 を 同 条第 項

の」に改める。

機関

 $\mathcal{O}$ 

開

設者又は政令で定める医

療法

人がそ

の設置する看護師、

准

看護

師

歯

科

衛生

士

その

他

政

令で定め

第七十三条の四第一 項第三号中 公益社団法人若しくは公益財団法人、 医療法第三十一条の公的医療

る 医 療 関 係者  $\mathcal{O}$ 養成 所に お 1 て直 接 教 育  $\mathcal{O}$ 用 に供する る不 動 産」 を削 り、 同号の 次に次  $\mathcal{O}$ 一号を 加 える。

医療法第三十一条の公的医療機関 の開設者、 医療法人(政令で定めるものに限る。)、 公益 社

団法 人及び公益財団法人、 般社団法人 (非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営

利型 法 人を いう。 以下この号にお いて同じ。) に該当するものに限る。)及び一 般財団 法 人 (非営利

型法 人に該当するもの に限 る。 社会福祉法人、 独立 行 政 法 人労 7働者健立 康福祉 機 構、 健 康 保 険 組 合

及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看

護師、 准看護師、 歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する

不動産

第七十三条の 四第 項第五号中 「第三号」 を 「第三号の二」 に改め、 同項第八号の次に次  $\mathcal{O}$ 号を加え

る。

八 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等

確保事 業に係る業務 (同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。) の用に供する不動産で政

令で定め る ŧ  $\mathcal{O}$ 

第七十三条  $\mathcal{O}$ 四第 項第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第七十三条の五 の見出しを「(土地開発公社の不動産の取得に対する不動産取得税 の非課税) に改め

同 条第 項 を削 ŋ 同 条第二 項 を同 条とする。

第七十三条  $\mathcal{O}$ 七 第二 号の 兀 中 平 -成十四 年 法 律第百五 <del>十</del> 四 号) 第百 八十三条第 項」 を 「第百 八十三

条」 に改め、 「平成八年法律第九十五号。 及 び 「及び第六百九十九条の四第二 項第三号」 を削り、 「第

時 三条第一 百七条」を「第百四条」に、 十二条」に、 から引き続き委託者である者」 項」 に、 「第三百六十五条」 「第三百四十八条」 「第二百七十六条」を「第二百七十三条」に、 を を 「次のいずれかに該当する者」に改め、 「第三百六十三条」 を「第三百四十六条」に、 に改 め、 同 「第二百七十五条第一 条第四号中 同号に次のように加える。 「第百六条第一項」を 「当該 信 項」 託  $\mathcal{O}$ を 効 力が生じた 「第二百七 「第百

イ 当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者

の効力が生じた時における委託者から第一号に規定する相続をした者

口

当該信

託

ハ 当該 信 託 0) 効力が、 生じた時 に おける委託者が 合併により消 滅 した場合における当該合併後存続す

る法人又は当該合併により設立された法人

= 当該信託の効力が生じた時における委託者が第二号に規定する政令で定める分割をした場合にお

ける当該分割により設立された法人又は当該分割により事業を承継 した法人

第七十三条の二十七 の五 第 項中  $\neg$ 協 同 組合連合会又は商店街振興組合」 を 又 は協同 [組合連合会]

に、「本項」を「この項」に改める。

第七十三条の二十七の六の見出し中 「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改

め、 同条第一項中 「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、 同項第一号」を「第八条第一 項又は

第十一条 の十二に規定する農地保 有合理化 法 人又は農地利 用集 看円滑: 化団体 (以下この 条及び 次条に お 1

て 「農 地 保 有 合 理 化法 人等」 という。 が、 同 法 第 匹 条第二項 第 号 に、 当 該 農 地 保 有 合 理 化 法 人

化法人等」に、「より同項」を「より前項」に改める。

を

当

該

農地

保

有合理化法

人等」

に改

め、

同

条第二

項

中

前

項

 $\mathcal{O}$ 

農

地

保有合理化法人」

を

農

地

保有合理

第七十三条の二十七の七第二項中 農業経 営基 盤 強化促進法第四条第二 項に規定する農地保有合 1理化法

人 を 農 地 保 有 合理化法 人等」 に、 「当該農地保 有 合理化 法 人 を 当 |該農地 保有 合 理 化 法 人等」に改

め、 同 条 第三 項 中 「前 項  $\mathcal{O}$ 農 地 保 有 合理化 法 人が 同 項」 を 「農 地 保 有 合理 化 法 人 等が 前 項」 に 改める。

第七十三条の二十七 の九第 項 中 第二条第七項」 を 「第二条第三項」に改める。

第七節 自動車取得税

第二章

十第七節<sup>1</sup>

を次のように改める。

第一款 通則

(自動車取得税の納税義務者等)

第百十三条 自動車取得税は、 自動車の取得に対し、 当該自動車の主たる定置場所在の道府県において、

当該自動車の取得者に課する。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 自 動 車」 とは、 道路 運 送車 両 法 (昭和二十六年法律第百 八十五号) 第二条第二 項に規 定する

自 動 車 自 動 車 にこ 付 加して一 体となつてい る物として政令で定めるものを含む。 を 1 \\ \ 同 法 第三条

の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動 車及び軽自動車のうち二輪の も の (側車付

二輪 自 動車を含む。) を除くものとし、 前 項  $\hat{O}$ 自 動 車 の取得」 には、 自 動 車 製造業者の 製造による自

動 車 0) 取 得 自 動 車 販売業者の 販 売の ため 0) 自動 車  $\mathcal{O}$ 取得その他政令で定める自動車 . (T) 取得を含まない

ものとする。

(自動車取得税のみなす課税)

第百 十 应 条 前条第一 項の自 動車 (以下この節において 「自動車」という。) の売買契約において、 売主

が 当 該 自 動 車  $\mathcal{O}$ 所 有 権 を留 保 して *\* \ る場合にお ( ) ても、 当 該 売買契約  $\mathcal{O}$ 締 結 を 同 項  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 。 以

下この 節にお 1 て 自 動車の取得」 という。 ٢, 買主を自 動車の取得者とみなして、 自 動· 軍取得郊 税を

課する。

2 締 結 前 を自 項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、 動 車 の取得と、 新たに買主となる者を自 動車  $\mathcal{O}$ 取得者とみなして、 当該買主の変更に係る契約 自 動車 取 得税、 を課する。  $\mathcal{O}$ 

3 自 動 車 製造 漢者、 自 動 車 販 売業者 又は 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 政 令で定め る自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得を L た者 (以下この項

12 お 7 7 販販 売業者等」 という。) が、 そ  $\mathcal{O}$ 製造に より 菆 得 i た 自 動 車 又は そ  $\mathcal{O}$ 販売  $\mathcal{O}$ ため その 他 運 行

(道路 [運送車 両法第二条第五項に規定する運行をいう。 以下この条において同じ。) 以外  $\mathcal{O}$ 目的 に供す

るため 取得 L た自 動 車について、 当該販売業者等が 運行 の用 に供 した場合 (当該販売業者等 か ら当該 自

動 車  $\mathcal{O}$ 貸与を受け た者が これ を運 行  $\mathcal{O}$ 用 に 供 L た場合を含む。 に お 7 7 は、 当該 運 行  $\mathcal{O}$ 用 に 供 するこ

とを・

自

動

車

 $\mathcal{O}$ 

取

得と、

当

該

販

売業者等を自

動

車

 $\mathcal{O}$ 

取

得者とみなして、

自

動

車

取

得税、

を課す

Ź。

ح

 $\mathcal{O}$ 

場合

12 お *(* \ て、 当該 販売業者等が、 当該自動 車について、 同法第七条の規定による登録を受けたとき (当該

登 録 前 に第 項の 規定の適 用が ある自動 車 の売買がされたときを除く。 同法第六十条 の規定による

自 動 車 検 査 証 の交付 を受けたとき (同 法 第 五. + 九条第 項 に 規定する検査対 象 軽自 動 車 に 係 る場 合 に限

る。 又は 同 法第 九 十七 条 の三の 規定に ょ る届 Ш をし たときは、 当該 自 動 車  $\mathcal{O}$ 登 録 自 動 車 検 査 証 の 交

付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 用 に供 この法律の施行地外で自動車を取得した者が、 した場合には、 当 該 K自動車<sup>2</sup> すを運行 の用に供することを自動車 当該自動車をこの法律の施行地内に持ち込んで運行の の取得と、 当該. 自動車を運行 の用に

供 する者を自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得者とみな して、 自 動 車 取 得税 を課する。

### (自動車取得税の非課税)

第百 十五条 道府県は、 国、 非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、 市町 村、 特別 区、

これ . ら の組合、 財産区、 地 方開 発事業団、 合併特例区、 非課税地方独立行政法 人及び公立大学法 人の自

動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 に 対 L 7 は 自 動 車 取 得 税を課り することができな \ <u>`</u> ただし、 地 方 公営 1企業法 昭 和 二十七

年 法 律 第二百 九 十二号) 第二 条 第 項に 規定する 地 方公営企業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 するた め Ó 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得  $\mathcal{O}$ うち

政 令で定めるもの及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動 車  $\mathcal{O}$ 

取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2 道 府 県は、 次に 掲 げげ Ź 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得に 対 して は 自 動 車 取 得税を課することができない。

相 続 (被 相 続 人 か 5 相 続 人に 対 してさ れ た 遺贈を含 む。 に基づく自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得

二 法人の合併又は政令で定める分割に基づく自動車の取得

三 法人が新たに法人を設立するために現物出資 (現金出資をする場合における当該出資の額に相当す

る資 産  $\mathcal{O}$ 譲 渡を含む。) を行う場合 (政令で定める場合に限る。) における自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得

兀 会 社 更 全 法第百八十三条 **金** 融 機 関 等  $\mathcal{O}$ 更 全 手 続  $\mathcal{O}$ 特 例 等に関う する法律 (以下この 号に お *\* \ 7 「更

百三条第一項 (更生特例法第三百四十六条におい て準用する場合を含む。)

生特

例

法

という。

第百

兀

条又は第二百七十三条に

お

1

て準

用する場合を含む。)

更生

特

例

法

第

又は更生特例

法第二百

七

十二条 (更生特例法第三百六十三条にお いて準用する場合を含む。) の規定により更生計 画 に な **,** \ て

株式 会社、 協 同 組 織 金 融 機関 (更生特 例 法 第二条第二項に 規定する協 同 組 織 金融 機 関 を 1 う。 以下こ

 $\mathcal{O}$ 号 に お 1 て 同 ľ, 又はに 相 豆会社 便生 特 例 法第二 条第六 項 に 規定する相 互会社 をいう。 以下この

号に お いて同じ。) カ 5 新株式会社、 新協 同 組 織 金 融 機 関又は新 相 互会社に移転すべき自動車 を定め

た場 合における新株式会社、 新協 同 組 織 金融 機 関又 へは新 相 互会社 の当該自 動 車 . D 取 襣

五 委 託者 か ら受託者 12 信 託財 産 を移す場 合に お け る自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得

六 信 託  $\mathcal{O}$ 効 力が 生じた時 カ 5 引き続い き委 託 者  $\mathcal{O}$ 4 が 信 託 財 産  $\mathcal{O}$ 元 本 一の受益な 当者である る信 託 により 受託 者

カン ら当該受益者 (当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。 に信託 財産を移

す場合における自動車の取得

七 信託 の受託者の変更が あつた場合における新たな受託者による自動車の取得

八 保 険 業 法  $\mathcal{O}$ 規定によつて会社 がその保険契約  $\mathcal{O}$ 全部  $\mathcal{O}$ 移 転契約 に基 づい て自動す 車を移転する場合に

おける当該自動車の取得

九 譲 渡により担保の目的となつている財産(以下この節において「譲渡担保財産」という。) により

の設定の

の 日

から六月以内に譲渡担

保財産

の権利者

**(**以

担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産

下この節 に お (1 て 一譲 渡 担保 権 者」という。 か 5 譲 渡担 保財 産 0 設定者 (設定者が交代 した場合に

お け る新設 定者を除く。 以下この節において同じ。 に当 該譲渡担 保財産 を移転する場合における自

動車の取得

3 道府 県は、 前条第一 項又は第二項の規定の適用を受ける自動車の所有権がこれらの規定に規定する買

主に移転 したときは、 当 該 移転 に係る自 動 車  $\mathcal{O}$ 取得に対しては、 重ね て自動力 車 取得税を課することがで

きない。

(自動車取得税に係る徴税吏員の質問検査権)

第百十六条 道府県の徴税吏員は、 自動車取得税 の賦 課徴収に関する調査のために必要がある場合には、

次に掲げる者に質問し、 又は第一号若しくは第二号の者 の帳簿書類 (その作成又は保存に代えて電磁的

記 録 、電子的 方式、 磁気的· 方式その 他  $\mathcal{O}$ 人の 知覚によつては 認識することができな *\* \ 方 式 で作 5 ħ る記

録であつて、 電子計算機による情 報 処理 0 用に 供されるもの をいう。) の作 -成又は5 保 存が かされて V る場

合における当該電磁的 記 録を含む。 次条第一項第一号及び第二号において同じ。 その他の物件を検査

することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

前号に 掲げる者 から金 銭 又 は 物品を受け 取 る権 利 が あると認 められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該自 動 車取得税  $\mathcal{O}$ 賦課徴収 に 関し直接関係があると認められる者

2 前 項第一号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をい 、 う。

以下この 頃に お į١ て同じ。)とする分割 に係る分割 承 継法 人 (分割により分割法人から資産 及び 負 債  $\mathcal{O}$ 

移転を受け た 法 人を いう。 以下この 項に お *(* \ て同じ。) 及び 同号に掲 げ る者を分割 承 継 法 人とす る分割

に 係る分割法人は、 前項第二号に規定する金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者に含まれ

るものとする。

3 第一 項の 場合には、 当該徴税吏員は、 その身分を証明する証票を携帯し、 関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

4 自 動 車 -取得 税に係る る滞納処分に関する調査につい ては、 第一 項の規定にかかわらず、 第百三十六条第

六項に定めるところによる。

5 第 項の規定による質問又は検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自動車取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第百 十七 条 次 の各号のいずれかに該当する者は、 五万円以下の罰 金に処する。

前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、 妨げ、 又は忌避した者

前 条第 項の帳簿書類で虚偽 の記載又は記録をしたもの を提示した者

 $\equiv$ 前 条の 規 定に よる徴税 定員 への質問 に 対 し答弁をしない者又は 虚 偽 の答弁をした者

2 法 人の 代 表者又は法人若しくは 人の代理人、 使用 人その 他 の従業者がその法 人又 は 人の 業務又 人は財産

に 関 して前項の違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 同

項の罰金刑を科する。

第二款 課税標準及び税率

自 動 車 中取得税  $\mathcal{O}$ 課税標準 潍

第百十八 条 自 動 車 取 得税  $\tilde{O}$ 課税標準は、 自 動 車 . О 取得価額とする。

2

次に掲げる自動車の取得については、

その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として総務

省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価 額とみなす。

無償でされた自動車 ーを譲渡 した者が親族その他当該自 車を取得した者と特殊

0)

取得

又は自動

車

動

O

関 係 のある者で政 合で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車 Ď 取得で政

令で定めるもの

代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与 (被相続人から相続

人以外の者に対してされた同法第千二条第一 項の負担付遺贈を含む。) に係る財 産 の移転としてされ

た場 合にお け る自 動 車  $\mathcal{O}$ 取得

三 第百十四条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当

該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第百十九条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第百二十条 道府県は、 その取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、 自動車取得税を課

することができない。

第三款 申告納付並びに更正及び決定等

(自動車取得税の徴収の方法)

第百二十一条 自動車取得税の徴収については、 申告納付の方法によらなければならない。

(自動車取得税の申告納付)

第百二十二条 自動 軍取5 得 税 の納税義務者 は、 次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、 当該各号に

定める時 又は 日までに、 総務省令で定める様式によつて、 自 動 車 取 得税の 課税標準 額及び 税額その 他必

要な事項を記載した申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告した税額を当該道府県に納付し

なければならない。

道 路運 送 車 · 両 法 第七条の規定による登録、 同法第五十九条の規定による検査 (検査対象軽自 1動車に

係る も の に限 る。 又 は 同 法 第 九 十七条 の三の規定による届出 「がされ る自 動 車 · に 係 る自 動 車 0) 取 得

当該登録、検査又は届出の時

道路運送 車 両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事 由

が あ った日 カュ ら十五日を経過する日 (その日前 に当該登録を受けたときは、 当該 登 録  $\mathcal{O}$ 時

三 前 二号  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得以 外  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 で、 道 路 運送 車 両法第六十七条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る自 動

車 検 査 証  $\mathcal{O}$ 記 入を受け るべ き自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得又は 総務省令で定め る自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 当該 記 入を受け Ź べ

き事 由 が あ つた日 から十五日を経過する日 (その日前に当該記入を受けたときは、 当該記入の時) 又

は総務省令で定める日

兀 前 三号の 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 以 外  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 当該 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得  $\mathcal{O}$ 日 か 5 十五 日 を経過 す Ź 日

2 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得をし た者 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ る場合を除 き、 総務 省 令 で定める る 様 式によって、 当

該 的自動 車  $\mathcal{O}$ 取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を提出しなければならな

# (自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第百二十三条 前条第 項 の規定によつて申告書を提出すべき者は、 当該申告書の提出期限後においても

第百二十九条第 匹 項  $\mathcal{O}$ 規定による決定  $\mathcal{O}$ 通知 が あるまでは、 前条第 項の 規 定に、 ょ いつて 申告納 付 する

ことができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は

第百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、 当該申告書若しく 、は修正力 申告書又は当該更

正 若 しくは決定に 係 る課 税 標準 額 文は 税額 に つい て不足額が ある場合に は、 遅滞なく、 総務 省令で定め

る事 項 を記 載 L た 修 正 申告書を道 府県知事 に提出するとともに、 その修正により 増加した税額を当該道

府県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第百二十 匹 条 自 動 車 取 得 税  $\mathcal{O}$ 納 税 義務者 は、 第百二十二条第一 項又は前条 の規定によ り自 動 車 取 得 税額

を納 付 する場 合 ( 第 百三十 条  $\mathcal{O}$ 規定によ り 当 該 自 動 車 取 得 税 額 に 係 る延 滞 金 額 ルをし 納 付 す る 場 合 1を含む

0 次項において同じ。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に道府県が発行する証紙をは

つてしなければならない。 ただし、 当該道府県の条例により当該自動車取得税額 (当該自動車取得税額

に係る延滞・ 金額を含む。 次項にお いて同じ。) に 相当する金額を証 紙代金収納計器で表示させる納 付の

方法が定められている場合には、これによることができる。

2 道 府 県は、 自 動 車 取 得 税  $\mathcal{O}$ 納 税 義務者が第百二十二条第一 項又は 前 条の規定により自動 車 取 得 税 額を

納 付する場合において、 前項の証紙に代えて、 当該自動車取得税額に相当する現金を納付することがで

きる旨を定めることができる。

3 道府 県は、 第一 項 の規定によ り納税義務者が 証 紙 をは つた場合には、 当該 証紙をは つた紙面と当該 証

紙 の彩 紋とに カ けて当 該 道 府 県 0 印 で判 明 にこれ を消さなけ ħ ば なら な \ <u>`</u>

4 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 証 紙  $\mathcal{O}$ 取扱いに関 しては、 当該道府県の条例で定めなけ ればならない。

(譲 渡 担保 財 産 0 取得に対して課する自動車取得税の 納税義 務 の免 除等)

第百二十 五. 条 道 府 県 は 譲 渡 担 保 権 者 が 譲 渡担 保 財 産とし て自 動 車  $\mathcal{O}$ 取得をした場合にお いて、 当該 譲

渡 担 保 財 産 に ょ ŋ 担 保 さ れ る債 権  $\mathcal{O}$ 消 滅 に より 当 該 取 得  $\mathcal{O}$ 日 か ら六 月 以 内 に 譲 渡担 保 財 産  $\mathcal{O}$ 設 定 者 に 当

該 該渡 担 .保財産に係る自動車を移転したときは、 譲渡担保権者による当該譲 版 渡 担 保 記 財産に係る自 動 車  $\mathcal{O}$ 

取得に対する自動 車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 道 府 県知 事 は、 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取得者 か 2ら自1 動 車 取 得税につい て 前項  $\mathcal{O}$ 規定 の適 用があるべき旨 の申告があ
- り、 当 該 申 告 が 真実であ ると認 8) るときは 当 該 取 得  $\mathcal{O}$ 日 か ら六 月 以 内  $\mathcal{O}$ 期 間 を限 0 て、 当 該 自 動 車  $\mathcal{O}$
- 取 得 に 係 る自 動 車 取 得 税 に 係 る 地 方 寸 体 0 徴 収 金  $\mathcal{O}$ 徴 収 を 猶 予 す るも  $\mathcal{O}$ とする。
- 3 道 府 県は、 前 項 0 規定による徴収 の猶予がされた場合には、 その徴収 0) 猶 予がされた税額に係る延滞
- 金 額中当該 徴 収  $\mathcal{O}$ 猶予がされた期 間 に対応する部 分の 金額を免除 するも のとする。
- 4 道 府 県 知 事 は、 第二項 0) 規定 に ょ る徴 収  $\mathcal{O}$ 猶 予 をし ) た場: 合 に お V て、 当該 徴 収  $\mathcal{O}$ 猶 予に 係 る自 動 車 取
- 得 れ ばならない。 税 に 0 1 7 第 この 項 場合に  $\mathcal{O}$ 規 定 お  $\mathcal{O}$ いて、 適 用 が 徴収 な いことが の猶予 を取り 明ら かとなったときは、 消された者は、 直ちに当 当 該 徴 |該徴. 収  $\mathcal{O}$ 収 猶  $\mathcal{O}$ 予を 猶 予がされ 取 り 消 さな た自 け
- 動 車 取得税に係 る地方団 体 (T) 徴 収 (金を納) 付 しなけ ればならない。
- 5 第 + 五. 条第 匹 項 及 び第 + 五. 条 か 二 一第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる徴収  $\mathcal{O}$ 猶 学 に つい て、 第十五条
- の 三 一第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る徴 収  $\mathcal{O}$ 猶 予  $\mathcal{O}$ 取 消 L 12 0 1 て 潍 用 す る。
- 6 道 府 県は、 自動 車 取得税に係る地方団体  $\mathcal{O}$ 徴収金を徴収 L た場合において、 当該自動車取得税に つい

て第 項の 規定の適用があることとなつたときは、 同項の譲渡担保権者の申請に基づい て、 当該地方団

体の徴収金を還付するものとする。

7 道 府 県 知 事 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に、 ょ り自 動 車 取 得税 に !係る地: 方団 体 :の徴収 金を還付 する場合に お *\* \ て、 還

付 を受け る者 0 未 外納に係! |る地方| 団 体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金があるときは、 当該 還付すべき額をこれ に充当しなけ れ ば

ならない。

8 前二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定によつて自 動車 -取得税 に係る地方団体の徴収 金を還付し、 又は充当する場合に おいては

第六 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる還 付  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ 0 た 日 カコ 5 起 算 L て十日を経 過 L した 日 を第十 七 条の 兀 第 項各号

に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

自 動 車  $\mathcal{O}$ 返 還が あ つた場合 0 自 動 車取り 得 税  $\mathcal{O}$ 還付又 は納付 義務の免除

第百二十 六条 道府 県は、 自 動車 販売 業者 か ,ら自 動 車 0) 取 得をし た者が、 当 該 自 動 車 の性 能 が良好でない

ことその 他これ に 類 でする 理 由 で 総務 省令 で定め る ŧ  $\mathcal{O}$ に ょ り、 当該 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 月 以 内 に 当

該 自 動 車 を当 該 自 動 車 販 売業者 に 返 還したときは、 その 者 0 申 請 に ょ かり、 当 該 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 に 対 する自

動 車 取 得税額 が 既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、 当該. 自 1動車· 取得税額がまだ納る 付

されていないときはその納付の義務を免除するものとする。

2 前条 第七 項の規定は、 前項の規定により自動車 取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の脱税に関する罪)

第百二十 七 条 偽り Ź  $\mathcal{O}$ 他 不 正 の行為によつて自動 車 取得税の全部 文は 部を免れた者は、 三年 以下の懲

役若しくは五 十万円以下の罰 金若しくは科料に処し、 又は懲役及び罰金を併科する。

2

前

項

0

免れ

た税額が五十万円を超える場合においては、

情状により、

同

項

の罰

金

の額は、

同項

(T)

規定

に カン か わ らず、 五. 十 方 円 を超える額でそ 0 免れ た税 額 12 相 当する額以 下 の額とすることが できる。

3 法 人 0 代表者又は 法 人若しくは 人の代理 人、 使用 人そ  $\mathcal{O}$ 他 <u>, 一</u> 従業者 が その法 人又 は 人の 業 務 又 は 財産

に 関 L て第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 違 反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、

この条の罰金刑を科する。

(自動車取得税の減免)

第百二十 八条 道 府 県 知事 は、 天災その 他 特 別  $\mathcal{O}$ 事 情 が がある場 %合にお *\* \ . て自: 動 車 取 得税  $\mathcal{O}$ 減免を必

ると認める者その 他特別 の事 情が ある者に限り、 当該道府県の条例で定めるところにより、 自 動 車 取 得

税を減免することができる。

(自動車取得税の更正又は決定)

第百二十九条 道府県知事 は、 第百二十二条第一 項の申告書 (以下この節にお いて「申告書」という。)

又は第百二十三条第二項 の修正申告書 (以下この節において 「修正申告書」という。) 0) 提出があつた

場合において、 当該申告書又は修正申告書に係る課税標準 額又は税額がその調査したところと異なると

きは、これを更正する。

2 道府 県知 事 は、 申告書 を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、 その調査によつて、

申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事 は、 第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、 又は前項の規定によつて決定した課税

標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 道府 県知 事 は、 前三項 の規定によつて更正し、 又は決定した場合には、 遅滞なく、これを納税者に通

知しなければならない。

(自動車取得税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第百三十条 道府県の徴税吏員は、 前条第一 項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合に

お いて、 不足税額 (更正による不足税額 又は決定による税額をいう。 以下この 節にお いて同じ。) が あ

るときは 同条第 匹 項  $\mathcal{O}$ 通知をした日 か 5 月を経過する日 を納期限として、 これ を徴収 L なけ れ ば な

らない。

2 前 項 の場合においては、 その不足税額に第百二十二条第一 項の納期限 (納期限の延長があつたときは

その 延長され た納期限。 以下この 節 にお いて同じ。) の翌日 から納 付 0 日 までの 期間  $\mathcal{O}$ 日 数に応じ、

年 十四四 · 六パ ] セ ン 1 ( 前 項  $\mathcal{O}$ 納 期 限 ま で 0) 期間 又は当該 納 期 限 (第百二十五 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り徴

収 を 猶 予 i た 脱額に あ つ 7 は、 当該 猶予 Ĺ た期 間  $\mathcal{O}$ 末 月)  $\mathcal{O}$ 翌日 か ら 一 月を経 過す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 に 0

1 ては、 年七・三パ ーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算 して徴収 しなけ

ればならない。

3 道 府 県 知 事 は 納 税者 が 前条第 項か ら第三項まで の規定 による更正 又は 決定を受けたことについて

B むを 得 な 1 理 由 が あ ると認 8 る場 合に は 前 項  $\mathcal{O}$ 延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する自動車取得税の延滞金

第百三十一条 自動 車取得税の納税者は、 第百二十二条第一項の納期限後にその税金を納付する場合には

半 該 税額に、 同 項 の納 期 限 の翌日 こから納っ 付の 日 までの 期 間  $\mathcal{O}$ 日 数に応じ、 年十四 六パ ] セ ント 次

 $\mathcal{O}$ 各号に掲げ る 税 額  $\mathcal{O}$ X . 分 に 応じ、 当該. 各号に定  $\emptyset$ る 期 間 に 0 V > て は、 年七・三パ セント) 0) 割合を

乗じて · 計算 L た 金 単額に相対 当す る延 滞 金額 を加算 L て納付り L な け れ ばなら な

1 て同 ľ, 当該税 親に係る る納 期限  $\mathcal{O}$ 翌日 か 。 ら 一 月を経過する日 にまでのこ 期 間

そ

 $\mathcal{O}$ 

提出期限までに提出した申告書に係る税額

(第四号に掲げる税額を除く。

次号及び第三号にお

から

その 提 出 期限 後 に提 出 L した 申 告 書に 係 る税 額 当 ī該提 出 した 日 ま で 0) 期 間 又はそ 0 日 の 翌 日

月を経過する日までの期間

三 修 正 申告書に 係る税 額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する

日までの期間

兀 第 百二十 五 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 によつて徴収を猶 予し )た税! 額 当該 猶 予 した期間 の末 日  $\mathcal{O}$ 翌. 日 か 5 月

を経過する日までの期間

2

道府 県知事 は、 納税者が第百二十二条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむ

を得ない理由があると認める場合には、 前項の延滞金額を減免することができる。

(自動車取得税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第百三十二条 た金額 増加 よつて て増 場合に ことに あつたときは、 お 0 **,** , いて、第百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、 7 加 した税額を控除した金額とし、 うい おいて つい 増加 更正又は修正申告書の提 した (当該対象不足税額等 て正 税 て L 申告 た税 正 額 次項ただし 当な 当 道府県知 (以下この な 書 額 理 の合 理  $\mathcal{O}$ 提 由 由 事 計 が が 書又は第六 出 項に 期限 額 な は、 あると認めら 1 (当該 (当該更正又は修正申告前にその更正 当該 出が と認め お までにそ V > 更正 . T 当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少させる更正又 更正 あつた場合においては、 項 る場合には、 0 対 れ 又 又は修正 規  $\mathcal{O}$ 提 は 定の 象不足税額等」 たときは、 修 出 適 正 が 申告前 申告前 あつ 用があるときを含む。 当 そ 該 た場合 更正 の申  $\mathcal{O}$ の申告又は修正申告に係る税額に という。 更 告又 正 その更正による不足税額 に (申告書の による によ は る不足が 修 不 又は修正申告に係る自動 -足税額 正 に 百分 申告 提 以下こ 出 税 額 に  $\mathcal{O}$ 又 期 係 八は当 限後 <u>ー</u> + の 又は修正申告書の提出 又は 項 る にその 修 税 割合を乗じて 該 に 正 額 又は修正 修 おいて同 申 に 正 告 提 申告書 誤 誤 りが りが 書 車 出 に 申告 ľ 取 が 得 あ 計 に ょ あ あつた った つた 書に 税に つて 算 ょ が に 0

は

ときは、 これらにより減少した部 分の 税 額に相当する金額を控除 した金額とする。) を加算 した金 額と

する。 が 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 ま で に その 提 出 が あ つた場合に お け る当該 申告書に係 る税額 12 相 当 す る金

額と五 十万円との 7 ず れ カン 多い 金 額を超えるときは、 当 該 超える部 分に相当す ,る金! 額 (当 該 対 象 不 足税

額 等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、 当該対象不足税額等) に百分の 五. の割合を乗

じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなけ 'n ば ならな

ただ Ļ 修 正 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 が あ つ た場合に お いて、 その 提 出 が 当該 修 正 申告 書 に係 る自 動 車 取 得 税 額 に

٧Ì て 第百二 十 九 条第 項又は第三 項 0 規定による更正があるべきことを予知してされたも 0 で な 7 لح

きは、この限りでない。

2 次 0 各号の いず れ かに該当する場合には、 道府県知 事は、 当該 各号に規定する申告、 決定又は更正に

ょ ŋ 納 付 すべ き税 額 に 百 分  $\mathcal{O}$  $\dot{+}$ 五.  $\mathcal{O}$ 割合を乗じて計 算 L た 金 額 に 相 当する不 申 告加 算 金額 を 徴 収 L なけ

n ば な 5 な 1 ただ し、 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限までにその 提出が なか つたことについて正 当な 理 由 が あると

認められる場合は、この限りでない。

申告書 「の提出期限後にその提出があつた場合又は第百二十九条第二項の規定による決定があつた場

合

申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期限 後にその提 出 が あ 0 た後 に お 1 て修正 申告 書 の提出 出又は第百二十九条第 項若

くは第三項の規定による更正があつた場合

 $\equiv$ 第百二十九条第二項 の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定

による更正があつた場合

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に該当する場合に お いて、 同 項に規定す る納 付 すべ き税 額 同 項第二号又は第三号に該 当

す んる場 合には、 これ らの 規定に規定する修 正 申告又は 更正 前 にさ れ た当 該 自 動 車 取 得 税に 係 る申 告 書  $\mathcal{O}$ 

提 出 期 限 後のの 申告又は第百二十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に より納付す

べ き税額 の合計額 (当該納 付すべ き税額を減少させる更正又は更正 元に係る る不服 申立て若しく は 訴えにつ

1 て  $\mathcal{O}$ 決定、 裁決若 しく は 判決に による原 処 分の 異 動 が あ つたときは、 これら に より 減 少し た 部 分  $\mathcal{O}$ 税 額

に 相 当 「する金 額 を控除 L た金額とする。 を加 算 L た金 額) が 五 十万円、 を超えるときは、 前 項  $\mathcal{O}$ 不 申 告

加 算 金額 は、 同 項 の規定にかかわらず、 同項の規定により計算 した金額に、 当該超える部分に相当する

金 額 (同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、 当該納付す

ベ き税 額) に 百 分の 五. 0 割合を乗じて計算 がした金石 額を加算し た金額とする。

4 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 後 12 そ  $\mathcal{O}$ 提 出 が あ つた 場合又 は 修 正 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 が あ つ た に場合に お V て、 そ  $\mathcal{O}$ 提 出

が 当 該 申 告 書 又は 修 正 申 - 告書 に係る自 動 車 取 得 税 額に つ *(* ) て第百二十 -九条第 項か 5 第三 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規定

に よる更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは 当該 申告書又は修 正 申 告 書に

係 ぶる税 親に係る る第二項 の不申告 加 算金額 は、 同 項 0 規定に か か わらず、 当該 統額に一 百 「 分 の 五 0 割 合を乗

じて計算した金額に相当する額とする。

5 道 府 県 知 事 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ つて 徴 収 けずべ き過少 申 告 加 算 金 額 又は第 項の 規定に ょ つて 徴収<sup>×</sup> す

べ き不 申告加 算金額を決定した場合には、 遅滞なく、 納税者に通知 しなければならな

6 第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定は、 第四 項  $\mathcal{O}$ 規 定に該当する申告 書の 提 出が あ つた場合にお 7 て、 そ の提 出が、 申告書

 $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 ま で に 提 出 す ^る意思! が あ つたと認め 5 れ る場合として政令で定め る場合に 該当し て行 わ れ た

ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ŋ, か つ、 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期限 から二週 間 を経過する日までに行わ れ たもので あるときは、 適用

しない。

## (自動車取得税の重加算金)

第百三十三条 前 条第 項 の規定に該当する場合におい て、 納税者が課税標準 額の計算の基礎となるべき

事 実  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 を隠ぺ 1 又は 仮 装 し、 か その 隠ぺ 7 又 は 仮 装 L た 事 実に 基 づ V) 7 申 告

書 又 は 修正 申 告 書 を提 出 し たときは、 道 府 県知 事 は、 政令で定めるところに ょ り、 同 項  $\mathcal{O}$ 過 )少申 告 加 算

金 額に代えて、 その計算の基礎となるべき更正による不足税 額又は修正により 増 加 L )た税 額に 百 分の三

十五 O割合を乗じて計算した金額に相当する重 加 算金額 を徴 収 しなけ ればならない

2 前 条 第二 項 0 規 定に該当する場合 (同 項 ただ L 書  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ る場合を除く。 に お 1 て、 納税

者 が 課 税 準 額  $\mathcal{O}$ 計 算  $\mathcal{O}$ 基 金礎となっ るべ き事 実  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 かを隠ぺ 7 し、 又 は 仮 装 し、 か つ、 そ  $\mathcal{O}$ 隠  $\sim$ 

1 又は仮装し た事実に基づい て、 申告 書の 提 出 |期限 までにこれ を提出 [せず、 又 は 申 告 書 の提 出 期 限

後にそ の提出 をし、 若しくは修正 申告書を提出 ľ たときは、 道府 県 知 事 は、 同 項の 不 - 申告. 加 算 金額に代

えて、 その 計 算  $\mathcal{O}$ 基礎となるべ き税額に 百 分の 匹 + . (T) 割合を乗じて計算 L た金 額 に 相 1当す Ś 重 加 算 金 額

を徴収しなければならない。

3 道 府 県知事 は、 前二項 の規定に該当する場合において、 申告書又は修正申告書の提出につい て前条第

告によ り増加した税額を基礎として計算した重加算金額 を徴収 心しない ものとする。

4 道 府 県知 事 は、 第 項 又は第二項 へ の 規・ 定によつて徴収すべ き重加算金額を決定した場合には、 遅滞な

く、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

(自動車取得税に係る督促)

第百三十 兀 条 納 税 者 が 納 期 限 (更正 又は決定が あ つた場合には、 不足税額 の納 期限。 以下この条及び第

百三十 六条第三項に お 7 7 同 Ü までに . 自 動 車 取 得税 に係 る 地 方 寸 体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金を完 納 L な 7 場 合 に は

道府県の徴税吏員 点は、 納期限後二十日以内に、 督促状を発しなければならない。 ただし、 繰上 徴収、 を

する場合は、この限りでない。

2 特 別  $\mathcal{O}$ 事 情 が あ る道・ 府県にお 7 ては、 当該道府県の条例で、 前項に規定する期間 と異なる期間を定め

ることができる。

(自動車取得税に係る督促手数料)

第百三十五条 道府県の徴税吏員は、 督促状を発した場合には、 当該道府県の条例で定めるところによつ

て、手数料を徴収することができる。

(自動車取得税に係る滞納処分)

第百三十六条 自 動 車 取 得 税に係る る滞納者 が次の各号の いずれかに該当するときは、 道府県の徴税吏員は

当 該自動車取得税に係る地方団体の徴収金につき、 滞納者の財産を差し押さえなければならない。

滞 納者が督促を受け、 その督促状を発した日 から起算して十日を経過した日までにその督促に係る

自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

滞 納 者 が 繰上 徴 収 に係る告知により指定され た納期限 までに自動 車 取得税に係る地 方団体 (T) 徴収金

を完納しないとき。

2 第二次納 ||税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、 同項第一号中 「督促状」とあ

るのは、「納付の催告書」とする。

3 自 動 車 取 得 税に係 る地 方団体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金 一の納 期限後第 項 第 号に規定する十日を経 過し た 日 ま らでに、

督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、 道府県

4 滯 納 者  $\mathcal{O}$ 財 産につ き強 制 換 価 手 続が行 わ れた場合には、 道 府県の徴税吏員は、 執行機関 (破産法第百

十四四 条 第 号に掲 げげ る請 求 権 に係 な自動 車 取 得 税 に 係 る地 方団 体  $\mathcal{O}$ 徴収 金 の交付要求 を行 う場 合 に は、

その交付 要求 に係 る破り 産 事 ,件を取 ŋ /扱う裁 判 所 に 対 Ļ 滞納に係る自 動車 -取得税 に 係る地方団 体 の徴

収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道 府 県の 徴税吏員は、 第 項 か ら第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、

滞 納 者  $\mathcal{O}$ 財 産 で国 |税徴収: 法 第 八十六条第 項各号に掲 げるも のに つき、 既に他 0 地 方団 体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金若し

< は 玉 税  $\mathcal{O}$ 滯 納 処分又はこれら 0 滞 納 処分  $\mathcal{O}$ 例 に よる処分による差押えがされているときは、 当 該 財 産

に つい ての交付要求は、 参 加差押えによりすることができる。

6 前 各 項に定めるものの ほ か、 自 動 車 ・取得税に係る地方団体 の徴収金の滞納処分については、 国税徴収

法に規定する滞納処分の例による。

7 前 各 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる処 分は、 当 該 道 府 県の 区域外にお いても行うことができる。

(自動車取得税に係る滞納処分に関する罪)

第百三十七条 自動車取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺい 損壊、 道

府県の 不利益 に処分し、 又はその財 産に係る負担を偽 つて増. 加する行為をしたときは、 その者は、 三年

以 下 の懲役若 しくは 五 十万円 以下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に . 処 又はこれ を併 科する。

2 納 税 者  $\mathcal{O}$ 財 産を占立 [有す る第三者が ?納税者· に滞る 納 処分の 執行を免れさせる目的で前項の行為をしたとき

も、同項と同様とする。

3 情 を知つて 前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、 二年以

下 の 懲役若しくは三十万円以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金に処し、 又はこれ を併 科する。

4 法 人の 代表者又は法人若しく は 人の代理人、 使用 人そ  $\mathcal{O}$ 他 <u>, 一</u> 従業者 が んその法 人又 は 人の 業務 又 は財産

12 関 L て前三 項 の違反行為を した場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、

当該各項の罰金刑を科する。

国 税 徴 収 法 0 例 に よる自 動 車 取 得 税 に係 る滞納に 処分に関する検査 拒否等 'の罪)

第百三十 八条 次  $\mathcal{O}$ 各号  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か に 該当す る者 は、 十万 円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に · 処 す Ź。

第百三十六条第六項 の場合において、 国税徴収法第百四十一 条の規定の例によつて行う道府 川県の徴

税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第百三十六条第六項 の場合において、 国税徴収法第百四 一十一条の規定の例によつて行う道府県の徴

税吏員  $\mathcal{O}$ 同 条に 規定す る帳 簿 書 類  $\mathcal{O}$ 検査 を拒 み、 妨げ、 若しくこ は 忌避 Ļ 又は そ  $\mathcal{O}$ 帳 簿 書 類 で 偽 り  $\mathcal{O}$ 

記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法 人の代表者又は法人若しくは 人の代理人、 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財

産

12 . 関 して前で 項 の違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法 人又は・ 人に対し、 同

項の罰金刑を科する。

第五款 犯則取締り

(自動車取得税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第百三十九条 自動 車取得税に関する犯則事件につい ては、 玉 税犯則取締法の規定 (第十九条ノ二及び第

二十二条の規定を除く。)を準用する。

第百 四十 条 前 条  $\mathcal{O}$ 場合に お 1 て、 玉 税 局 長  $\mathcal{O}$ 職 務 は 道 府県 知 事 が 税務署1 長  $\mathcal{O}$ 職務 は道 府 県 知事 又 は 当

該 道府 県の条例で設置する支庁、 地方事 務所若 しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行 V ) 国税局

する。  $\mathcal{O}$ 又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものと 職務 この場合において、 を行う者がその職務を行う区域外に 道府県知事は、 お 自動車 , , て発見された場合に限 取得税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長 ŋ, 税務署長 の職務を行うことが

第百四十 一 条 第百三十九条の場合において、 収税官吏の職務を行う者は、 その所属する道府県の区域外

第百四十二条 第百三十九条の場合に おい て、 自 動· 車取得税に関する犯則事件は、 間接国税以外の 国税に

関する犯則事件とする。

12

おいても自

動車

取得税に関する犯則事

件の

調査を行うことができる。

できる。

第六款 市町村に対する交付

第百四十三条 道府県は、 当該道府県に納付された自動車取得税額に相当する額に政令で定める率を乗じ

て得た額 の十分の 七 に相当する額を、 政令で定めるところにより、 当 該 道府 県内の 市 町 村 に 対 当 該

市 町 村 が管 理 する 市 町 村 道 **当** 該 市 町 村 が その 管 理に つい て 経費を負担 しな 1 ものその他総務省令で定

8 るものを除く。) の延長及び面積にあん分して交付するものとする。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第七条第三項に規定する指定市(以下この項において 「指定

2

市」という。 を包括する道府県 (以下この項において 「指定道府県」という。) は、 前項 の規定によ

るほ か、 政令で定めるところにより、 当該指定道 府県に納 付され、 た自 動 車 取 得税額 に 相当 す る額 に 政 令

で定め る率を乗じて得た額の十分の三に相当する額に、 当該 指 定道 府県の区 域内に存する 般国 道 等

般国道、 高 速自動車国道及び都道府県道 (当該指定道府県又は指定市がその管理につい て経費を負担

L な *\* \ ものその他総務省令で定めるものを除く。) をいう。 以下この項にお いて同じ。 の延長及び面

積 のうち に当該 指 定 市  $\mathcal{O}$ 区域内に存する 般国道等の 延長及び面積 の占め る割合を乗じて得た額を当該

指定市に対して交付するものとする。

3 前二 項 の道路 の延長及び 面積は、 総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、 道路

 $\mathcal{O}$ 種 類、 幅員による道路 の種別その他の事情を参酌して、 総務省令で定めるところにより補正すること

ができる。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

### 第一款 通則

#### (用語の意義)

第百四十 匹 条 軽油 引取税について、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところ

による。

軽油 温度十五度において○・八○一七を超え、○・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水

素油をいい、 政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

軽油を輸入することを業とする者又は軽油

を販売す

元売業者

軽油を製造することを業とする者、

ることを業とする者で、 第百四十四条の七第 項の 規定により総務大臣の指定を受けてい る者をいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油  $\mathcal{O}$ 供給

を受け、これを販売することを業とする者で、 第百四十四条の九第一項の規定により道府県知事 ずの 指

定を受けている者をいう。

2 軽 油 引 取 税が 課され る引取 りが行わ れ る前 に軽油に炭化水素油以外のものを混和した場合においては

、その混和により生じたものを前項第一号の軽油とみなす。

# (軽油引取税の納税義務者等)

第百四十 四条の二 軽油 引 取税は、 特約業者又は元売業者からの軽油 の引取り (特約業者の元売業者から

 $\mathcal{O}$ 引 取 り 及び 元売業者  $\mathcal{O}$ 他 0 元売業者 か 5  $\mathcal{O}$ 引 取 りを除く。 次項 に お 7 、 て 同 ľ で当該 引 取 ŋ ĺ 係 る

軽 油  $\mathcal{O}$ 現 実  $\mathcal{O}$ 納入を伴うも のに対し、 そ 0) 数量、 を課税標準として、 当 該 軽 油  $\mathcal{O}$ 納 入 地 石 油 製品 0 販 売

販売業者の当該納入に係る事業所。

第百四十四条の

+

· 四 第

二項及び第百四十四条の十五第一項において同じ。 所在の道府県において、 その引取りを行う者に課

する。

業者が軽

油

の引取りを行う場合にあつては、

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場合に おいて、 特約業者又は 元売業者 からの 軽油  $\mathcal{O}$ 引取りを行う者が当該 引取り に 係 る 軽 油  $\mathcal{O}$ 

現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、 その者が

当該 納 入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油  $\mathcal{O}$ 引取りを行つたものとみなして、

同項の規定を適用する。

3 軽 油 引 取 税 は、 前二項 に規定する場 合  $\mathcal{O}$ ほ か、 特約 業者 又 は元売業者が炭 化 水素 油 炭 化 水素とその

他 の物 との混合物又は単一の炭化水素で、 気圧において温度十五度で液状であるものを含む。 以下こ

含ま、 売に係 規定す 数量とする。 む。  $\mathcal{O}$ に 同 節 ľ お れ *\* \ 以 下 に ^る揮発は ては、 てい おいて同じ。 る燃料炭化 以 るときは、 外  $\mathcal{O}$ その 節 油  $\mathcal{O}$ を課 に t (同 北素油 販売量 お  $\mathcal{O}$ 法第六条に 税標準として、 1 (同 当該 で軽油又は揮発油 7 に既に軽 法 (第百四十四条の三十二第一 含ま 燃料炭 第十. 六 れ お , 条 7 油 į١ 化 当該 引取 て 揮 水素 又は 1 る 油 発 特 軽 税 第 (揮発油税法 又は 約 油 十六 油とみなされるものを含む。 業者 とい 又 へ 条 揮 は . う。 又は 発油 揮 の二に規 発 税が 項第三号の規定に 油 元売業者 (昭和三十二年法律第五十五号) を自 に 相 定 課され、 とする揮 当する部 動  $\mathcal{O}$ 車 事  $\mathcal{O}$ · 業 内 · 発油 又は課され 分 所 燃 機 のうち 所 より譲  $\mathcal{O}$ 炭 をい 在 関 化  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ う。 道府 燃料、 るべ 灯油 水素 渡の き軽 県に 油 承認を受け として に 以下この節 該  $\mathcal{O}$ 第二条第 油 当 数 お するも 又は 販 1 量 て、 を控 売 た当該 Ū に 揮 当該 た な 除 発  $\mathcal{O}$ 場 を含 項に した 油 *(* \ 合 7 特 販 が

4 下こ 軽 油 軽 油  $\mathcal{O}$ 以 外 節 引取  $\mathcal{O}$ に 炭 税 お は、 化 1 7 水 前三項 素 石石 油 油 لح 軽 製 に規定する場合 品品 油 販 以 外 売業者」  $\mathcal{O}$ 炭 化 という。 っ ほ 水 素 か、 油 を 混 特約業者又は元売業者以外の石油製品 が、 和 L 軽 7 製 油 造 に 軽 さ れ 油 た 以 軽 外  $\mathcal{O}$ 油 炭 を 化 販 売 水素 た 油 場 を混 合 の販売業者 又 和 は L 若 燃 しくは 料炭 以 化

約

業者

又は元売業者に課する。

水素油

を自動

車

 $\mathcal{O}$ 

内燃機関

の燃料として販売した場合においては、

その販売量

(第百

匝

十四条の三十二

定によ 第 項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油 り 譲 渡  $\mathcal{O}$ 承 認 を受け た当 該 販売に係 る燃料炭化水素 油 に既に 軽 油 引取 税 又は 揮 又は同項第三 発油 税 が 課され、 一号のに 規

部 又 分 は 課  $\mathcal{O}$ され 炭 化 る 水 素 べ き軽 油  $\mathcal{O}$ 数 油 量 又 を は 控除 揮 発 L 油 た が . 含 ま 数量とする。 れ てい るときは、 を 課 税 当 標準とし 該 含ま て、 れ 7 当 1 該 る軽 石 油 油 製 又 品 は 揮 販売業者 発 油 に 相  $\mathcal{O}$ 事 当する 業 所

所在 0 道府県におい て、 当該 石 油 製品 販売業者に課する。

5 軽 油 引取 税 は、 前 各項 E 規定する場合 0 ほ か、 自 動 車  $\mathcal{O}$ 保有者 自 動 車 の所有者その 他 自 動 車 中を使用

す

Ś

権

利

を有い

する者で、

自己の

た

8)

に

自

動

車

を

運

行

 $\mathcal{O}$ 

用

に

供

する

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

1

. う。

以下こ

0

節

12

お

1

て

同

じ

に 供す が るため消 炭 化 水 素 費した場合に限る。 油 を自 動 車  $\mathcal{O}$ 内 燃 機 関 に  $\mathcal{O}$ お 燃 料とし いては、 て 消 |該炭化-費 L た場合 化水素油 (当該 の消 費に 自 動 対 車 を道 消 路 費量 に お 1 (当該 て 運 消 行 費に  $\mathcal{O}$ 用

係る炭 化水素 油 (燃料炭 化水素油 にあって は、 第百 匹 干 四条の三十二第一項第四号 0 規定に より 消 費  $\mathcal{O}$ 

当

Ļ

承認を受け、 又は 同 条第 六項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 自 動 車 用 炭 化 水 素 油 譲 渡 証  $\mathcal{O}$ 交付 を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ を *\*\ う。 に

既 (Z 軽 油 引 取 税 又 は 揮 発 油 税 が 課 さ れ、 又 は 課 さ れ る べ き 軽 油 若 < は 燃料 炭 化 水 素 油 又 は 揮 発 油 が 含

ま れて 7 るときは、 当該含まれて 1 る軽 油 若しくは燃料炭化水素油 一文は揮 発油に相 当する部 分の 炭化水

素油 の数量を控除した数量とする。 を課税標準として、 当該自動車の主たる定置場所在の道府県にお

いて、当該自動車の保有者に課する。

6 軽 油 引 取 税 は、 前 各項 に 規 定 する場 合  $\mathcal{O}$ ほ か、 軽 油 引取 税  $\mathcal{O}$ 特 別 徴 収 義務者が そ の特 莂 徴 収  $\mathcal{O}$ 義 務 が

消 滅 L た 時 に 軽 油 を 所有し 7 1 る場合 ( 特 別 徴 収 義務 者 が 引 渡し を行 0 た軽 油 に 0 き 現 実  $\mathcal{O}$ 納 入 が 行 わ

れ 7 1 ない場合を含む。) に おいては、 その所有に係る軽油 (引渡し の後現 実  $\mathcal{O}$ 納 入が 行 わ れ て 7 ない

軽 油 を含む。 以下この項 及び第百 匹 十四四 \_ 条 の十八 第一 項第四 号にお ( ) て同じ。) 0) 数 量 **当** 該 所 有 に係

る 軽 油 に 既 に 軽 油 引 取 税 が 課 され、 又は 課 され るべ き軽 油 が 含ま れ て 1 るときは、 当該 所 有 に 係 る 軽 油

 $\mathcal{O}$ 数 量 か . ら当. 該 含ま れ て 1 る軽 油 に 相当す る部 分の 数 量 を控 <u>深</u> して得 た数量) で政 令 で定め るところに

ょ つて算定したものを課 税標準として、 その者 の事 務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものが 所

在する道府県において、その者に課する。

(軽油引取税のみなす課税)

第 百 匝 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 三 軽 油 引 取 税 は、 前 条に 規定する場 合  $\mathcal{O}$ ほ か、 次の各号に掲 げ る者 の当該 各号に 掲げ る

消 譲 敞渡又は 輸入に対し、 当該 消 費、 譲渡又は輸入を同条第一 項に規定する引取りと、 当該 消 費、 譲

渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、 は 第二号の 場合にあつて は当該消費をする者の当該消費につい て直接関係を有する事 その数量を課税標準として、 務所 又は 第一 事 · 業 所 号 又

事 務 所 又は 事 業所 が な 7 者に あ つては、 住 . 所。 以下この 節 12 お 1 て 同 ľ 所 在  $\mathcal{O}$ 道 府 県 に お 7 第

三号又は 第四 号の 場合に あ つて は 当 該 軽 油 に係 る第百 匹 + 兀 \_ 条 の 二 十 第一 項に規定 する 免 税証 を交付

た道府県において、 第五号の場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲 渡について

直 接関 保を有る する事 務所 又は事業 · 業 不所所在 の道府県において、 第六号の場合に あつては当該 輸 入をする者

( 関 税 法 第六十 Ė 条  $\mathcal{O}$ 輸 入 0 許 可を受ける場合に は 当 ī該許可<sup>×</sup> を受け る者をいう。 以下この 項 E お V て同

r.  $\mathcal{O}$ 当 該 輸 入 に つい 7 直 接 関 係を有る す る事 務 所又は事 業 所 所在 の道力 府県において、 それぞれ当該 消

費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- 特 約 業者 が 軽 油 を自ら 消費する場合における当該軽油  $\mathcal{O}$ 消費
- 元 元業者 が 軽 油 を自 5 消費する場合 に お け る当該 軽 油  $\mathcal{O}$ 消 費
- 三 第 百 匹 + 几 条  $\mathcal{O}$ 六 に 規 定す る軽 油  $\mathcal{O}$ 引 取り を行 0 た者が 他 の者に当該 引取りに係る軽 油を譲渡する

場合における当該軽油の譲渡

匹 第百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するた

8 当 該 引取 りに · 係 る軽 油 を自 5 消 費する場合に おける当該 軽 油  $\mathcal{O}$ 消 費

五. 特 約 業者 及び 元売業者以 外  $\mathcal{O}$ 者 が 軽 油  $\mathcal{O}$ 製造 をし て、 当 該 製造 に係る る軽 油を自ら消費 Ļ 又は他  $\mathcal{O}$ 

者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外 の者が軽 油 . の 輸 入をする場合における当該軽油の輸 入

2 特 約 業者又は 元売業者 が 軽油、 を使用さ して 軽油 以外の炭化 水 素油 自 動 車 0 内 燃機 関  $\mathcal{O}$ 用 に供すること

が できると認 8 5 れ る炭 化 北素 油 で政令で定め るも  $\tilde{O}$ を除 < . を製造する場 一合に おけ る当 該 軽 油 0) 使

用 は、 前 項第 一号又は第二 一号に掲げ げ る軽 油  $\mathcal{O}$ 消 費に含まれ ない ものとする。

3 第 項第三号に掲げる軽油 の譲渡をしようとする者は、 政令で定めるところにより、 あら かじ め、 当

該 軽 油 に係る第百 L四十四· 条 が 二 十 第一 項に規定する免税証を交付した道府県知事にその旨を届 け出て

、その承認を受けなければならない。

4 何 人 ŧ, 譲 渡に 0 1 て 前 項  $\mathcal{O}$ 承 認  $\mathcal{O}$ な か つた軽油を譲り受けてはならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第百四十四 条の四 第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府県知事の 承認を

引 取 税 を納 付 する 義 務 を負う者 (以下この 条に お 7 て 納納 税 義 務 者」 とい . う。 が 特 定で きな ٧Ì とき又

受け

な

*(* )

で製造された軽

油につい

て、

第百

匹

十四四

条の二第四

「項又は

前

条

第一

項

第

五.

号の

規定

に

ょ

り

軽

油

は そ  $\mathcal{O}$ 所在 が 明ら か でない ときは、 当 該 軽 油  $\mathcal{O}$ 製 登を行 つた者又は 当 該 軽 油  $\mathcal{O}$ 製造  $\mathcal{O}$ 用 に 供 L た 施 設 若

Š は 設備 を所有する者で政令で定めるも 0 は、 当該 納税義務者と連帯 L て当 該軽 油 引取 税 に係 る地 方

団体の徴収金を納付する義務を負う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 て、 納 税 義 務 者が 特定できな いとき、 又は 納税 義務 者 0 所 在が 明 5 か で な ときで

あ つて 当 該 納 税 義 務 者  $\mathcal{O}$ 第 百 匹 + 匹 条 **の** 第四 項 に 規定す る 事 業 所若 L Š は 前 条第 項 第 五. 号 に 規 定 す

る 軽 油  $\mathcal{O}$ 消 費若 くは 譲 渡に 0 V) 7 直接関係を有する事務所若 しく は 事 業所 (以下この 項に お 1 7 事

業所等」 とい 、 う。 ) が 明 5 かでない ときは、 こ の 節  $\mathcal{O}$ 適用に ついては、 当該軽油 の製造が 行 わ れた場で 所

を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第百 四十 应 条  $\mathcal{O}$ 五. 道府県 は、 次に掲げる軽油の引取りに対しては、 第百四十四条の十四第四項の 規定に

よる道府県知事 の承認があつた場合に限り、 軽油引取税を課さないものとする。

- 一軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第百 四十 兀 条  $\mathcal{O}$ 六 道府県 は、 石 油 化学製品 を製造する事業を営む者が 当該事 業の 事 業場に お 7 7 エ チレ

その他 !の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途 に供

する軽 油  $\mathcal{O}$ 릿[ 取りに対しては、 第百四十四条の二十一第一項 の規定による免税証 の交付が あ つた場合又

は 第 百 匹 十四条の三十一 第四 1項若 しくは第五 項 の規定によ る道府県 知 事  $\mathcal{O}$ 承 が認があ つ た場 一合に 限り、 軽

油引取税を課さないものとする。

(元売業者の指定)

第百四十 四条の 七 総務大臣は、 次に掲げる者のうち、 軽油 引取税の徴収の確保に支障がないと認められ

ることその 他 の政令で定める要件に該当するも のを、 これら の者 の申請 に基づき、 元売業者として指 定

するものとする。

軽 油 を製造することを業とする者 (軽油の製造量その他の事項について総務省令で定める基準に該

当する者に限る。)

軽油を輸入することを業とする者 (軽油の輸入量その他の事項について総務省令で定める基準に該

当する者に限る。)

 $\equiv$ 軽油を販売することを業とする者 (軽油の販売量その他の事項について総務省令で定める基準に該

当する者に限る。)

2 総務大臣は、元売業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当

するときは、元売業者の指定を取り消すことができる。

3 前二 項に定めるもののほ か、 元売業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、 総務省令で定め

る。

(特約業者の指定等)

第百四十 四条の八 道府県 知事は、 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継

続的 に 軽 油  $\mathcal{O}$ 供給を受け、 これを販売することを業とする者 (その経営の基 一礎そのは 他 の事 項を勘 案 して

政令で定める要件に該当する者を除く。)で、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有するものを

その者の申請に基づき、 仮特約業者として指定するものとする。

2 前項 の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、 指定を受けた日から起算して一年とする。 ただし

仮特 約業者が 次条第一 項の規定による特約業者の指定を受けたときは、 当該仮特約業者の指定は、 そ

の効力を失う。

3 第一 項の道府県知事は、 仮特約業者が同項の政令で定める要件に該当することとなつたときその他政

令で定める場合には、 仮特約業者 の指定を取り消すことができる。

4 第 項 への道 )府県知 事 は、 仮特約業者の指定又は指定の取消しを行 つた場合には、 その旨を関係道府県

知事に通知しなければならない。

5 前各 項に定めるもののほか、 仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、 総務省令で定

める。

第百四十 兀 |条の九 道府県 知事は、 当該道 府県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、

軽 油 引 取 税の 徴収  $\mathcal{O}$ 確保に支障が な 7 と認められることその 他 の政令で定め る 要件に該当するも  $\overline{\mathcal{O}}$ を、

当該仮特約業者の申請に基づき、 特約業者として指定するものとする。この場合において、 道府県知事

は、 あらかじめ関係道府県知事の意見を聴かなければならない。

2 前 項 の道 府県知事 は、 特約業者 の指定を行つたときは、 その旨を関係道府県知事に通知するとともに

、総務大臣に報告しなければならない。

3 特 約 業者  $\mathcal{O}$ 主たる事 務 所又は 事 業所所 在 地  $\mathcal{O}$ 道 府県知事 は、 特約業者が第 項に 規定す る要件 に 該

L なくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、 特約業者の指定を取り消すことができる。

4 関 係 道府 八県知事 は、 特約業者について前 項の 規定による指定 0 取消 しの必要があると認めるときは、

そ (T) 理 由 を 記 載 l た 書類 を添い えて、 当 該 特 約 業 者 0) 主 たる事 務 所 又 は 事 業 所 所 在地  $\mathcal{O}$ 道 府 県 知 事 に 対

特 約 業者  $\mathcal{O}$ 指 定 0 取 消 L  $\mathcal{O}$ 請 求 をし な け ればな 5 な 1

5 特約 業者 の主たる事務 所又は事業所 所 在 地の 道 府県知事 は、 当該特約業者について前 頭の規定による

指 定 0 取 消 L の 請· 求に係る書類を受け取 つた場合において、 必要が あると認 めるときは、 当 該 特 約 業者

 $\mathcal{O}$ 指 定 を取 り 消 さなけ れ ば ならな V ) ただし、 関係 道 府 県 知 事と意見を異に する場合にお 1 7 は、 当 該

書 類 を 受け 取 つた 日 カン ら 二 月 以 内 に、 自己 <u>ー</u> 意見を付して、 当 該 書 類を総務大臣に送付するとともに、

その指示を求めなければならない。

6 総務大臣は、 前項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、 特約業者の指定の取消 L

 $\mathcal{O}$ 必要が あると認めるときは、 その特約業者の主 たる事 務所 又は事業所所在 地  $\mathcal{O}$ 道 府 県知 事 に対 そ

 $\mathcal{O}$ 特 約 業 者  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 取 消 L の指 示 を L な け れ ば ならな \ \ \ ک 0 場 合に お 1 7 は 当 該 特約 業 者 0 主 たる

事 務 所 又は 事 · 業 所 所在 地 0) 道府県知事 は、 その 指 示に基づい て当該特約業者 の指定を 取り 消さなけ れば

ならない。

7 総 務 大臣 は、 第五 項ただし書 の規定による指示の請求があつた場合において、 特約業者 の指定 0 取消

L  $\overline{\mathcal{O}}$ 必 要が な 1 と認めるときは、 その旨を当 該 特 約 業者  $\mathcal{O}$ 主たる事 務所 又は 事 業所 所 在 地  $\mathcal{O}$ 道 府 県知 事

及 び 関 係 道 府 県 知 事 に通 知 Ĺ なけ ħ ば なら ない。

8 総 務 大臣 は、 第六 八項前段 の指す 示 又は前項  $\mathcal{O}$ 規定による通知をしようとするときは、 地方財政審議会の

意見を聴かなければならない。

9 特 約 業者  $\mathcal{O}$ 主た る事 務 所又は 事 業所 所 在 地  $\mathcal{O}$ 道 府 県 知事 は、 第三項、 第五 項本文又は 第六項後 段 の規

定によ つて当 該 特 約 業者  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 取 消 L を行 つた場合には、 その旨を関 係道 府 県知事に通知するととも

に、総務大臣に報告しなければならない。

る。

(軽油引取税の税率)

第 百 四十 兀 条  $\mathcal{O}$ + 軽 油 引 取 税 0 税率 は、 キロ リット ルル につき、 万五千円とする。

(軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権)

第百四十 匹 | 条の + 道府 県  $\mathcal{O}$ 徴 税 吏員 は、 軽油 引 取 税 の賦 課徴収に関する調 査 のために必要が ある場合

12 お 1 て は、 次に 掲げる者に質問 Ļ 又は その 者  $\mathcal{O}$ 事 <del>,</del>業 に 関 はする帳が 簿 書 類 (そ  $\mathcal{O}$ 作 成 又は 保 存 に 代えて

電 磁 的 記 録 (電子 的 方式、 磁気 的 方式 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ 知覚 に ょ 0 は 認 識することが できな 1 方式 で 作 5

れ る記録であつて、 電子計算機による情 報 処 理 の用に供されるものをいう。) の作成又は保 存が されて

1 る場合における当該電磁的記録を含む。 以下この節において同じ。) その他の物件を検査することが

できる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

- 三 軽油を内燃機関の燃料として使用することができると認められる自動車の保有者
- 几 前 三号に 掲げる者に金銭又は物品を給付する義務が あると認 めら ħ る者
- 五 石 油 製 品 販 売業者、 石 油 製 品 を運 搬 す る者その 他 前 各号に掲 げ る者 以外 の者で、 当 該 軽 油 . 引 取税  $\mathcal{O}$

賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

- 2 前 項 第一 号から第三号までに掲げる者を分割法人 (分割によりその有する資産及び負債の移転を行つ
- た法 人をいう。 以下この項において同じ。)とする分割に係る分割 承 継 法人 (分割 に より 分割法 人 カ 5
- 資 産 及 び 負債 0 移転 を受けた法 人をいう。 以下この項に お 7 て 同 Ü 及び 前項 第 号か 5 第三 一号ま で
- に 撂 げ る者を分割 承 継法人とする分割に係 る分割 法人 は、 同 項第四号に 規定する金銭 父は物品 品 を給付す
- る義務があると認められる者に含まれるものとする。
- 3 第 項 の場合にお いて は、 当該 徴税吏員 は、 軽 油その他の石油製品について、 必要最少限度の数量を

見本品として採取することができる。

4 第 項 文 は 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合に お 1 て は、 当 該 徴 税 吏員 は、 その身分を証 明する証票を携帯 関係 人の請

求

が

あ

つたときは、

これを提示しなければならない。

- 5 軽油引取税に係る滞納処分に関する調査については、 第一項の規定にかかわらず、 第百四十四条の五
- 十一第六項の定めるところによる。
- 6 第 項又は第三項に規定する当該徴税吏員 の権限 は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

第百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処

する。

前 条 第 項の 規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三 項の規定による採取を拒み、 妨

げ、又は忌避した者

- 前 条第 項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者
- $\equiv$ 前 条第 項 O規定による徴 脱克員 の質問に 対 Ľ 答弁をしない 者又は虚 偽 の答 弁をし た者
- 2 法 人  $\mathcal{O}$ 代 2表者又 は法人若しくは 人の 代理人、 使用 人そ 0 他 の従業者 がその法 人 又 は 人の 業務又 は財力 産

に 関 して前項の違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 同

項の刑を科する。

#### 第二款 徴収

(軽油引取税の徴収の方法)

第百 四十 匹 \_ 条 0) 十三 軽 油 引 取 税 0 徴収につい ては、 特 別徴収 の方法によらなけ れば、 ならない。 ただし、

第百四十四条の二第三項から第六項まで又は第百四十四条の三の規定によつて軽油 引取税を課する場合

その他特別の必要がある場合における徴収は、 申告納付の方法によるものとする。

(軽油引取税の特別徴収の手続)

第百四十 兀 条  $\mathcal{O}$ + 匝 軽 油 引 取 税を特別徴収によつて徴収 しようとする場合においては、 元売業者 又は特

約業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、 これに

徴収させなければならない。

2 軽 油 引取 税 の特 別 徴収 義務者 は、 毎月末 日までに、 総務省令で定める様式によつて、 前 月 0 初 日 か 5

末 日 ま で 0 間 に お 1 て徴 収 すべ き軽 油 引 取 税に係 る課 統税標準 たる数量 (以下この 節 に お 1 7 「課 税 標 進

量」という。) 及び税額並びに第百四十四条の五又は第百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課

さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を、 当該特別徴収

義務者、 からの 引取 りに係る軽 油  $\mathcal{O}$ 納 入地 所在の道府県ごとにその道 府県知事 ずに提出 し、 及びその 納 入金

を当該道府県に納入する義務を負う。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準 量 は 当該 引取 りに係る軽油 の数量から引取りの際減少すべき軽 油の数量とし て政令

で定める数量を控除した数量とする。

4 第二項の場合において、 第百四十四 条の五又は第百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さな

いこととされる引 取 りに 保る軽 油 の数量 に つい 、ては、 総務省令で定めるところにより、 次条 第三 一項に規

定する 登録 特 別 徴 収 義務 者 は、 当該 登録 に 係る道 府県 知 事 が交付 L た第百四 十 ・四条の二十一 第 項 Ê 規

定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、 当該道府県知事 ,の承認を受けなければ

ならない。

5 次条: 第三項に規定する 登録 特 別徴 収 義務者は、 第二 項  $\mathcal{O}$ 期 間 に つい て当該 登録に係る道 府県 に 納 入す

ベ き軽 油 引 取 税額がない場合にお į, ても、 同 項 及び 前項のは 規定に準じて納入申告書を提出 しなけ ればな

らない。

6 第二項の規定によつて納入した納入金のうち、 軽油 引取税の納税者が軽油 引取税 の特別徴収 義務者に

支払、 わ なか つ た税 金に相当する部 分につい ては、 当 該 特 別徴 収 義務者は、 当該 納 税 者に対 L て求 償 権 を

有する。

7 軽 油 引取 税 の特 別 徴収 義務者 が 前 項 0 求 償 権 に 基づ V て訴 えを提起し た場合に お 1 ては、 道 府 県 0 徴

税 皮員 は、 職務 上 0) 秘密に 関する場合を除くほ か、 証拠 の提供その他必要な援助を与えなけれ ば ならな

\ <u>`</u>

8 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 特 別 徴 収 義 務者 が 元 元売業者 立又は特別 約 業者 の指 定を 取 り 消 され た場合に は、 道府 県  $\mathcal{O}$ 条例

で定め るところに ょ り、 そ  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ 日 に 特 別 徴 収 義務者 でなくなるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第百四十 匹 条の 十 五 軽 油 引 取 税 0) 特 別徴 収 義務者 は、 その事 務所又 は 事 業 所 所 在地 の道府 県知事 及び当

該 特 別 徴 収 義 務者 か 5  $\mathcal{O}$ 引 取 り 12 係 る軽 油  $\mathcal{O}$ 納 入 地  $\mathcal{O}$ 道 府 県 知 事 に、 当 該 道 府 県の 条 例で定めるところ

に ょ り、 特 别 徴 収 義 務者、 らし 7  $\mathcal{O}$ 登 録 を 申 請 L な け れ ば な 5 な \ <u>`</u>

2 道 府 県知 事 は、 前項の 登録の申 請を受理 した場合に には、 当該特別徴収義務者を当該道府県に係る登録

特別徴収義務者として登録するとともに、 その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

3 道 府 県知 事 は、 当該道 府県に係る登録 特 別徴収義務者 (前項の規定により 登録を受けた特 別 徴 収義 務

者をい う。 以下この 節 に お 7 て同 ľ か 5 同 項  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 消 除  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ つたときその 他 条 例 で 定  $\emptyset$ る

場合に は、 条例で定めるところに より、 当 該 登 録 特 別徴収 義務者 0 登録を消 除するとともに、 その旨を

当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第 百 匹 + 匹 \_ 条  $\mathcal{O}$ 十六 道 府 県 知 事 は 前条 第 項  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請を受理した場合には、 その 申

請

をし

た者

0

うち 当 該 道 府 県内 に 事 務 所又は古 事 業所を有 する ŧ 0 に . 対 Ļ 当該 道 府 県の 条例 で定めるところに ょ り、

そ の者 の当該道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに、 その者が軽油 引取税を徴収すべ き義務を課

せ 5 れ た者であることを証 する総務省令で定める証票を交付しなけ ればならな い。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 証 票 の交付を受けた者 は、 これ を事 務 所又は 事業所  $\mathcal{O}$ 公衆 の見やすい箇所 に掲示 しなけ ればな

らない。

3 第 項の 証票は、 他人に貸し付け、 又は譲り渡してはならない。

4 第一 項の証票の交付を受けた者は、 軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは

事 業所 を廃 止した場合には、 その消滅し、 又は廃止した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さ

なければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第百四十四条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百四十四条の十五第 項の規定による登録 の申請が をしなかつた者

前 条第二 項 か 5 第四 項 Ĵ で 0) 規定 0) 1 ず ĥ か に 違 反 した者

2 法 人 0) 代表 者又は法 人若しく は 人の代理 人、 使用 人そ  $\mathcal{O}$ 他 の 従業者が その法 人又は・ 人の 業務 に 関 して

前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 同項  $\mathcal{O}$ 刑を

科する。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第 百 四十 兀 条  $\mathcal{O}$ 十八 第 百 兀 十四四 条  $\mathcal{O}$ 十三ただし書  $\mathcal{O}$ 規定によつて軽 油 引取税を申 告納 付すべ き納 税者

以下この節において 「納税者」という。)は、 次に定めるところによつて申告した税額をそれぞれ道 府

県に納付しなければならない。

- 第 百四 + 兀 条 の二第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、 毎月末日までに、 前月の初
- 日 カ ら末 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お ゖ る当 該 販 売 に 係 る 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 課税 標 準 量 税 額 その 他 必要 な 事 項 を記

載

- L た 申 -告書 を当 該 特約業者 又 は 元売業者 0 事 業 所所 在 地  $\mathcal{O}$ 道 府 県 知 事 に · 提 出すること。
- ら末 第百四十四条の二第四 日 にまで 0) 間に おけ る当該販売に係る軽油 項に該当する 石油製 品品 引 取 販売業者にあつては、 税 の課税 |標準| 量、 税額その 毎月末日までに、 他 必要な事 項を記 前月の初日 載 した カン

申

告

書を当

該

石

油

製

品品

販

売

業

者

 $\mathcal{O}$ 

事

業

所

所

在

地

 $\mathcal{O}$ 

道

府

県

知

事

に

提

出

す

うこと。

- $\equiv$ 末 第 日 百四 までの間に + 匹 条 おける当該消費に係る軽 の二第 五. 一項には 該当す る 自 油引取 動 車  $\mathcal{O}$ 税 保  $\mathcal{O}$ 有者 課税標 に あ が 準量、 0 7 は、 税額その他必要な 毎 月 末 日 までに、 事 項を記述 前 月  $\mathcal{O}$ 載 初 L 日 た申 か 5
- 兀 第 百 匝 + 兀 \_ 条 の二第六項に 該当する者 に あ つて は、 そ  $\mathcal{O}$ 者 に係 る特 別 徴 収  $\mathcal{O}$ 義 務 が 消 滅 L た H O属

告書

を当該消費に係る自

動車

の主たる定

置場

所在地

の道

府

県知

事

に提

出すること。

す 事項を記載 う る 月 0 <u>报</u> 月 した申告書をその者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するも  $\mathcal{O}$ 末日 ま いでに、 そ  $\mathcal{O}$ 所 有 に 係 る 軽 油 12 係 る 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準 量  $\mathcal{O}$ 0 税 所在 額 そ 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 道府 必 要な 県

知 事に提出すること。

五. 第 岩 四 十 四条の三第一 項第一号、 第二号又は第五号に掲げる者にあつては、 毎月末日までに、 前 月

 $\mathcal{O}$ 初 日 か 5 末 日 ま での 間 に お ける当該 消 量型とは対 譲 磁渡に係<sup>2</sup> る軽 油 引取 税 の課 税 標準 量 税 額 その 他 必 要

な事 項 を記 載し た申告書を当 該 欧納税者 0 当該消費 費又は譲 渡に つい て直接関係を有す る事 務所又 八は事 業

所 所 在地の道府県知事 に提出すること。

六

第百四十 四条の三第一 項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、 当該消費又は譲渡をした日

から

三十月 以 内 に当 該 消費又は譲 渡に 係 る 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 課税標準 準 量 税額その 他 必要な 事 項 を記 載 L た申

告書、 を当 該 軽 油に係る第百四十四条の二十一 第一項に規定する免税証を交付 した道 府県知 事 に ・提出す

ること。

七 第百四十 四条の三第一項第六号に掲げる者にあつては、 当該軽油 の輸入の時までに、 当該: 輸 入に係

る軽 油 ij 引 取 税  $\mathcal{O}$ 課税標準 準 量 税額その 他 |必要な| 事 項を記載 L た申告書を当該 納税者 の当該輸入に つい

て直 接 関 係 を有す る事 務 所 又 は 事 · 業 所 所 在 地 の道 府 県知事 に提出すること。

2 前項各号に規定する申告書の様式 は、 総務省令で定める。

# (軽油引取税に係る故意不申告の罪)

第百 四十 兀  $\mathcal{O}$ 十九 正当 な 理由 が なくて前条第一 項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告

書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 ま で に 提 出 L な カ 0 た者 は 年 以下  $\mathcal{O}$ 懲役又は二十万円 以下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に 処する。 ただし、

情状により、その刑を免除することができる。

2 法 人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務又は財

産に関 して 前 項の違反行為をし た場合にお いて は、 その行為者を罰するほ か、 その法 人又は 人に 対し、

同項の罰金刑を科する。

### (軽油引取税の保全担保)

第百 四四 + 四条の二十 道 府 県知事 は、 軽油 引取税に係る地方団 体の徴収金の保全のため必要があると認め

るときは、 政令で定めるところにより、 軽 油引 取 税に係る地方団 体  $\mathcal{O}$ 徴収 金 0) 担保として、 軽 油 引 取 税

 $\mathcal{O}$ 特 別 徴 収 義 務者 又 は 納 税 者 12 対 Ų 金 額 及 び 期間 を指定して、 第十六条第 項各号に掲げる担 保又は

金銭の提供を命ずることができる。

2 第 + 六条第三項及び第十六条の五の規定は、 前項の 規定による担保について準用する。

## (軽油引取税に係る免税の手続)

第百 知 別 必 に、 8 又 1 下この節にお  $\mathcal{O}$ Ŋ に 要な 四十 事 場合 数 は 徴 るところにより、 を行おうとする同 つ 当該道 に、 7 当 収 量 該 に 事 7 四条の二十一 義務者に提出しなければならない。 軽 項を あつては、 免税 当該道府県知事 免 足府 県知· 税 油 引取 軽 記 軽 いて同じ。)の交付を受け、 油 載 油 事  $\mathcal{O}$ 税を課さないこととされ  $\mathcal{O}$ L 免税軽: 使用 引取 た申 条に規定する者 政令で定めるところに から交付を受けた次項に規定する免税軽 第百 から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示 請 に りを行おうとする販 書を提出 係 油使用者の当該免税軽油 四十四条の六に規定する用途に供するため、 る事 務所若 出 して (以下この L 免 により、 . る 軽 くは ただし、 その免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る登録 税 証 売業者 節 事 油 業 その 免 にお (以下この 所  $\mathcal{O}$ 免税軽油使用者は、 税 の使用に係る事務所又は事 事務所 ζ) 主たる事 を管 軽 7 油 理  $\mathcal{O}$ 「免税軽 油使用的 す 引 節 又 務所若 に る事 は 取 り 事 お 業所 務 であることを証 者証を提示するとともに、 油 *\* \ 7 所若 L 使 くは 特別 同条 用者」 所 「免税 在 < 事  $\mathcal{O}$ 地 の規定によつてその 事 業 という。) 及び 業所所在地 軽 は 情によりこれにより難 事 所 油 す 氏 して免税証 業 所 名又 とい る書 在 所 地 所 は、 う。 の道 は の道 在 面 名 をい 地 政令 免税! 称 府  $\mathcal{O}$ 府  $\mathcal{O}$ う。 交付、 引取 県知  $\mathcal{O}$ 渞 県 そ 軽 引取 の他 で定 府 知 事 ŋ を 県 事 特 以 油

申請することができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により免税 証 の交付を受けようとする免税軽油使用者は、 あらかじめ、 政令で定めるとこ

ろに ょ り、 免税 証  $\mathcal{O}$ 交付を受けようとする道府県 知 事 に 申 請 書を提 出 L て免税 軽 油 使 用者 であることを

証 する書面 (以下この節にお *(* \ 7 「免税軽 油使用者証」 という。 )の交付を受けて お か なけ れ ば ならな

\ \ \ この場合において、 免税軽 油使用者 のうち当該道府県知 事 の承認を受けた者にあつては、 二人以上

 $\mathcal{O}$ 者 が代表者を定めて免 税軽油: 使用 者証 の交付を受けることができる。

3 道 府 県知 事 は、 前 項 0) 申 請が あ Ó た場合に お いて、 免税軽 油 使用: 者が 引取 りを行おうとする免 税軽 油

 $\mathcal{O}$ 用 途 が 第 百 匹 十 应 条の 六に規力 定する用 途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、 免税! 軽 油

使用者証を交付しなければならない。

4 免 税. 軽 油 使用: 者 証 の交付を受けた者 (第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽

油 使 用 者証  $\mathcal{O}$ 交付を受け た場合に あつては、 その いず 'n カゝ  $\mathcal{O}$ 者 が 地 方 税 に 関 する法令の 規 定 に 違 反 し

たときその 他 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 取 締 り 又は保全上特に必 要が あると認めるときは、 当 該 免 税軽 油 使用 者 証 を

交付した道府県知事は、 当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税

証の返納を命ずることができる。

5 前 各項に定めるも の の ほ か、 免税軽油使用者証 の申請の の手続、 免税軽油使用者証 の有効期間その他免

税 軽 油 使 用 者 証 に 関 L 必 要 な事 項 は 政 令 で定 8 る。

6 道 府 県知 事 は、 第 項 0) 申 請 が あ つた場 一合に おお ( ) て、 免税 軽油 使用者が引取りを行おうとする 軽

油

 $\mathcal{O}$ 

数 **企量が** その用途及び使用期 間 に照らし適当でな *\* \ と認めるときその他政令で定めるときを除き、 免 税 証

を交付しなければならない。 免税 証には、 免税軽 油  $\mathcal{O}$ 数量、 有効期間並 びに免税軽 油 使用 者 が 申 請 書に

記 載 L た 売 業者 0 事 務 所又は 事 業 所 所 在 地 及び氏 名又は 名 称 を記 載 するも 0 とし、 その 様 式 は、 総務

省令で定める。

7 免税 軽油  $\mathcal{O}$ 引取 いりは、 免税証に記載された販売業者から行うものとする。 ただし、 免税軽油使用者が

当 該 販売業者 の事 務 所又 は (事業所) 所在地以外の 地において軽油  $\mathcal{O}$ 引取 りを行う必要が 生じたことその他

やむを得 な 1 理 由 が あ る場合に お 1 て は 免税! 軽 油 使 用 者 は、 引 取 り を行う販売業 者  $\mathcal{O}$ 事 務 所 又 は 事 業

所 所 在  $\mathcal{O}$ 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 で定めるところによ り、 他  $\mathcal{O}$ 販売業者 カ 5 免 税 軽 油  $\mathcal{O}$ 引 取り を行うことができる。

8 免 税 軽 油使用者が免税証を当該免税証 の交付を行つた道府県に係る免税取扱特別徴収義務者 (第一 項

 $\mathcal{O}$ 

外 (T) 軽 油  $\mathcal{O}$ 販売業者に提出して、 免税軽: 油 0 引取 りを求めた場合にお į١ ては、 当該販売業者は、 当該 免

税 軽 油 使 用 者 に代 わ つて、 当該 免税 証 を当 該 免 税 証  $\mathcal{O}$ 交付 を行 つた道 府 県 12 係 る免 税 取 扱 特 別 徴 収 義 務

者で あ る 販売 業者に 提 出 L て免 税 軽 油  $\mathcal{O}$ 引 取り を行うも のとする。

9 道 府 県知事 は、 第一 項ただし書 の規定による申請 に 基づき、 免税軽油使用者が当該道府県以外の道府

県に事 務所又は事 業 所が 所在する販売業者 から免税軽 油  $\mathcal{O}$ 引 取 りを行うため 0 免税 証を交付したときは

遅 滞 なく、 政 令で定め るところに より、 当 該 免 税 証 12 記 載され た数 量 そ 0) 他 必要 な 事 項を当該 販売業

者に係 る当 該 事 務 所 又は 事 業 所 所 在 地 0 道 府 県 知 事 に 通 知 L なけ れ ば ならな

(免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等)

第百四十 四条の二十二 偽りその他不正 の行為によ つて免税証 の交付を受け、 免税軽 油  $\mathcal{O}$ 引取 りを行つた

者 んは、 五. 年 以 下 . (T) 懲役若 しく は 五. 百 万円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に · 処し、 又は これ を併 科 する。

2 法 人  $\mathcal{O}$ 代 表 者 又 は 法 人若し Š は 人  $\mathcal{O}$ 代 理 人 使 用 人 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 従 業者 が そ  $\mathcal{O}$ 法 人 又 は 人の 業務 に 関 7

前 項  $\mathcal{O}$ 違 反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 同 項  $\mathcal{O}$ 罰 金

刑を科する。

3 前項 の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、

同 項  $\mathcal{O}$ 罪 12 0 7 7  $\mathcal{O}$ 時 効  $\mathcal{O}$ 期 間 に による。

4

第

項の場合に

おいて

は、

当該

免税証を交付した道府県は、

当該軽

油の引取りを第百四十

四条の二第

項に規定する引取りとみなし、 当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、 直ちに

一普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

(免税証の受取義務)

第百四十 四条の二十三 免税 取扱特別徴収義務者 は、 免税証を提出して免税軽 油  $\mathcal{O}$ 引取 りを行おうとする

者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、 当該免税証を受け取らなければならない。

(免税証の譲渡の禁止)

第百四十 四条の二十四 免税 証は、 これを他 人に譲 り渡り Ĺ 又は他人から譲り受けてはならない。

(免税証の譲渡の禁止に関する罪等)

第百四十四条の二十五 前条の規定に違反した者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、 免税軽油の引取りを行つた者は、 五年以下の懲役若しくは
- 五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 3 法 人  $\mathcal{O}$ 代表 者 文 んは法 人若 しくは 人の 代 理 人、 使用 人その他 の従業者が んその法 人又は 人の 業務 に 関 して
- 前二 項  $\mathcal{O}$ 違反行為をした場合に お į١ て は、 その 行 為者を罰 ける ほ か、 その 法 人又は 人に対 Ļ 当 該 各項
- の罰金刑を科する。
- 4 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 第二項 への違っ 反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、
- 同 項 0) 罪 E 0 *\* \ て  $\mathcal{O}$ 時 効  $\mathcal{O}$ 期 間 に . よる。
- 5 第 百 匹 十 应 条の二十二第 匹 項  $\mathcal{O}$ 規定は、 第二 項 の場合に つ ١ ر . て 準 用する。
- (道府 県知事 0 承認を受けないでする免税軽油 0 譲 渡に記 関する罪
- 第百四十 四条の二十六 第百 四十四条の三第三項 0 規定に違反して道 府県知事 の承認を受けないで免税軽
- 油  $\mathcal{O}$ 譲 に渡を行 つた者 は、 年 以下  $\mathcal{O}$ 懲役又は 五. 十万円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に 処する。
- 2 第 百 几 十 匝 条 の三 第四 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 違 反 L て 免 税 軽 油 を 譲 ŋ 一受け た者 Ę 前 項 んと同 様
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して

前二 |項の違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 当該各項

の罰金刑を科する。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第百 四十 匹 \_ 条 の二十七 免 税 軽 油 使 用 者証 0 交付を受け た者 (第百 四十四条の二十一第二項 後段段 0 規定に

ょ り二人以上の者が代表者を定めて免税軽 油使用者証の交付を受けた場合にあつては、 それぞれ の者。

以下この項及び次項において同じ。) は、 毎月末 日までに (次項の 規定により異なる提出 期 限 が 定 めら

れ 7 る場合に は、 当該 期 限までに) 前 月  $\mathcal{O}$ 初 日 か ら末 日 にまで 0) 間 に 行 つた当該 免 税 軽 油 使 用 者 証 に

係 ぶる報 告対 象 免税 軽 油 ( 免 税 軽 油 使 用 者 証 を提 示 して 交付 を受け た免 税 証 に ょ り 引 取 ŋ を行 つた 免 税 軽

油 をい う。 以下この 項及び次項において同じ。) の引取 りに関する事実及びその数量 (その事 実 が ない

場合に は、 その旨) 当該 報告対象免税軽 油  $\mathcal{O}$ 引 渡しを行 つた販売業者の事 務 所又 は 事 業 所 所 在 地 及び

氏 名又 は 名称、 当 該 販売業者 に 提出 L た当 該 免 税 軽 油 使用 者 証を提っ 示 して交付を受け た免免 税 証 に 関 する

事 項 並 び に 前 月  $\mathcal{O}$ 初 日 か 5 末 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に · 行 0 た当該 免 税 軽 油 使 用 者 証 に係 る報告は 対 象 免 税 軽 油  $\mathcal{O}$ 使 用

に 関す る事実及びその数量 (その事実がない場合には、 その旨) その他の総務省令で定める事 ず項を記れ 載

L た報告書を、 当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。 ただし、 前月

 $\mathcal{O}$ 初 日 か ら末 日 までの間を通じて、 当該 免税軽 油 使用者証 の交付を受けた者が当該免税軽 油使用 者証 を

ていない場合は、この限りでない。

提

示

L

て交付

を受け

た免

税

記証を有る

せず、

か

つ、

当該

免税軽

油

使用

者

証

に

· 係

る報

告対

象

免税!

軽

油

を保

有

2 道 府 県は、 引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその

他  $\mathcal{O}$ 特 別の事 情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者については、 前項 0 報告書 の提

出  $\mathcal{O}$ 期 限 に ついて、 当該 道 府県 0 条例 で 同 |項に 規定す る期限と異 なる期限 を定めることが できる。

3 前 項 んに定り  $\Diamond$ るも 0) 0) ほ か、 第 項 0 規 定によ る報告に関し 必要な 事 項 は、 総務省令で定める。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪)

第百四十 四条の二十八 前条第一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に違反して報告書を提出せず、 又は虚偽の記載をした報告書を

提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法 人  $\mathcal{O}$ 代 表者又は 法 人若しく は 人の 代理人、 使用 人そ  $\mathcal{O}$ 他 の従業者 が その法 人 又 は 人の 業務に 関 して

前 項の 違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 同 項  $\mathcal{O}$ 刑を

### (軽油引取税の徴収猶予)

第百 四 + 兀 条の二十 九 道 府県知り 事 は、 軽 油 引取税 の特 別徴収義務者 が 軽 油 の代金及び軽油 引取 税 の全部

又 は 部を第一 百 匹 十 匝 条の 十四四 第二 項  $\mathcal{O}$ 納 期限までに受け取ることができなかつたことによ り、 そ 0) 納

は、 当該特 別徴収義務者の申請により、 その納入することができないと認めら れる金額を限度として、

入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合に

二月以 内 (T) 期 間 を限 つてその 徴収 を猶予するものとする。 この場合に お *\* \ て、 道府 県知 事 は、 政令で定

8 る要件に該当して 担保を徴す る必要がない と認めるときを除き、 その 猶 予 に . 係る 金 一額に 相当す Ź 担保

で第十六条第一項各号に掲げるものを、 政令で定めるところにより、 徴しなければならない。

2 第十五 条第四項、 第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項 から第三項までの 規定は

前 項 O規定に . よる徴 収猶 予について、 第十一条、 第十六条第二項及び第三項、 第十六条の二第四 項並び

に · 第 + 六条  $\mathcal{O}$ 五 第 項及 び 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による 担 保に 0 1 て準 用 する。

3 道府 県知事は、 第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、 その徴収猶予をした税額に係

る延滞金額のうち当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第百 四 + 兀 条 の三十 道 府 県 知 事 は 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 特 別 徴 収 義 務者 が 軽 油  $\mathcal{O}$ 代 金及び 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 全 部 又

は 部 を受け取ることができなくなつたことにつ 7 て正当な 理 由 が あると認 め る場が 一分又は 徴 収 ľ た 軽 油

引取 税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由 があるものと認める場合に お *(* ) 7

は、 当該特 別 徴収 **心義務者** の申請によりその 軽 油 引取 税額 が 既に納入されているときはこれに 相当する額

を還付 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ ŋ 徴 収 猶 予をしているとき、 その 他 その 軽 油引 取 税 額が まだ納入され ていな

いときはその納入の義務を免除するものとする。

2 道 府 県 知 事 は、 前 項の 規定により、 軽 油 引取税額に相当する額を還付する場合において、 還付を受け

る特 別 徴収 義 務者 の未納 に係る地方団体 い徴収な 金があるときは、 当該還付すべき額をこれに充当するこ

とができる。

3 道 府 県 知 事 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による申 請 を受理 L た場合に お 7 --は、 同 項又は前項に規定する措 置 を

採るかどうかについて、 その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければなら

ない。

軽 油 を返還した場合及び引取り後にお *(* ) て免税用途に供した場合における措置)

第 百 四 + 兀 条の三十 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 特 別 徴 収 義 務 者 カン 5 軽 油 引 取 税 が 課 され る 軽 油  $\mathcal{O}$ 引取 りが 行 わ れ た

後 販 売 契約  $\mathcal{O}$ 解除に により、 その 引 取 りに 係 る軽 油 0 全部 又は 部 を当 該 特 別 徴 収義 務 者に 返 還  $\bar{\iota}$ た 場 合

12 お *\* \ て、 その 引取りに係る軽 油 この軽油 引取税額が まだ納入され てい ないときは、 当該軽 油 0) 引取 いりは

行わ れ なか つたものとみなし、 既に 軽 油 引 取 税 額 O全部 又は 部が 納 入されているときは、 道 府 県 知 事

は、 当 該 納 入に係 る軽 油 引 取 税 額  $\mathcal{O}$ うち当該 返還され た軽 油 に 対 応 する部 分  $\mathcal{O}$ 税額 及びこれ に 係 る 地 方

寸 体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金 を、 当該 特 別 徴 収 義 務者 0 申 . 請 に ょ り、 還 付 するものとする。 ک  $\mathcal{O}$ 場合に お 1 7 は、 当該

特 別 徴 収 義務者は、 その 返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を道府県知事に提出 しな

ければならない。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 て、 当該 軽 油  $\mathcal{O}$ 引 取 ŋ を行 つ た者 が 既に当該 引取 ŋ に係 る 軽油 の代 金 及 び 軽 油 引 取

税 額 を 支払 つて 7 るときは、 そ  $\mathcal{O}$ 者 は、 当 該 返 還 L た軽 油 に対応する代金及び 軽油: 引取税額に · 相 当する

額について当該特別徴収義務者に対して求償権を有する。

員 は、 職 務 上 0) 秘 密に関する場合を除くほ か、 証 拠  $\mathcal{O}$ 提供その 他 必要な援助を与えなけ ħ ば なら な

4 第 百 兀 +兀 条 0 六 に 規 定 す る者 が 免 税 証  $\mathcal{O}$ 交 付 を受け た 後当 該 免 税 証 に 記 載 うされ た数 量 を超 え る数

量  $\mathcal{O}$ 軽 油 を 同 条に 規 定す る 用 途 に 供 す る 必 要が 生じたため、 当 該 免 税 証 を交付 た 道 府 県 に 係 る 免 税 取

扱 特 別 徴収 義 務者か こら免 税軽油以外 の軽 油 0) 引取 りを行つてこれを同条に規定する用 途に供 した場合に

お 7 て、 その 事 実 及び 数量 を当る 該 免税 証を交付 L た道 府県 知 事 に証 明 してその 承認 を得たときは、 当該

道 府 県 知 事 は、 政 令で定めるところに ょ り、 当 該 免 税 取 扱 特 别 徴 収 義 務 者  $\mathcal{O}$ 申 請 に ょ り、 当 該 軽 油 に 係

る 軽 油 引 取 税 額 が まだ納 入され 7 1 な 1 場 合に あ つ 7 は そ  $\mathcal{O}$ 納 入を 免 除 既 に 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 全 部 又は

部 が 納入され てい る場合にあつては当 該 納入に係る軽油 引 取 税額 のうち当該使用 に 保る軽 油 に 対応す

る部 分 0 税 額 及びこれに係る地 方団体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金を当該 的免税取. 扱 特 別 徴 収 義務者に還 付 するも のとする。

5 第 百 几 + 匹 条  $\mathcal{O}$ 六に規 定 する者 が 免 税 証  $\mathcal{O}$ 交付 を受け た後当 該 免 税 証 に 記 載さ れ た数 量 を超 える数

量  $\mathcal{O}$ 軽 油 を 同 条 に 規 定 す る 用 途 に 供 す る 必 要が 生 ľ た た め、 当 該 免 税 証 を交付 た 道 府 県 12 係 る 免 税 取

扱 特 別 徴収 義務者以 外の 販売業者 から免税軽油 以外の 軽油  $\mathcal{O}$ 引取りを行つてこれを同 条に規定す うる用途

場合において、 に供したことについてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得た その旨を当該販売業者を通じて当該販売業者に当該軽 油  $\mathcal{O}$ 引渡しを行 つた当該道 足府県に

係 る免 税 取 扱 特 別 徴 収 義務者 に 申 Ċ 出たときも、 前 項 を同 様とする。

6 第二 項 及び 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 前二 項 の場 合に つ 1 7 準 用する。

7 第 項、 第四 項又は第五 項の規定によつて軽 油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場

合にお いては、 特別 徴収 《義務者 の還付 の申 · 請 が あ つた日 から起算して十日を経過した日を第十七条 の四

第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

8 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に関 し必要な 事 項 は、 総務省令で定め

(製造等の承認を受ける義務等)

第百四十 四条の三十二 元売業者 (第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、 第百四十四 条の七第一項

第 号に掲げる者で、 同 項  $\hat{O}$ 規 定に より元売業者としての指定を受けたも のを除く。 特 約業者、 石

油 製品 販 売業 者、 軽 油 製 造者等 軽 油  $\mathcal{O}$ 製 会費 輸入をする者で元売業者以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ をいう。 及び自

動 車  $\mathcal{O}$ 保有者 は、 次に掲げる場合においては、 製造、 譲渡又は消費 (以下この条にお いて 「製造等」と

いう。)を行う時期、 数量その他の総務省令で定める事項を定めて、 製造等を行う場所 (第四号に掲げ

る場合にあつては、 当該自動車 の主たる定置場) の所在地の道府県 知事の承認を受けなければならない。

軽 油 と軽 油 以外の炭 化 北素 油 を混和 して炭化 水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三

燃料炭化水素油を自動

兀 燃料炭化 1水素油 (この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。 を自動車の内

車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

燃機関の燃料として消費するとき。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場合において、 道 府県 知 事 は、 軽油引取税の 取締り又は保全上特に必要があると認めるときを

除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 承認を受けた者は、 帳簿を備え、 製造等を行つた時期、 数量その他当該承認を受けた事項に

関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第 項の承認を受けた者は、 当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保

有しているときは、 前項 の製造等承認証を所持してい なければならな

6 第 項第三号に係 る承 認を受けた者は、 当 該 承 認 に係る る燃料炭 化 水 素油 を自 動 車 の内燃機 関 0 燃料と

7 自 動 車  $\mathcal{O}$ 保 有 者に譲 渡 するときは、 自 動 車 用 炭 化 水 素 油 譲 渡 証 及 び その 写 しを作 成 L て、 当 該 自 動

車 甪 炭 化水 素 油 譲 渡 証 を当 該 自 動 車  $\mathcal{O}$ 保 有 者に交付するとともに、 その 写し を 保管 L なけ れ ば な 5 な

7 自 動 車 . D 保 有者は、 第一 項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油 を自 動 車 0) 内 燃 機 関

 $\mathcal{O}$ 燃料として消費するときは、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 自 動 車 用炭化水 素 油 譲 渡 証 を携帯 して 1 なけ ればなら な

8 製造 等承 認 証 及 Ţ 自 動 車 |用炭: 化 水 素 油 譲 渡証 は、 これ を他 人に 譲 ŋ 渡 又は他 人 か 5 譲 り受けては

ならない。

9 前 各 項に定めるものの ほ か、 第一 項の承認、 帳簿の 記載、 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲 渡

証に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

第 百 四十 兀 の三十三 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に 違 反 ĺ て 道 府県 知 事  $\mathcal{O}$ 承 認を受け な 7 で 同 <u>'</u>項第 号若

第二号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同 項の承認を受け同項第 号若しくは第二号

2 情を知つて、 前項の罪に当たる行為に要する資金、 土地、 建物、 艦船、 車 両、 設備、 機械、 器具、 原

材料 又 は 薬品 を提: 供 Ļ 又は運搬 成した者は は、 三年以下の懲役若しくは三百 万円 以下 の罰 金 に 処 又は

これを併科する。

3 第 項の犯罪に係る炭化水素油について、 情を知つてこれを運搬し、保管し、 有償若しくは無償で取

得し、 又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰 金に処

し、又はこれを併科する。

4 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に違 反 して 道 府県知事 の承認を受けないで同項第三号若しくは第四 号 の行為を行

0

た者又は偽りその 他不正 の手段により同項 の承認を受けた者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の 罰

金に処する。

5 次 の各号の いず れ かに該当する者は、 二十万円以下 , の 罰 金 に処する。

前 条第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 、よる帳 簿  $\mathcal{O}$ 記 載をせず、 若しくは偽り、 又はその帳簿を隠匿した者

二 前条第五項から第八項までの規定に違反した者

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して

6

前 各項  $\mathcal{O}$ 違反行為をした場合に お į١ ては、 その 行 為者を罰するほ か、 その法・ 人に対 して次  $\mathcal{O}$ 各号に掲げ

る違 反 行為  $\mathcal{O}$ 区 分に応じ当該 各号に 定定め る罰 金 刑 を、 その 人に対して当該各項  $\mathcal{O}$ 罰 金 刑を科する。

一 第一項の違反行為 三億円以下の罰金刑

二 第二項の違反行為 二億円以下の罰金刑

三 第三項の違反行為 一億円以下の罰金刑

四 前二項の違反行為 当該各項の罰金刑

(事業の開廃等の届出)

第百四· + 四条の三十四 元売業者、 特約業者、 石油製品販売業者及び軽油製造業者等 (軽油 の製造又は輸

入をすることを業とする者で元売業者以外  $\mathcal{O}$ も の をいう。 以下この節 がにおい て同じ。 は、 事 子業を開び 始

しようとするときは、 その旨を、 当 該 事 務 所又 は 事業所ごとに、 主たる事 務 所又は 事 業所 所 在 地  $\mathcal{O}$ 道 府

県 知事 に 元 売業者に あ 0 て は、 当 該 道 府 県 知 事 を経 由 して 総務大臣 に 届 け 出なけ れ ればなられ な そ

の事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

- 2 元売業者又は軽油製造業者等が、 特約業者、 石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、 継続的に軽油
- $\mathcal{O}$ 供給、 を行う販売契約を締結したときは、 その当事者は、 その旨を、 主たる事 務所又は事 業 所所 在 地 0)
- 道 府 県 知 事 に (元売業者 12 あ つては 当該 道 府 県 知 事 を経 由 L て総 務 大臣 に 届け 出 なけ れ ば な 5 な
- 。当該販売契約が終了したときも、同様とする。
- 3 元売業者、 特約業者、 石油製品 販売業者及び軽油製造業者等は、 前二 項の規定により届け出た事項に
- 異 、動を生じた場合には、 遅滞なく、 その旨を当該各項の規定に準じて総務大臣又は道府県知 事
- なければならない。
- 4 前 三 項 0 規 定に より届 出を受けた道府県知事は、 当 ]該届 出に係る事 項を、 速やかに関係道府県知 事
- 通知するものとする。
- 5 前 各項に定 めるも ののほか、 これらの規定の届出及び通知に関 し必要な事項は、 総務省令で定める。
- (軽油の引取りの報告等)

日

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

間に行つた軽油

の引取り、

引渡し、

納入、

製造及び輸入に関する事実並びにその

数量、

前月の

第 百 匹 十 兀 条 の三十 五 元売業者、 特 約業者 及 び 軽 油 製造業者 等は、 毎 月 末 日 ま らでに、 前 月  $\mathcal{O}$ 初 日 か ら末

末日に おける軽油の在庫数量その他の総務省令で定める事項を、 総務省令で定める道府県知事に報告し

なければならない。

2 前 項 へに規定さ する者以外 の者は、 軽油 の製造をした場合には、 当該製造をした日から三十 日以内 に軽 油

 $\mathcal{O}$ 製造 に関す る事 実及び その 数量 その 他  $\mathcal{O}$ 総務省令で定める事 <u>,</u>項 を、 総務省令で定め る道府県知事 に 報

告しなければならない。

3 前二 項に規・ 定する者は、 これら の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、 遅滞なく、 その

旨をこれ 5  $\bar{O}$ 規 定 0 道 府 県 知 事 に · 報 告 L な け n ば なら な \ <u>`</u>

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より報告を受けた道府県知事 は、 当 該報告に係る事 項を、 速やかに関係道府県知 事

に

通知するものとする。

5 元売業者は、 特約業者が当該 元売業者 から引取 りを行つた軽油について当該 特約業者の指 図に基づき

納入を 行 0 た場 合には、 そ  $\mathcal{O}$ 納 入に 関する事実その 他 の総務省令で定める事 項を、 当 該 特約業者 に 通 知

しなければならない。

6 第百 四十四条の二第一 項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、 その事務所又は事業所ご

とにその納入を受けた軽油の数量その他の総務省令で定める事項を記載した書類を、 当該引取りに係る

特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

7 前 項  $\mathcal{O}$ 特 別 徴収 義務者 は、 総務省令で定めるところにより、 同 項の規定により提出を受けた書類を保

存しなければならない。

8 前 各項に定めるものの ほ か、 これらの規定の報告、 通知並びに書類の提出及び保存に関し必要な事項

は、総務省令で定める。

(帳簿記載義務)

第百四十 四条の三十六 元売業者、 特約 業者、 石油製品 販売業者及び軽油 製造業者等は、 帳簿を備え、 総

務省令で定めるところにより、 軽 油 又は燃料炭化水素油の引取り、 引渡、 納入、 貯蔵及び消費に関 す

る事実をこれに記載しなければならない。

(事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)

第百 四十 兀 条の三十七 次 いの各号  $\mathcal{O}$ *\*\ ずれ カン に該当する者は、二十万円以下の 罰 金に 処する。

第百四十 四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、 又は偽 つた者

第百四十四条の三十五第一項から第三項までの規定による報告若しくは同条第五項の規定による通

知をせず、 又は偽つた者

 $\equiv$ 第 百四 十四 条の三十五第六項の規定による書類を提出せず、 又は虚偽 の記載をし たものを提出した

者

兀 第百四十四条の三十五第七項の規定に違反した者

五 前 条の 規定による帳簿の記載をせず、 若しくは偽り、 又はその帳簿を隠匿した者

2 法 人の代表 者又は法人若しくは 人の代理人、 使用人その他 の従業者が その法 人又は 人の 業務に 関 して

前 項  $\mathcal{O}$ 違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほ か、 その 法人又は人に 対し、 同項の 刑を

科する。

軽 油 引取税に係る総務省の職員の質問検査権等)

第百四 + 四条の三十八 総務大臣 は 軽油 引取 税 の徴収 について適正 な運営を図 るため必要が あると認め

る場合に おいては、 その指定する職員をして、 次に掲げる者に質問させ、 又はこれらの者  $\mathcal{O}$ 事 業に関す

る帳 簿 書類その他の物件を検査させることができる。

元売業者又は元売業者の指定の申請を行つた者その他第百四十四条の七第一項各号に該当すると認

められる者

前号の者 か ら軽油その 他の 石 1油製品 の引取りを行う者

して採取することができる。

2

前

項

の場合においては、

当該

職

員は、

軽油その

他の石油製品について必要最少限度の数量を見本品と

3

前二項の場合においては、

当該職員は、

その身分を証明する証票を携帯し、

関係人の請求があつたと

きは、 これを提示しなけ ればならない。

4 第 項又は第二項に規定する当該職員 の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

軽 油 引取税に係る総務省の職員 (の検査拒否等に関する罪)

第百四十 四条の三十九 次の各号のいずれ かに該当する者は、 年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に

処する。

前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、 妨

#### げ、又は忌避した者

- 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 帳 簿 書 類で虚偽  $\mathcal{O}$ 記載 又は記録 をしたものを提示した者
- $\equiv$ 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる総合 務 省  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 質 間 に 対 Ĺ 答弁を L な 7 者 又 は 虚偽 の答弁をした者
- 2 法 人 0 代 表 者 又 は 法 人若 しく は 人の 代 理 人、 使 用 人そ 0 他  $\mathcal{O}$ 従業者が その 法 人 又 は 人の 業務 又 は 財 産

12 関 L て前 項 の違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対 同

項の刑を科する。

(道府県間の協力)

第 百 四 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 匹 + 道 府 県は、 軽 油 引取税  $\mathcal{O}$ 取 締 り又は保全に関 Ĺ 他の道府県と緊密な連絡を保ち、

相互に協力しなければならない。

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第百 匹 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 兀 十 第 百 四十 ・四条の +应 第二 項 0 規定 によつて徴収 して納 入すべ き軽油 引 取 税 に係る

納 入 金  $\mathcal{O}$ 全部 又は 部 を 納 入し な か つたに 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 、特別徴· 収義務者 は、 五. 年 以下  $\mathcal{O}$ 懲役若 しく は 五. 百

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 偽りその他不正の行為によつて第百四十四条の十八の規定によつて納付すべき軽 油引取税の全部又は
- 部を免れ た納税者は、 五年 以下 . (7) 懲役若しくは 五. 百万円 以下の罰 金に処し、 又はこれを併科する。
- 3 偽 り その 他 不 正  $\mathcal{O}$ 行為に よ つて 第 百四 + 匹 条 の三十二 <del>-</del>第 項 又 は 第 百 匹 十四四 条 の三十一第 項、 第 兀 項
- 若しく は 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規定による還付を受け た 軽 油 引 取 税 0) 特 別 徴 収 義務者 は、 五. 年以下  $\mathcal{O}$ 懲役若しくは 五.
- 百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 納 入しなか つた金額、 第二項 0 免れ た税額又は前 項 の還付を受けた金額が五百 万円を超える
- 場 一合に お 1 て は 情 状に ょ り当 該 各 項  $\mathcal{O}$ 罰 金  $\mathcal{O}$ 額 は 当該 各 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 五. 百 万 闩 を超 える
- 額でそ  $\mathcal{O}$ 納入しな か つた金 額、 免 れ た税 額 又は 還付を受け た金額 に 相当する額 以下  $\mathcal{O}$ 額とすることが
- きる。
- 5 法人 の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他 の従業者がその法人又は人の業務に関して
- 第 項 カコ 5 の第三項 べまでの 違 反行為をした場 一合に お 7 て は、 その行為者を罰するほ か、 その 法 人又は・ 人に
- 対し、当該各項の罰金刑を科する。
- 6 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により第一 項から第三項までの違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における

時効の期間は、 それぞれ第一項から第三項までの罪についての時効の期間による。

(軽油引取税の減免)

第百四十 匹 条の 匹 十二 道 府県知事 は、 天災その他特別 の事情が ある場合にお いて軽さ 油 引取税 の減免を必

要とすると認 8 5 んる納び 税者に限 り、 当該 以道府県  $\mathcal{O}$ 条例で定めるところにより、 軽 油 引取税を減 免する

ことができる。

(関税等に関する書類の供覧等)

第百四十 匹 1条の四・ 干三 道 府県知 事 が 軽油 引取税 の賦 課徴収 について、 政府に対し、 関税又は外国 貨物

関 税 法 第二 条 第一 項第三号に規定す る外国貨物を いう。) に係 る内 玉 消 費税 (輸 入 品 に 対す る内 玉 消 費

税 の徴収等に関する法律第二条第一号に規定する内国消費税をいう。) の納税義務者が政府に提出 した

申 - 告書、 政府がした更正 又は決定に関する書類その他参考となるべき帳簿書類を閲覧し、 又は記 録する

ことを請求 した場合にお 7 ては、 政府 は、 関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ

又は記録させるものとする。

(軽油引取税に係る更正及び決定)

第百四十四 条の四十四 道府県知事は、 第百四十四条の十四第二項の規定による納入申告書又は第百四十

兀 · 条の 十八の規定による申告書 (以下この節にお į١ て 「申告書」 と総称する。) の 提 沿出が あ つた場合に

お 7 て、 当 該 納 入 申 告又は 申 告 に 係 る課 税 標準 量 又は 税 額 が その 調 査 したところと異なるときは、 これ

を更正することができる。

2 道 府 県知事 は、 軽 油 引 取 税の特別徴収義務者又は納税者が申告書を提出しなかつた場合におい 、ては、

その 調査によつて、 納入申告し、 又は申告すべき課税標準量 及び税額を決定することができる。

3 道 府 県知 事 は、 第 項若 しくはこの 項  $\mathcal{O}$ 規定に よつて更正 Ļ 又は 前項 Ó 規定によ つて決定し た課税

標準 量 又は 税 額に つ 1 て、 調査 によって、 過大又は過少であることを発見した場合に おい · て は、 これ を

更正することができる。

4 道 府 県知事 は、 前三項 の規定によつて更正し、 又は決定した場合においては、 遅滞なく、 これを軽油

引取 税  $\mathcal{O}$ 特 莂 徴収 義 務者 又 は 納納 税 者 に 通 知 L な け れば ならない。

軽 油 引 取 税 に係 る 不足 金 額及 び そ 0 延 滞 金  $\mathcal{O}$ 徴 収

第百 匹 + 四条の 四十五 道 府県の徴税吏員 は、 前条第一 項から第三項までの規定による更正又は決定があ

は 0 税 た場合において、 額 をいう。 以下この節において同じ。) 不足金額 (更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しく が あるときは、 同 条第四 |項の通 知 をした日から 十五 日 I を 経

過 L た 日 を 納 期限として、 これ を徴 収 L な け れ ば なら な \ <u>`</u>

2 前 項 0) 場合 に お *(* ) ては、 その 不 足金額 に 第百 匹 + 匝 条 が 十 应 第 項 又は第百 四十 匹 · 条 の 十八 0 納 期 限

納 期 限 の延長があつたときは、 その延長された納期限とする。 以下この節 に おい て 同 ľ 0) 翌 日 カン

5 納 入又は 納 付  $\mathcal{O}$ 日 まで  $\mathcal{O}$ 期間  $\mathcal{O}$ 日 数に応じ、 年十四 • 六パーセ ント 前 項  $\mathcal{O}$ 納期 限 まで  $\mathcal{O}$ 期 間 又 は 当

該 納 期 限 (第 百 匹 + 匹 条 の二十 九 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ ŋ 徴 収 を 猶予 L た 税 額 12 あ つて は、 当 該 猶 子 L た 期

間

 $\mathcal{O}$ 

末

日)

0

翌 日

カ

ら 一

月

を経り

過

す

え 日

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

期

間

12

0

1

7

は、

年

七•

三パ

セント)

0

割

合を乗じて

計 算 L た金額 に相当する )延滞, 金額を加算して徴収 しなければならない。

3 道 府 県知 事 は、 軽油 引 取 税 の特 別徴収 義務者又は 納 税者が 前条第一項の規定による更正又は同 1条第二

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ る決 定を受けたことについてやむを得 な 1 理 由 が あると認める場合に お į١ --は、 前 頭の延

滞 金 額 を減免することができる。

納 期限 後に申告納入し、 又は納付する軽油引取税に係る延滞金)

含む。 十四四 \_ 条 の十八 0) 納 期 又は第百四 限 後にそ 1十四条  $\mathcal{O}$ 納 入金を納 の二十二第四 入し、 項 又は (第百 そ  $\mathcal{O}$ 四十四 税 金 を納 \_ 条 付 の二十五 す る場 合 第五項にお に お 7 て は **,** \ · て準 当 甪 該 する場合を 納 入 金 額 又

は 税 額 に、 これ 5  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 納 期 限  $\mathcal{O}$ 翌 日 カゝ 5 納 入 又は 納 付 0) 日 ま で 0 期 間 0) 日 数に応じ、 年 + 匝 六 パ

セ 1 (当該: 納 期 限 (第百四十四条の二十九第 項の 規定 により徴収を猶予した税額にあ つて は、 当

該 猶予した期間 の末  $\mathcal{O}$ 翌日 か ら一月を経過する日までの 期間 に つい ては、 年七・三パ ] セント)  $\mathcal{O}$ 

割 合を 乗じて計算 L た金 額 E 相 当す る延 滞 金額 を加 算 して納入し、 又は 納 付 L なけ れ ば な 5 な

道 府 県 知 事 は、 期限までに納入金を納入しなかつたこと又は税金を納付 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 特 別 徴 収 義 務者 又 は 納 税 者 が 第 百 兀 + しなかつたことについてやむを得 匹 条 0 + 兀 第 項 又 は 第 百 兀 + 匹

2

条

(T)

 $\dot{+}$ 

人の

納

な ζ\ 理 由 が あ ると認める場合にお いては、 前項  $\mathcal{O}$ 延滞金額を減免することができる。

軽 油 引 取 税 に係る過 办 申 <u>:</u> 告 加 算 金及び不 申 告 加 算 金

第 百 匹 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 几 十七 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 ま で に そ  $\mathcal{O}$ 提 出 が あ 0 た 場 合 (申告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 後 に そ  $\mathcal{O}$ 提出

が

あつ

た場合において、

次項ただし書又は第六項

 $\hat{O}$ 

規定

の適用があるときを含む。

以下この項に

お

*\* \

7

若しくこ 控除 軽 理 対象不足金額) え 知 同 お ときは、 という。 入申告又は申告に係る課税標準量 える部 Š 油 事 ける当該申告書に係る 由 は 引取税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額 が は、 した金額とする。 分に は判決による原処分の異動があつたときは、 納 な 当該 にお その 付すべき税 7 に百 相当す と認 いて、 更 正 更正 分の に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告 め 前の納っ Ź に る場合に 祝額を減れ よる不 第百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、 金額 十の割合を乗じて計算 税額に を加算した金額とする。) 入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りが (当該: -足金! お 少させる更正 1 額 ては、 対象不足金 相当する金額と五十万円との を控除 又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由 当該 又は更正 L た金額 した 額 更正 が当 金 額 による不足金額 でとし、 一に係る 該 これらにより減少した部分の金額に相当する金額を が 超える部 (当該 申告書 る不服申立て若し 当該 対 の提出に 分に 象 1 軽 ず 油 不足 (以下この項に 引取 相 れ 当す 金 カゝ 期限までにその提出 多い 額 税 くは る金 に 当 金 0 訴えに *(* \ 該 額 額を超えるときは の合計額 あつたことについ てそ 更正 おい に満 たない つい 7 0 が 前にその 納入 あると認め 「対象不 (当該更正 --が ノすべ ときは、  $\mathcal{O}$ あ 決定、 更正 つた場合に き金 足 て正当な 当該 6 道府県 前 に 金 当 該 裁決 係る れ の納 額 額 超 若 た

2 次 0 各号の いず ħ かに該当する場合にお いては、 道 府県知事は、 当該各号に規定する申告、 決定又は

更正 に より納 入し、 又は 納 付すべ き税! 額 に 百 I分 の + 五  $\mathcal{O}$ 割 合を乗じて計 算 L た 金額 に 相当する不 申 告加

算 金額 を徴収しなけ ればならな \ <u>`</u> ただ Ļ 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限までにその提 出がなかつたことについ 7

正 当な理由があると認められる場合においては、 この 限りでな \ \ \

申 告書 の提出 期限後にその提出があつた場合又は第百四 十四条 の四十四第二項 の規定による決定が

あつた場合

申 告書  $\mathcal{O}$ 提 出 期限後にその提出があつた後において第百四十四 条の四十四第一 項又は第三項 の規定

による更正があつた場合

三 第百四· 干 · 四 条  $\mathcal{O}$ 四十四第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正が

あつた場合

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に該当する場合にお į, て、 同 項に規定する納入し、 又は 納 付すべ き税 額 (同 項第二号又は

第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽 油引取税に係る申 - 告書  $\mathcal{O}$ 提

出 部 た 十万円を超えるときは、 は 正 納入し、 . 金 一に係 分に .期限後の申告又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により 額 に、 相 れ る不 又は 当 らに する金 当該超える部分に相当する金 服 より 申 納付すべ 立 減少し 一て若 額 に満 き税 L 前 た部 くは た 項の不 な 額の合計 分の 訴え 1 ときは、 申 税 12 -告加: 額に 額 つい (当該: 当該 額 算金額は、 相 て <u>1</u>当す  $\mathcal{O}$ (同 納 決 納 定、 入し、 入し、 項に規定する納入し、 る金額を控 裁 同 淡決若 又は 若しくは納 項  $\mathcal{O}$ しくは 納 除 規定にか 付 L すべ た 付すべ 判 金額とする。 き税 カン 決に 又は納 わらず、 額) き税額を減 ょ る 付すべ に 原 同 百 処 分 を 分 項 き税額 0)  $\mathcal{O}$ 加  $\mathcal{O}$ 少させる更正 算 異 五. 規定により ĺ 動 0) 割 が当該 た が 合を乗じて 金 あ 額) つ 文は 超える 計 たとき 算 が 五. 更

4 係る税 0 7 申 7 告 額 道 書の に 府 係 提 県 知 出 る第二 期 事 烈限後に  $\mathcal{O}$ 項 調  $\mathcal{O}$ 査 不 による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、 その提出があつた場合において、 申 告 加 算 金額 は 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に その提出が当該申告書に係る軽油 カン カュ わ らず、 当 該 税 額 12 百 分の 当 該· 五. 引取 O割 申 合を乗 告 税額に 書に

計

算

た

金

額

を加

算

L

た

金

一額とす

ź。

ľ て 計 算 た 金額 12 相 当 す る額とす

5 道府 県知事 は、 第一 項 の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二 項の規定によつて徴収す

ベ き不申告加算金額を決定した場合においては、 遅滞なく、 これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納

税者に通知しなければならない。

6 第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 は、 第四 項  $\mathcal{O}$ 規定に該当する申告 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 提出 が あつた場合にお いて、 その提 出 が、 申告 書

 $\mathcal{O}$ 提 出 期限 ま でに 提 出す る意思が あつたと認めら れる場合として政令で定める場合に 該当し て行わ れ た

t のであり、 か つ、 申告書の提 出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、 適用

しない。

(軽油引取税に係る重加算金)

第百 四 + 兀 条の 兀 十八 前 条第 項 (T) 規定 に該当する場合に おいて、 軽 油 引 取 税 の特 別 徴収 義 務者 又は納

税 者 が課税標 準量 の計算 の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、 又は仮装し、 かつ、 その隠

 $\sim$ *(* \ 又は 仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、 道府県知事は、 政令で定めるところに

より、 同 項  $\mathcal{O}$ 過 少 申 告加 算 金額に代えて、 その 計算  $\mathcal{O}$ 基礎となるべき更正 による不 ·足金額 に百分の三十

五.  $\mathcal{O}$ 割 合を乗じて 計 算 l た金額 に 相当する 重加 算 金額 を徴 収 L なけ れ ば なら な

2 前 条 第二 項の規定に該当する場合 (同項ただし書の 規定の対 適用がある場合を除く。) にお いて、 特別

申 Ļ 徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい  $\mathcal{O}$ 告 基 礎 書 か  $\mathcal{O}$ つ、 となるべ 提 その隠ぺ 出 期限 き税額 後 にそ ١, Ļ 12  $\mathcal{O}$ 百 1分の四· 提 又は仮装した事 出 を 十の割合を乗じて計算 L たときは、 実に基づ 道 ー づ い 府 県 知 て申告書 事 した金額に は、 同  $\mathcal{O}$ 提 項 相当する 出  $\mathcal{O}$ 不 期限までにこれを提 申 告加 る重加算 算金額 金額を徴 に代えてその į 出 [せず、 収し 又は仮装 な け 計 又は れ 算

3 が あるときは、 道 府 県知 事 は、 当 前項のは 該 納 入 申 規定に該当する場合にお 告 又は 申 告 に · 係 る税 額 を基 いて申告書の提出につい 一礎として計 算 L た 重 加 て前条第四 算 金額 を 頃に 徴 収 · 規 L 定す な ( \ ,る理-由

ば

なら

ない。

4 遅 滞なく、 道 府 県 知 これ 事 は、 を軽油で 第 引取 項 又 税 は 第二 の特別 項 徴収義務者又は納税者に通知しなければならな  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ つて 徴 収 すべ き重. 加 算 金額、 を決 定し \ \ \ \ た場合に お ĺ١ 7 は、

第三款 督促及び滞納処分

#### (軽油引取税に係る督促)

第 百 お 匹 いて + は、 兀 条 不足金額の納  $\mathcal{O}$ 兀 + 九 軽 油 期限をいう。 引 取 税  $\mathcal{O}$ 特 以下この節において同じ。 別 徴 収 義 務者 又 んは納 税 者が 納 までに軽油引取税に係る地 期 限 更正 文は 決定が あ つた 方 に場合に 団体  $\mathcal{O}$ 

徴収金を完納しない場合においては、 道府県の徴税吏員は、 納期限後二十日以内に、 督促状を発しなけ

ればならない。 ただし、 繰上徴収をする場合又は第百四十四条の二十二第四 項 ( 第 百 匹 十 兀 条の二十五

第 五. 項 E お 1 て準 用する場合を含む。 0 規定 に ょ り 徴 収 す んる場が 合に お いては この 限 ŋ で な

2 特 別  $\mathcal{O}$ 事 情 が あ る道府県におい 、ては、 当該道府県の 条例で前項に規定する期間と異なる期間を定 める

ことができる。

(軽油引取税に係る督促手数料)

第百 匹 + 匹 \_ 条 0) 五. + 道 府 県  $\mathcal{O}$ 徴 税 吏員 は、 督促状を発した場合におい ては、 当該道府県の条例で定める

ところにより、手数料を徴収することができる。

(軽油引取税に係る滞納処分)

第百四十 四条の五 <del>十</del> 軽 油 引取 税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、 道府県の 徴税

吏員 は 当 該 軽 油 引 取 税 に係 る 地 方 団 体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金 に 0 き、 滯 納者  $\mathcal{O}$ 財 産 を差 し押さえなけ れ ば な らない。

滞 納 者 が 督促 を受け、 その 督 促 状を 発 L た 日 か 5 起算して十日 を経し 過した日までにその 督 促に係る

軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

- 滞納者が繰上徴収に係る告知又は第百四十四条の二十二第四項(第百四十四条の二十五第五項にお
- 1 て 準 用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 規定による徴収に係る告知により指定された納期限までに軽油 引取 税
- に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二 一次納税 義務者又は 保 証 人に つ 7 て 前 項の 規定を適用する場合には、 同項第一号中「督促状」 とあ
- るのは、「納入又は納付の催告書」とする。
- 3 軽 油 引取 税 に係る地方団 体 の徴 収 金 の納 期 限後第一 項第一号に規定する十日を経過した日までに、 督
- 促を受け た滞 納 者に つき第十三条 の二第 項 各号  $\bigcirc$ *\* \ ず ħ か に該当する事 実 が 生じたときは、 道 を府県の
- 徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
- 4 滞納 者の財産につき強 制換価 手続が行われた場合には、 道府県の徴税吏員は、 執行 機関 (破産法第百
- + 应 第一 号に掲げる請 求権に係る軽油 引取税に係る地方団 体 一の徴 収 金の交付要求を行う場合には、 そ
- $\mathcal{O}$ 交付 要求 に 係 る 破 産 事 件 を取 り 扱 う裁 判 所 に 対 Ļ 滞 納 に係 る軽 油引取 税に係る地 方団体 0 徴 収 金
- につき、交付要求をしなければならない。
- 5 道府県の徴税吏員は、 第一 項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、

滯 :納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、 既に他の地方団体の徴収金若し

くは 玉 税  $\mathcal{O}$ 滞 納処分又はこれらの滞納処分 の例による処分による差押えがされているときは、 当該財 産

についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前 各 項に定 め るも 0) そ  $\mathcal{O}$ 他 軽 油 引取税 に 係る 地 方団 体 0 徴 収金の滞納処分については、 国税徴収法に

規定する滞納処分の例による。

7 前 各 項の規定による処分は、 当該道府県の区域外においても行うことができる。

(軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第 百 四 + 兀 | 条 の 五. 十 二 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 特 別 徴 収 義務者又 へは納税は 者が 滞納 処分の 執行を免 れる目的 でその財

産を隠ぺい 損壊 Ļ 道 府県の不利益に処分し、 又はその 財産に係る負担を偽つて増加する行為をし

たときは、 その者は、 三年以下の懲役若しくは五 十万円以下の 罰 金に処し、 又はこれ を併 科する。

2 特 別 徴収 義 務者 文は 納 税 者  $\mathcal{O}$ 財 |産を占・ 有する第三者 が 特 別 徴収 義 務者又は 納税者 に 滞納 処分  $\mathcal{O}$ 執行 を

免 れ さ せ る 目 的 で 前 項  $\mathcal{O}$ 行 為をし たときも、 同 項と同 .様とす

3 情 を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手

方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

4 法 人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他 の従業者がその法人又は 人の 業務又は財産

に · 関 L て前三 項 の違反行為をし た 場 場合にお 1 ては、 その行為者を罰 けるほ か、 その法 人又は 人に対

当該各項の罰金刑を科する。

**(国** .税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第百 四十 兀 条の五十三 次の各号のいずれかに該当する者は、 十万円以下 -の 罰 金に処する。

第 百 匹 干 兀 条  $\mathcal{O}$ 五. + 第六項 (T) 場合 に お į, て、 国税徴. 収 法第 百 匹 + 条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 例 によ つて行う道

府 県  $\mathcal{O}$ 徴 税 吏員  $\mathcal{O}$ 質 問 に 対 して答弁をせず、 又は 偽り 0 陳述を L た者

第百四十 四条の五十一 第六項の場合において、 国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道

府 県 0 徴 税 更員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 同 条に規定する帳簿書類の 検査 を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し、 又はその帳簿書類

で偽 ŋ  $\mathcal{O}$ 記 載若 し Š は 記 記録をし た ŧ  $\mathcal{O}$ を 提示 L た者

2 法 人  $\mathcal{O}$ 代 表者又 人は法・ 人若しく は 人の 代理 人、 使 用 人 そ  $\mathcal{O}$ 他 の従業者がその法 人又 は 人の 業務又 は財 産

12 関 して前項の違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 同

項の刑を科する。

## 第四款 犯則取締り

(軽油引取税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の

第百四十 匹 条  $\mathcal{O}$ 五. + 匹 軽 油 引取 税 に 関する犯則事 件につ *(* ) ては、 国税犯則取締法の規定 (第十九条ノニ

準

用

及び第二十二条の規定を除く。)を準用する。

第百四十 四条の五十五 前条の場合において、 国税局長の職務は道府県知事が、 税務署長の職務は道府県

知 事 又 は 当 該 道 府 県 の条例 で設置する支庁、 地方事 務 所若しくは 税 務 12 、 関 す る 事 務 所  $\mathcal{O}$ 長 が それぞれ行

1 玉 税局 又 は 税 務署  $\mathcal{O}$ 収 税 官 吏  $\mathcal{O}$ 職 務 は道 府 県 知 事 が その 職 務を定めて指 定する道 府県  $\mathcal{O}$ 徴 税 吏員 が

行うものとする。 この場合において、 道府県知事 は、 軽油 引取税に関する犯則事件が道府県知事 を除く

税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、 税務署長の職務を行

うことができる。

第百 四十 兀 条  $\mathcal{O}$ 五. 十六 第 百 四十 匹 \_ 条  $\mathcal{O}$ 五 + 匹 0 場合に おお **(**) て、 収税 に官吏の 職 務を行う者は、 その 所属す

る道府県の区域外においても、 軽油引取税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第百四十四条の五十七 第百四十四条の五十四の場合において、 軽油引取税に関する犯則事件は、 間接国

税に関する犯則事件とする。

第百 匝 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 五. 十八 第 百 1四十四 · 条 の 五. <del>十</del> 四  $\mathcal{O}$ 場合に お 7 て、 玉 税 犯 別取締 法第十二 匹 [条第 項の 規定に

ょ 6る通 告処分によつて納付され た 金銭 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 品 は、 当 該 道 府 県  $\mathcal{O}$ 収入とする。

**国** 税犯則取締法を準用する軽 油引取税 に係る犯 則事 件に関する検査拒否 [の罪)

第百 四十 ·四条( O五. 十九 第百 四十四条の五 + 应 の場合にお ١, て、 第百 兀 十四 条 の五十七 の規定によつて間

接 国 税 に 関 す る犯 則 事 件 とされ る軽 油 引 取 税 ĬZ 関 する 犯 則 事 件 に つ 1 て、 玉 税 犯 則 取 締 法 第 条 第 項

 $\mathcal{O}$ 収 税 官吏  $\mathcal{O}$ 職 務を 行う 第百 兀 + 匝 条 0 五 <del>十</del> 匹  $\mathcal{O}$ 道 府 県  $\mathcal{O}$ 徴 税 吏員 0 検 査を 拒 み、 妨げ、 又は 忌避 L た

者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法 人の 代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産

12 · 関 L 7 前 項 0 違 反行為をした場合にお 7 ては、 その 行為者を罰するほ か、 その法・ 人又は・ 人に対 同

項の刑を科する。

第五款 指定市に対する交付

第百四十四条の六十 道路法第七条第三項に規定する指定市(以下この項において「指定市」という。)

を包括する道府県 当 該 指 定道 府県に (以下この項において 納 入され、 又は納付 され 「指定道府県」 た軽 油 引取 という。)は、 税 額 に相ば 当する額に政 総務省令で定めるところにより 令で定める率を乗じて得

た 額 に当該指 定市 . (7) 区域 内に存する一 般国道等 般 《国道、 高 速自 動 車 国道 及び都道 道 府県道 当 該指 定

道 府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他 総務省令で定めるものを除く。 を

て得た数を乗じて得た額を当該指 1 . う。 以下この条において同じ。) 定市に の面積を当該指定道府県 . 対 して交付するもの の区域内に存する一般国道等の面積で除

し

前 項 0) 般 国道 等  $\mathcal{O}$ 面 積 は、 総務省令で定めるところにより、 それぞれ当該 般国道等 の幅員にその

とする。

2

延 長を乗じて算定するものとする。 ただし、 道 路  $\mathcal{O}$ 種類、 幅員 (による道路の種別その他の事情 『を参酌、

て、 総務省令で定めるところにより、 補正することができる。

第百 五. + 条第三項中  $\neg$ (昭和二十六年法律第 百 八十五号)」 を削 る。

第二百 九 十四四 条 の 二 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 表第三百十二条第 項  $\mathcal{O}$ 表 の第 号  $\bigcirc$ 項中 「 資 本金等 · の額」 を 「 資 本金等

 $\mathcal{O}$ 額が」 に改め、 同 表第三百十二条第一項の表の第二号から第八号までの項中 「第八号」を 「第九号」に

「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、 同表第三百二十一条の八第三十八項の項中「第三百二

十一条の八第三十八項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に改める。

第三百十二条第三項第二号中 「第三十項から第三十三項まで及び第三十五項」 を 「第三十一項、 第三十

二項、第三十四項及び第三十七項」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「第三十三項」を「第三十二項」に、 「第三十八項」を「第四十二項」に

改め、 同条第二項及び第三項中 「第三十八項」 を 「第四十二項」に改め、 同条第三十項を次のように改め

る。

30 法 人税法第七十四条第一 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法 人又は 同 法第

八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法

人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 (連結申告法人に限る。 )の各事業年度又は各連 結 事 業

年 度  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 前 に 開 始 L た事業年 度又 は 連結事業年 (当該各事業年度又は当該 各 i連結. 事業年 ・度の終

了 O日 以 前 に 行 わ れ た当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法 人の当該 適 格合併  $\mathcal{O}$ 日 前 に 開

始 した事業年度又は連結事業年度を含む。)の法人税割につき市町村長が法人税に関する法律の 規定に 格合併 終了 定によ た 業年度又は当該各連結事業年度 あ 第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合において、 よつて更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第三百二十一条の十一 事 つたときは、 業 0) 年度又 の 日 ) 日前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の り還付すべきこととなつた金額及びこの 以後に終了する事業年 は連結事業年度の法 当 該 更正 一に係る る同 (当該更正の日 人税割 .項に規定する仮装経 度又は連結事業年度に限る。 に つき当該適 項 (当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事 の規定により控除された金額を除く。 格合併 理法 1人税割 当該更正につき第三十六項の  $\mathcal{O}$ 日前 額 の法人税割額から控除するものとす に (既に第三十七項又は したも のである場合には は、 規定 第 日前 匹 業年 当 に +  $\mathcal{O}$ 当該 該 適 項 開 始 各事 の規 用が 度の 適

第三十一 項を同条第三十一項とし、 第三百二十一条の八第三十一項を削り、 「第三十三項」を「第三十二項」に改め、 項」 に改め、 同 項 を同り 同条第三十三項を同条第三十二項とし、 条第三十三項とし、 同条第三十二項中「第三十四項」を「第三十三項」に改め、 同項を同条第三十四項とし、 同条第三十五項中 同条第三十四 「第三十二項」を 同条第三十六項中 |項中 「第三十二項」を「 「第三十一 「第三十三項 項」 に 同

る。

項」を を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に、「第三十四項」を「第三十三項」に、 「第四十一項」に改め、 「及び第三十一項」を削り、 同項を同条第三十五項とし、 同項の次に次の 次

一項を加える。

36 市 町 村長が法人税法第百三十四条の二第一項又は第五項に規定する更正に係る法人税額又は連結法 人

税 2額に係る個別帰属法人税額に基づいて第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正を

(次項及び第三十八項において「市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合

L

た場合

という。) は、 当該更正 に係る事業年 度又は連結事 業年 度 の法 人税割として納付された金額の うち当

該 更正 により減少する部分の金額で政令で定めるもの (以下この条に において 「仮装経 理法 人税割 額 لح

いう。)は、第十七条、 第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定に か かわ

らず、 次項又は第四十項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を

除き、 還 付 L ない ものとし、 又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し ないも

のとする。

第三百二十一条の八中第四十一項を第四十五項とし、第三十八項から第四十項までを四項ずつ繰り下げ

同条第三十七項中「第三十二項又は第三十三項」を「第三十一項又は第三十二項」に改め、 同項を同条

第四十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

37 市 町 村 長 が 仮装 経 理 に基づく過 大 申告に係る更正 をした場 合 の当該更正 0 日  $\mathcal{O}$ 属 する事 ·業年: 度 又 は 連

結 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 **当** 該 更 正 が 適格 合併に係 る被合併法 人  $\mathcal{O}$ 法 人税割 額 に つい 7 当該 適 格 合 併 0) 日

前 にされたものである場合には、 当該被合併法人の当該更正 の 日 の 属する事 業年度又は連 結 事 業年 度  $\mathcal{O}$ 

開 始 0 日) から五年を経 過する日 0 属する事業年度又は連結事業年度 の法・ 人の 市 町 村 民税  $\mathcal{O}$ 確 定 申告書

 $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 (当該 更 正  $\mathcal{O}$ 日 か ら当該 五. 年 を経過す る日 . (T) 属 す うる事業. 年 -度又は 当 該 五. 年 -を 経 過 する 日 0) 属

する連 結 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 終 了 0 日 ま で 0 間 に当該 更正 を受け た法 人が 解 散 (適格: 合併 に ょ る 解 散 を除 き、 法

人税法第十条の三第 項に 規定する場合を含む。) をしたときは、 当該 解 散  $\mathcal{O}$ 日 (合併による解 散 の場

合には、 その合併 の日の前 日 0) 属する事業年度の法人の市 町 対民税  $\mathcal{O}$ 確定申 - 告書 の提出 期 限 が 到 来

L た 場 合 (当該 提 出 期限 までに当該 提 出 期 限 に 係 る法 人 0 市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 確定· 申 告書  $\mathcal{O}$ 提 出 が な カン 0 た場

合に あ つて は 当 該 提 出 期 限 後  $\mathcal{O}$ 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 確 定 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 又 は 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税

 $\mathcal{O}$ 確定 申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割につい ての第三百二十一条の十一 第二項

 $\mathcal{O}$ ろにより、 規定による決定があつた場合)には、 当該更正に係る仮装経理法人税割額 市町村長は、 (既にこの項又は第四十項の規定により還付すべきこと 当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるとこ

となつた金額及び第三十項 の規定により控除 された金額を除く。 を還付 又は当該更正を受けた法

人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

38 市 町 村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、 当該更正を受けた法人につい

て次に 掲げ る事実が生じたときは、 当該事実が生じた日以後一年以内に、 市 町村長に対し、 当該 更正に

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定により控除された金額を除く。 次項及び第四十項において同じ。) の還付を請求することがで

きる。

係る仮

装経

連法

人税割額

(既に前

頭又は

第

和一十項

0)

規定に

より還付すべきこととなつた金

一額及び

第三十

会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があ

つたこと。

二 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

39 前項  $\mathcal{O}$ 規定による還付の請求をしようとする法人は、 その還付を受けようとする仮装経理法人税割

その 計 算 の基礎その他 総務省令で定める事項を記載 L た請 求書を市 町村長に提出 L なけ れ ば なら ない。

40 市 町 村 長 は 前 項  $\mathcal{O}$ 請 求 書  $\mathcal{O}$ 提 出 が あ 0 た場 合に は、 その 請 求 に 係 る 事 実そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要な 事 項 (Z 0 71 て

調 査 その 調 査したところにより、 そ  $\mathcal{O}$ 請求をした法 人に . 対 Ļ 政令で定めるところに ょ り、 仮 装 経

理 法 人税割額を還付し、 若しくは当該法人の未納に係る地 方団体の徴収金に充当し、 又は請求 (T) 理 由 が

ない旨を書面により通知するものとする。

第三百 匹 十三条第 五 項 中 「第七十八条第 項」 を 「第四十 五. 一条第一 項若、 しくは農地 法等の 部 を改正 す

る法 律 伞 成二十一 年 法 律 第 号) 附 則 第八 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り な お . 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よることとされ る

同 法 第 条の規定による改 正 前の農地法第七十八条第一 項」 に改め、 (農地法第六十八条第 項 及び第

項 本文 0) 規定によつて土地を使用する使用者を除く。 を削り、 同条第七項中 同 項第二号」 を 一同

項第一号」に改める。

第三百 兀 十八 条第二 項第 九 号中 公益 社 寸 法 人 を 及 び )公益: 社 寸 法 人 に 改 め、 及 び 公益 社 寸 法

人若しくは公益財団法人、 医療法第三十一条の公的医療機関  $\mathcal{O}$ 開設者又は政令で定める医 療法人が 々その設

額

置する看護師、 准看護師、 歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供

する固定資産」 を削り、 同号の次に次の一号を加える。

九 医 療 法第三十一 条の 公的 医 療機 関  $\mathcal{O}$ 開 設者、 医療 法 人 (政令で定めるものに限る。 公益: 社

団法 人及び 公益財 団法 人、 般 社 団法 人 (非営利型法 人 (法人税法第二条 第九号の二に 規定す る 非営

利型法人をいう。 以下この号において同じ。) に該当するものに限る。)及び一般財団法人 (非営利

及び 健 康保 険 組 合連合会並 びに国家公務員共 社会福祉法人、 (済組· 合及び国家公務員 独立行政法人労働者健康福祉 共 (済組 合連合会が 機 構、 そ  $\mathcal{O}$ 健 設 康保険 置 一する看 組

合

型法

人に該当するものに限る。)、

護師 准 看 護師、 歯科は 衛生士その 他政令で定める医療関係者の養成所にお いて直接教育 の用に 供 いする

## 固定 資産

第三百 四十八条第二項第十一号中 「第九号」を 「第九号の二」 に改め、 同項中第十一号の五を第十一号

の六とし、 第十 · 一 号 の 兀  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ 号を. 加える。

+ 0 五. 医 療法第四 十二条 の 二 第 項に 規定する る社会医 療 法 人が ·直接同 ]項第四 [号に規定する救 急 医 療

等確保事業に係る業務 (同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。 の用に供する固定資産

## で政令で定めるもの

第三百四十九条の三第二項中「若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定

する指定会社」を削る。

第五百八十六条第二項第二十三号中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関す

る法律」の下に「(昭和四十二年法律第百十号)」を加える。

第六百一条第一項中 第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の

五第一項の規定の適用がある取得に該当するもの」を削る。

第四章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第六百九十九条から第七百条の五十まで 削除

第七百三条の五第二項中 (当該市 町村長が、 これらの者 0 前年からの所得の状況の著し い変化等によ

り 玉 民 健 康 保険 税 の減額が適当でない と認めるときを除く。 を削 る。

第七百三十四条第三項中「及び第三十二項から第四十四項まで」を「、第三十一項から第三十九項まで

及び第四十五項から第四十八項まで」に改める。

に改め、 二十三」を「第百四十四条の三十六」に改め、 二十二の二第三項又は第七 第七百条の二十二の二第三項」を「第百四十四条の三十二第三項」に改め、同表第六号中「第七百条の 第七百 同項の表第二号中 四十八条第一項中「、第五十三条第四十四項」を「、 百条の二十三」を 「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十八項」に改め、 「第百 同条第二項中「第五十三条第四十四項」 四十四条の三十二第三項又は第百四 第五十三条第四十八項」に、 十四四 を「第五十三条第 同表第五号中 条の三十六」 「第七百条の

条の二十二の五第七項」を「第百四十四条の三十二第六項、第百四十四条の三十五第七項並びに第四百六 第七百 五. 十四条の二中 「第四百六十五条第三項及び第四項、 第七百条の二十二の二第六項並びに第七百

十五条第三項及び第四項」に改める。

四十八項」に改

へめる。

第六百九十九条の二十第一項、 百 匹 附則第三条の二第一 十四四 条の 四十五: 第二項、 項 中 「第八十九条第一項」の下に「、 第百 第七百条の三十一第二項、第七百条の三十二第一項」を削り、 四十 -四 条  $\mathcal{O}$ 四十六第一 項」 を加え、 第百三十条第二項、 第六百· 九十九条の十九第二項、 第百三十一条第一項、 「本項」を 第

え、 第二号中 附則第三条の三第二項第二号中 同 項 第三号中 附 則 第 五 附 条 則第  $\mathcal{O}$ 兀 第六 五. 条 項」  $\mathcal{O}$ 兀 「附則第五条の四第一 0 第六項」 下に  $\mathcal{O}$ 下に 附 則 第五 附 項」の下に「、 条 則  $\mathcal{O}$ 兀 第 の二第 五. 条  $\mathcal{O}$ 五. 匹 項」 附則第五条の四  $\mathcal{O}$ 二第 を 加 五. え、 項 を 同 加 項第三号中 の二第一項」 え 同 条 第 を加 附 五. 則 項

附 ]則第 五. 条  $\mathcal{O}$ 四 の 見出 しを削り り、 同 条 の前 に見出しとして 「(個人の道府県民税及び市 町村民税の住宅 第五

条

 $\mathcal{O}$ 

四第

項」

の 下 に

附

則第五条の四の二

第一

項」

を加

える。

は 借 第四 · 入金等: 第四十 + 一条の十九の二から第四十一 特 条 莂 の三の二 税 額 控 除 を削 を付 り、 同 条の十九の五まで」 第 条第 兀 + 項中 条  $\mathcal{O}$ この + 九 の二若 条」 に改 0 か、 下に L Š は 同条第三項中 「 及 び 第四 次条」 + 条 を加  $\mathcal{O}$ +(道府県民 え、 九 の 三 同 項 を 税 第三号中  $\mathcal{O}$ 若 納 税 しく 通

知 通 書が 知 書 送達され が 送達され た後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出され る 時 ま で に 道 府 県 民 税 住 宅 借入 金 等特 别 税 額 腔除 申 告 書 が 提 出 た場合におい され な カュ つ て、 たことについ 当 該 納 税

て、 市 町 村 長 に お 1 7 B む を 得 な 1 理 由 が あ ると 認 め るときを含む。 を削 り、 同 条 第六 項 第三 号中

第四十 一条の三の二」を削り、 第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」を「若しく

て、 知 は第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、 通 知 書が送達された後に市町村民税住宅借入金等特 書 市町 が 対長に 送達され おいてやむを得な う 時 まで に 市 町 7 村 理由があると認めるときを含む。 民 税 住 宅 借入金等特 別税額控除申告書が提出され 別 税 額 腔除 申 同条第八項中「(市町村民税の納税通 - 告書 を削 Iが提 出され り、 た場合に 同 条 な おい  $\mathcal{O}$ かつたことに 次に て、 次 0 当 該 条を つい 納税

加える。

第五 り、 る金額 まで 規 の二に 条 定 が の 匹 の各年である場合に限る。)において、 所  $\mathcal{O}$ 得割 七 から第二号に掲げる金額を控除 適 相当する金額 ロ の 二 用を受け 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 納 規定を適 税 道府県は、 た場合 義 務者 (以下この項 用 が L (居住 た場 前 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個 年、 分 合 年 E が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ · 平成· 所得 所得 お 1 した金額 + 割 7 税 に  $\mathcal{O}$ 「 控 前条第一 年 額 0 き租 か か 除 (当該 額 ら控 ら平 税 除 という。 成 特 金額が零を下回る場合には、 項の規定の適用を受けないときは、 別 するものとする。 + 八 措 年 置 法第 まで を、 四 又は平成二 当 + 該 この 条 又 納 税 八は第  $\overline{+}$ 場合 義務者 年 零とする。 に 几 人の道府県民税に限 から平 お の第三十 + 7 て、 第一号に 条 成二十 の 二 当 五 条 の 五 の <u>-</u> の 該 及び 掲げ 控 五 分 除 年

課

額

が当該

納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、

税退 える場合には、 職 所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額 三万九千円。 以下この項におい って 「控除限度額」 という。 (当該金額が三万九千円を超 を超えるときは、 当 「該控除

額 は、 当 該 控 除 限 度 額 に 相 当する る金額とする。

条第 第四 金 借入金等 当 額 を有す 一項 十 一 該 納 かか 条 特 税 んる場 別 義務 ら第三 の二又は阪神 税 合 者 額 一項まで 控 に の前 は、 除 年 額 当 該 0 分 平 規定 淡路大震災の被災者等に係る国  $\mathcal{O}$ 成 金 所 を適用 得 額がな + 飛に係 九 年 文は か して計算 る租 つたものとしてこれらの 平 成 税 した租 特 二十年 別措置法 税特 0 居 住 別 税関係法律の臨 第四十一 年 措置法第四 に 係 規定を適 条第二項若しくは第 rる 同 + 項 用 に 時 特例 して . 規定<sup>.</sup> 条第 計 す に関する法律 うる住 算 項 E Ü た 宅 規 五. 定す 項 若 同 借 項に 入 る住宅 しくは 金 第 等 十六 規定  $\mathcal{O}$ 

兀 十 当該 一条の二の二、 納 税 義務者 の前 第四 年分の 干 <del>\_\_</del> 条 所得税 の十八若  $\mathcal{O}$ 額 (同年分の は 第四 + 所得税について、 条の  $\dot{+}$ 九 の 二 か 租税 5 第四十 说特別措 問 置法第四 条の + 十 九  $\mathcal{O}$ 五. ま で 第

しく

する住宅借入金等特別

《税額控》

除

額

災 害 被害者に 対 でする 租 税  $\mathcal{O}$ 減 免、 徴 収 猶 予 等 に 関 す る法 律 第 条 又 は 所 得 税法 第 九 十五 条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 

適 用があつた場合には、 これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額

前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

前項の 規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書 (その提出

期限 後に お ١ ر て道府県 民税  $\mathcal{O}$ 納 税通知書 が送達される時 までに提出された もの 及び その 時 まで に 提出

され た第四十五条 の三第 項 0) 確定申告書を含む。) に租税特別措置法第四 <del>十</del> 一 条第一 項に規 定 でする

住宅借入金等特別税額控除額 の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がな

いことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)

前号に掲げる場 る合の ほ か、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受けようとする年度の初 日  $\mathcal{O}$ 属する年  $\mathcal{O}$ 月 日現

在 に おいて 第三百十七 条 の六第 項の 規定によ つて給与支払報告書 を提出す る義が 務がある 者 か 5 第四

十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、 前年中において給与所得以外の所

得を有しなかつたものが、 前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の 規定の適用 を

受けている場合

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用が ?ある場^ 合における第三十七 条の三及び第三十七条  $\bigcirc$ 几  $\mathcal{O}$ 規定 の適 用 に つ V て は

第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第一項」と、 第三十七条

 $\mathcal{O}$ 四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

4 前二 項に定めるも の の ほ か、 第一 項の規定の適 用に関う し必要な事 項は、 政令で定める。

5 市 町 村 は、 平成二十二年 一度か ら平 成三十五 年 度 まで 0 各年 度分  $\mathcal{O}$ 個 人の 市 町 村 民 税 に 限 り、 所 得 割  $\mathcal{O}$ 

納 税 義 務者 が 前年分の所得 税に つき租税 特 別措 置 l法第四· + 条又は 第四 干一 条 が 一 \_ の 二 の 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用を

(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年で

受けた場合

ある場合に限る。) において、 前条第六項の規定 の適用を受けないときは、 第一号に掲げる金額 か ら第

二号に . 掲げ Ś 金額 を控除 L た 金額 (当該 金 額 が 零を下回る場合には、 零とする。 0 五. 分 の三に 相 当す

る金額 (以下この 頃に お 7 て 控控 除 額」 という。 を、 当 該 納税義務者 の第三百十 四 条の三 及び 第 三百

十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 当 ī該控除

額 が 当該 納税義務者 の前 年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総 所得金額、 課

税 退 職 所 得 金 額 及 Ű 課 税 Щ 林 所 得 金 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額  $\mathcal{O}$ 百 分の三に 相当する金 額 **当** 該 金 額 が 五. 万 八千 五. 百円

を 超え る場合に は、 五. 万 八 千五 百 円。 以 下 この 項に お 7 7 「控除」 限度額」という。 を超えるときは

当該 控 除額は、 当該控除 限度額に相当する金額とする。

条第 第四 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは 1十一条 項 か ら第三 の二又は阪神 項 まで 0) • 規 淡路大震災の被災者等に係る国 定 を適用 L て計算 L た 1.租 税特 **I税関!** |別措| 提 置 法 第 日 係法律の臨 兀 十 時 特例 条 第 に関す 項に る法律第十六 規 定す る住・ 宅

借入金等特 金額を有する場合には、 別税 額 控除 額 当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算 平 成十九年又は平成二十 年の居住年に係る同 項に 規定す る住宅借入金等の した同項に 規定

する住宅借入金等特別税額控除額)

兀

十

一条の二の二、

第 四

一十一条

の十八若

しく

は

第四

十

条の十

九

の 二

から第四十

条の

 $\dot{+}$ 

九の

五

まで

当 該 納 税 義務 者  $\mathcal{O}$ 前 年 分  $\mathcal{O}$ 所得税  $\mathcal{O}$ 額 (同 年分の 所得税 ľZ ついて、 租税 特別措置 置 法第 兀 + 第

災害被害者に対する租 税の減免、 徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の

適 用 があつた場合には、 これらの規定 の適 用がなか つたものとして計算した金額

6 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受けようとする年 -度分の 第三百 + 七 条 か <u>-</u> 一第 項の 規定に よる申 告 書 つ そ 0 提

する住宅借入金等特別 出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第四十一条第一項に規定 税額控除 額の控除に関する事 項の記 載がある場合 (これらの申告書にその記 載

が

ないことについ

てや

む

を得り

な

7

理

由

が

あ

ると市

町

村

長

が

認

め

る場合を含む。

所得 在に 百十七条の二第一 前号に掲げ を有 おいて第三百十七条の六第一 L な る場 か 0 る合の た 項に規定する給与の支払を受けている者であつて、 ŧ ほ 0) が、 か、 前年 前 項 · 分 の 項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から第三 0) 規 所得税 定 0 適用を受けようとする年度 に つき租税特 別 措 置法第四 前年中において給与所得以外の 0 十 初 日 条の二の二の規定 0 属す る年 0 \_ 月 0 適 日 現 用

7 に . つ い 同 第五 項 ては、 中 項の規 「前三条」 定 第三百十四  $\mathcal{O}$ 適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項の規定の適用 とあ る 条の八中 のは 「前三条 「前二条」とあるのは 並 び に 附 則第 五. 条 「前二条並びに附  $\mathcal{O}$ 匹 |の二第| 五. 項」 則第五条の とする。 兀 の二第五 項」 لح

を受けて

1

る場合

附 則第六条第二項中 附 則第五条の四第一 項」の下に「、 附則第五条の四の二第一項」を加え、 同条第

8

前二

項

に定

め

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

か、

第

五

項の

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用

に

関

必

要な

事

項は

政令で定

8

á.

六項」 三項中 の 下 に 「附則第五条の四第一項」を「附則第五条の五第一項」に改め、 附則第五 一条の四 の二第五項」 を加え、 同条第六項中 「附則第五条の四第六項」 同条第五項中「附則第五条の四第 を 「附則

第五条の五第二項」に改める。

附 ]則第 八条の二に 次 の 一 項を加える。

3

法 第七 十条又は第八十一条の十六に規定する更正 に係る法人税額又は連結法 1人税額 に係る個 別帰 属 法 人

所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)第二条の規定による改正前の法人税

税 額 に 基づいて、 道府 県 知 事 が 第五 十五 一条第一 項 文は 第三項 0 規 定に よつて更正を L た場 合及び 市 町 村

長 が 第三百二十一条の十一 第一 項又は第三 項  $\hat{O}$ 規 定に よ つて更正をし た場合に おけ る第五十三条第三十

項及び第四十項から第四十四項まで並びに第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項から第四 一十項ま

での 規 定の適用については、 第五 十三条第四十項及び第三百二十一条の八第三十六項中 「法人税法第百

三十四条の二 一第 項又は第五項」 とあ る 0 は、 「所得 税法等 0 部 を改正する法律 (平成二十一 年法律

第十三号) 第二条  $\mathcal{O}$ 規定に による改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 法 人税法 第七 十 条又は 第八十 条の十六」 とする。

附則第九条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、 同条第二

」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 銀 行 · 等 保· 有株式 取得機構に係る第七十二条の十二第一号ロの各事業年度の資本金等の額は、 平 -成二十

年 四 月一 日 から平成二十六年三月三十一 日までの間に開 始する各事業年度分の事業税に限り、 第七十

二条の二十一第一項の規定にかかわらず、十億円とする。

附 三則第· 九条第五項中 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、 「第九項」を

第八項」 に改め、 同条第六項から第八項までの規定中 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年

三月三十一日」 に改め、 同条第九項を削り、 同条第十項中 「平成二十一年三月三十一日」を 「平成二十三

年三月三十一日」に改め、 同項を同条第九項とし、 同条中第十一項を第十項とし、第十二項から第十六項

ま でを一項ずつ繰り上げ、 同条第十七項中「附則第九条第十七項」を 「附則第九条第十六項」に改め、 同

項を同条第十六項とする。

附 則第 十条第 一項中 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、 同

項 中 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十一

成二十一 年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、 年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、 同 条第 年四月一日から平成二十三年三月三十一日 八項中 第二号又は第四号」 を 「又は第二号」に、 までの 間 同条第五項を削り、 に改め、 同項を同条第五項とし、 「平成二十一年三月三十一日まで」 同項を同条第六項とし、 同条第六項中「平成二十 同条第七項を削 同条中第 を 平 り

九

項を第七項とし、

第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

区域 価 に であ 各号に定める額」を「当該土地の価格の三分の一に相当する額(当該取得が他の土地との交換による取得 格) 政 登 年 附 今で、 強録さ 应 ]則第 る場合にあつては、 (次項に 月 に相当する額のいずれか多い額)」に改め、 定めるところにより、 れ 一日から平成二十三年三月三十一日までの間」 十一条第二項中 た 価: お 格 *(* ) 7 (当該交換によつて失つた土地 「農用 当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地 「第六条第一項」を 地 区域」という。)内」に、 道 府 温泉知事 が 液第三百: 「第八条第二項第一号」に、  $\mathcal{O}$ 価 同項各号を削り、 八十八条第 格 に、 が 平 固定 成二十一年三月三十一日まで」 「次の各号に掲げる場合 資 産 項  $\mathcal{O}$ 課 同条第四項中「平成二十一年三月三 固 税 定資 台帳 「農業振興地域内」を に 産 評 登録され 価基準 の固定資産 の区分に応じ、 によ てい を つて決・ な *\*\ 平 · 場 課 「農用地 定 一合には 税台帳 成二十 当該 した

化法 改 年 用 + 月三十一 同 め、 条第七 匹 集 一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、 人が 月 積 同 円 日 条第 項から第九項まで、 日」に改め、 滑 化 同項第一号」を を + 団 八項 体 「農 が、 中 地 法等 同条第十七項中 同 「平成二十一年三月三十一日」 法 第四 Ö) 「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地 第十二項及び第十三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三 2条第二 部を改正する法律 一項第 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に 一号」に、 平 同条第六項中「第四条第二項に規定する農地保有合理 を 成二十一年 「平成: 「平成二十三年三月三十一日」に改め、 + 宇 度 法 律第 を 平 成二十一 号) 保有合理化法 0) 年 施 行の 度」 日 に、 人又は農 同 に 改 亚 条第二 成 め、 地 利

22 整 備 農業 に 関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該 経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興 地 ·域 の

十二項を次の

ように

改

いめる。

格 潍 !の三分の一に相当する額  $\mathcal{O}$ 算 定に 0 V 7 は 当 該 取得が平成二十三年三月三十一日 (当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、 までに行 わ れ たときに 限 り、 当 該 当該三分 土 地  $\mathcal{O}$ 価

土

地

 $\mathcal{O}$ 

取

得

(第二

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

0

適

用

を受ける土地

 $\mathcal{O}$ 

取

得を除く。)

に 対

Ù

て課す

る不

動

産取

得

税

 $\mathcal{O}$ 

課

税

標

よつて失つた土地の価格が の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格 道 府 県知 事 が 第三百 八十八条第 固定資産課税台帳に登録されていない場合には、 項の 古 |定資 産 評 価基準によつて決定 した価値 政令で定めるところにより 格) に 相当する額 (当該交換に  $\mathcal{O}$ ١ / ず

れ か多い 額) を価格から控除するものとする。

進 域 三月三十一日」に改め、 法第二十七条 整 附 備 |則第十一条第二十三項から第二十五項までの規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年 計 画に お 7 の三第三項」 . て農用: 同条第二十六項中 地 区域として定めら を 「農地法第三十五条第二 「第八条第一 れて *(* ) る区 項」 域 項」 を に、 を 「第八条第二項第一号」に、 農 「第二十七条の四 用 地 区 域 に、 第二 「農業経 項」 を 営基 「農業振興地 「第三十六 盤 強化 促

条第二項」に、 「当該取得が」を「当該取得が農地法等の一 部を改正する法律 (平成二十一 年法律第

わ ħ 号) た 0) を 施行の日  $\overline{\mathcal{O}}$ 間 に から」に、 行われ れた」 「平成二十一年三月三十一日」 に改め、 同条第二十八項中「平成二十一年三月三十一日」を を「平成二十三年三月三十一日」に、 「平成二十三 「に行

年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

日  $\mathcal{O}$ に改め、 まで」 施 附則第十一条の四第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」 行  $\mathcal{O}$ に改め、 日 同条第五項中 から平成二十一年三月三十一日まで」を 一従 いつて事 「産業活力再生特別措置法等の一 事業の譲 渡」 の下に「若しくは資産 平 ·成二十一年四 部を改正する法律 の 譲 渡 月 当 7該計. 日 (平成十九年法律第三十六号) か ら平成二十三年三月三十一 画に従つて行わ れ る事 業の

事 ·業 の 譲 を、 渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。 カ ら事業の譲 渡」 の 下 に 「若しくは資産  $\mathcal{O}$ 譲 渡 を加 以下この項において同

える。

渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の

譲

条第三項中 附 ]則第 + 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、 条 Ď 五第 一項中 「平成二十一年三月三十一日」を 「平成二十四年三月三十一日」 「附則第十一条第二 に改 め、 同

附 ]則第 + 条 の六中 附 則第十一条第二項」 (T) 下に 「若しくは第二十二項」 を加える。 項」の下に

「若しくは第二十二項」を加える。

附 ]則第 + 条  $\bigcirc$ 七 中  $\overline{\mathcal{O}}$ 農 地保有 合理化法人」 を 「に規定する農地保有合理化 「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年 法 **||人等**| に、 平 成 元年

度」

を

「平成二十一年度」に、

「平成元年四月一日」を

に、 九 第二項」 六項及び」に、 中 第二十三項、第二十六項から第三十項まで、 三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、 第二十九項、 項及び 第十六項第二号又は第十八項」を に改め、 附則第十二条第一項中 「第二十項」 同 とあるのは 第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」 第三十項、 条第二十四 同 6条第二 第七十条の七第一項及び第二項」を 「及び第二十九項」とあるのは「、第二十九項及び第三十項」を「第十八項、 とあるのは 一項中 第七十条の七第 項若しくは第二十五項」 「第十七項、 「第十七項、 二 第十六項及び第二十項」を「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項 を「から第十七項まで、 第十八項、 「第十七項第二号、 項及び第二項」に、 第十八項、 第三十一項第二号及び第三十四項、 第二十二項から第二十五項まで、 を「同条第二十九 第七十条の八第一項及び第二項」に改め、 第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号及び 「第十八項、 第二十一 第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」 とあるのは「第十六項第二号」に、 「又は第十八項」とあるのは 項若、 第十九項、 項及び第二十二項」とあるの しくは第三十項」 第二十三項、 第二十六項第二号、 第七十条の八第一項及び に改め、 第二十六項か を 同条第三項中 第十 は 同 「第十七項 「同条第二 条第 -九項、 第二十 なら第 第十 五項

十四項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、 「第七十条の四第二十四項」の下に「若しくは

第二十五項」を加える。

附則第十二条の二の次に次の四条を加える。

(自動車取得税の非課税等)

第十二条の二の二 道府県は、 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、 道路運送法第

三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、 地域住民の生活に必要な路: 線で

輸送. 人員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 減少等により 運 行  $\mathcal{O}$ 維 持 が 困 難 に な つてい るも 0 0) 運 行  $\mathcal{O}$ 用 に供 す うる 一 般 無合用 0 バ スとし

7 総務 省令で定め る もの を取得した場合に において は、 当該 取 得が平成二十二年三月三十一 日 まで に 行 わ

れ たときに限り、 第百十三条第一項の規定にかかわらず、 当該自動車の取得に対しては、 自 動車 ·取得税

を課することができない。

2 道 府 県は、 第六項に規定する電 E気自動: 車、 第七 項各号に掲げる天然ガス自 動 車、 第 八項に規定する充

電 機 能 付 電 电力併用· 自 動 車、 第九 項各号に掲 げ る電 力併 用 自 動 車 又は第十 -項第三 一号に 撂 げ Ź 軽 油 自 動 車 で

初めて 新規登録等 (道路運送車 両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査 **(**検

動 査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。 二十四年三月三十一日までに行われた場合においては、 車  $\mathcal{O}$ 取 得に対しては 動 車 取 得 脱を課することができな 以下この条において同じ。) 第百十三条第 項の規定にかかわらず、 を受けるものの取得が平成 当該自

自

3 取 運 送車 得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、 自 家 用 両法第三条の軽自動  $\mathcal{O}$ 自 動車 (第百 十三条第一 車をいう。) 項の自 以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、 動車をいう。 以下この条において同じ。) 第百十九条の規定にか かわらず、 で軽 自 動 車 百分の五 当 該 (道路

とする。

4 合に適 対 で初めて新規登録等を受けるものの取得 第十 第百 して課する自動 · 項 第 一 用され 十九 条 及び 号若しくは第二号に掲げる軽油自 るべ き 同 前 車取得税 項  $\bigcirc$ 条 文 規 んは前 定に の税率は、 項に カン か 定める率 わらず、 当該取 (第二項の規定の適用がある場合の自動車 当該 に 得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限 四 動 取得に 分の一 車 又は第十二項に規定する第一種 つい を乗じて得た率 、てこの 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 とする。 定  $\mathcal{O}$ 適 用 省エネルギ が の取得を除く。 ない ŧ 0 とした場 自 動 に 車 り

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得 (第二項又は前項の規定の適用がある場合

の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、 当該取得が平成二十四年三月三十一

日 までに行われたときに限り、 第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、 当該取得についてこの項  $\mathcal{O}$ 

率とする。

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用

が

な

V)

ものとした場合に適用されるべ

、 き 同

条又は第三項に定める率に二分の

を乗じて得た

道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車 両総重量」という

が三・五トンを超える軽油 自動車 (軽油を内 燃機関の燃料とする自動車 をいう。 第十項に において

同じ。 )のうち、 次のい ずれ に も該当するも ので総務省令で定め るも  $\mathcal{O}$ 

1 道 路 運 送 車 両 法第 匹 十 一条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ ŋ 平 成 十七七 年 十月 日 以 降 だ に 適 用される るべきものとして定

めら れた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (以下この条に

お 7 . T 排 出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの (以下この号において 「平成十七

年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

口 窒 素 酸 化 物 又は 粒 子 状 物 質  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 平 -成十七 年重量 車排 出ガス保安基準に定める窒素酸 化 物 又

は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ノヽ 定 条 す るエネ め 第 工 る ネルギーの使用の合理化に関する法律 項 エ ネ  $\mathcal{O}$ ル ギ 規 ル ギ 1 定 に 消費効率 より 消費効率 定め (以下この条にお られ (以下この る製造 条にお 事 業者等 いて (昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定 1 て  $\dot{O}$ 「エ 判 「基準 断 ネルギー  $\mathcal{O}$ 基準、 エネルギー :消費効率」という。) となるべ 消費効率」という。) 、 き 事 ,項を勘 案 l が 7 同 総 法第七十八 以上であ 務 省令で

二 第十三項に規定する第二種省エネルギー自動車

ること。

6 三十一 け  $\mathcal{O}$ 項 Ź 電 0 ŧ 気 規定 日までに行わ 自  $\mathcal{O}$ 動 以 外 車 0) 適  $\mathcal{O}$ ( 電 電 用 がない 気 気 自 を動 れたときに限り、 動 車 力源とする自 ものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率  $\mathcal{O}$ 取 得 に 対 動 第百十九条及び第三項の規定にかかわ L 7 車 -で総務が 課する自 省令で定め 動 車 取 得 るもの 税  $\mathcal{O}$ 税 率 をいう。 は、 当 該 らず、 で初<sup>、</sup> 取得 当該 8 が 平 て新規登録等を受 から百分の二・七 取得についてこ 成二十四 1年三月

7 定めるものをいう。 次に 掲 げ る 天然ガ ス 以下この項において同じ。) 自 動 車 (専 5 可 燃性 天然ガ で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自 ス を内 ]燃機関 の燃料として用 1 る自 動 車 で 総務 省令で 動

を控除

した率とする。

車 t ときに限り、 の取得に対して課する自動車取得税の税率は、  $\mathcal{O}$ とし た場場 合に 第百十九条及び第三項 適 用 され るべ き 同  $\mathcal{O}$ 条 規定に 又 は 第三 か 項 か 当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた に わらず、 定 め る率 当 該 か 取得についてこの項 5 百 分 の <u>-</u> 七 を控 除  $\mathcal{O}$ 規定 L た 率  $\mathcal{O}$ とす 適 用 が な 1

成十 £ 物  $\mathcal{O}$ 車  $\mathcal{O}$ 七年十二 排 両 (以下この号におい 総 出 量 重 月一 が 量 一が三・ 亚 成十 日以降に 五. 七 年  $\vdash$ -天然 7 シ 適用されるべきものとして定めら 以下 「平成十七 ガ ス  $\mathcal{O}$ 軽量 天然 車 年天然ガ ガ 基 ス 自 準 - に定め 動 ス 軽 車  $\mathcal{O}$ る窒 量 うち、 車 素 基 準 酸 れた排出 道 化 路 という。 物 運 0) 送 値 ガス保安基準で総務省令で定める 車  $\mathcal{O}$ 両 匹 法 に 分 第 適合 匹  $\mathcal{O}$ + を超え、 Ĺ 条の か な つ、 規 1 定 窒素 に £ ょ  $\mathcal{O}$ で り 平 酸 総 化

平 成 車 十七七 両 総 年十 重 量 月一 が 三 • 日 五. 以降に適 トンを超える天然ガス自動車のうち、 用されるべ きもの として定められた排 道路 運送車両法第四十一条の規定に 出 ガ ス 保安基準で総務省令で定め よ り

化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 平 成 + 七 年 -天然ガ ス 重 量 車 基 準 に 定め る窒 素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 値 の十分の 九 を超 え な 1 ŧ 0 で

総務省令で定めるもの

るも

 $\mathcal{O}$ 

以

下こ

0

号に

お

1

て

平

成十

七

年

-天然

ガ

ス

重

量

車

基

準

とい

. う。

に適な

合

Ļ

か

つ、

窒素

酸

務

省

令で

定

8

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

9 動 力源 次に 掲げ 7 る 用 電 V) 力併 る 用 もので 自 動 車 あつて、 向 燃 機 廃エネ 関 を有する自 ルギ を回 動 事で併 収 する 機能 せて電 を備 気そ えてい  $\overline{\mathcal{O}}$ 他 ることに 0) 総務省令で定めるも より 大気汚 染防 のを 止

以下この項において同じ。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動 車 Ó 取 得 (前二項

法

第二条第十四項に

規定する自動

車排出ガスの排出

(T)

抑制に資するもので総務省令で定め

るもの

をいう

場合に

適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・四を控除

第百

十九条及び第三項の規定に

かかわらず、

当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした

した率とする。

 $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ る場合  $\mathcal{O}$ 自動 車  $\mathcal{O}$ 取得を除く。)に対 して 課する自 動 車 取 得 税  $\mathcal{O}$ 税 率 は 当該 取 得 が

該 平 -成二十 取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定め 应 年三月三十一 日 ま で に 行 わ れ たときに限 り、 第 百 十 九 条 及 Ű 第三 項  $\mathcal{O}$ 規定 に か カン わ 5 る率 当

控除した率とする。

車 両 総 重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、 次のいずれにも該当するもので総務省令で

定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定

めら れた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この号において 「平成十七年電力併用軽

量車基準」という。)に適合すること。

窒素 酸 化物の 排出量 が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超え

ないこと。

口

ハ 工 ネルギー 消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であるこ

<u>ک</u> 。

車 両 総 重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、 次のいずれにも該当するもので総務省令

で定めるもの

1 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定

 $\emptyset$ 5 うれた排 出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この号において 「平成十七年電力併 用重

量車基準」という。)に適合すること。

口 窒 素 酸 化物 又 は 粒 子 状 物 質  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が平 成 十七年電 力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒

子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ 工 ネルギー 消費効率 - が基準 工 ネルギー 消費効率以上であること。

次に 掲 げ る 軽 油 自 動 車 で初め 7 新 規 登録等を受けるも  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 軽 油 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取得 (前三項、 第十二項

10

又 人は第 十三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 の適 用 があ る 場 合  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 を除く。) に対 して 課 す る自 動 車 取 得 税  $\mathcal{O}$ 税 率 は

当 該 取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、 第百十九条及び第三項の規定に カュ

か わらず、 当該取得についてこの項の規定 の適用が ない ものとした場合に適用され るべき同 条又は第三

項 に定 める率 カュ 5 第一 号に掲 げ Ś 軽 油 自 動 車 に あつ は 百分の二 (当該取 得 が 平成二十一 年  $\dot{+}$ 月 — 日

か ら平 成二十二年三月三十一日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 行 わ れ た 場 一合に あ つては、 百 分  $\mathcal{O}$ を、 第二号に 掲 げ る軽

油 自動 車にあつては百分の二を、 第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一 (当該取得が平成二十

れぞれ控除した率とする。

車 両 総 重 量が十二トンを超える軽 油 自 動 車のうち、 道 路 運送車 両法第四 1十一条 の規定により平成二

+ -年十月一日 以降 に適用されるべきものとして定め 5 れ た 排 出ガ ス保安基準で総務省令で定め るも

のに適合し、 かつ、 エネルギー消費効率が基準エネルギ ー消費効率以上のもので総務省令で定めるも

(T)

車 両総 重量が三・五 トンを超え十二トン以下 の軽 油自 動 車 のうち、 道路 運送車 両法第四 几 + 条 の規

定に より平成二十二年十月一 日 以降に 適用され るべきものとして定め 5 れ · た 排· 出 ガ ス保 安基 準 で 総 務

省令で定めるものに適合し、 かつ、 エネルギー 消費効率が基準エネルギー消費効率 以上のもので総務

省令で定めるもの

 $\equiv$ 車 両 総 重 量が三・五トン以下  $\mathcal{O}$ 軽 油 自 動 車 で 総務省令で定めるもののうち、 道 路 運送 車 両 法 第 四十

条  $\mathcal{O}$ 規定 により平成二十一年十 月一 日 以 降 に適用されるべきものとして定められ た排出ガス 保安基

準で総務省令で定めるものに適合するもの

- 11 自動 車 の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第百二十条の規定の適用につい
- ては、 同 条中 十五 一万円」 とあるのは、 「五十万円」とする。
- 12 第 種 省 工 ネ ル ギ ] 自 動 車 ネ ル ギ ] 消 費効 率 が 基 準 工 ネ ル デー 消 費効率 に百 分の 百二十五 を乗じ
- て得た 数 値 以 上 0 自 動 車 のうち、 窒 素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 道 路 運 送 車 両 .法第四· + 一条 0) 規定 に より 平 <del>.</del>成 +
- 七 年十 月一 日以降 に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 に定める窒素 酸 化物  $\mathcal{O}$ 値 で
- 総務省令で定めるも 0 (次項において「平成十七 年窒素 酸 化 物排出許容限度」 という。  $\mathcal{O}$ 兀 分  $\mathcal{O}$ 一を
- 超 え な 1 ŧ 0 で総務省令で定め るも 0 をいう。 で初 めて新 規 登録等を受け Ś ť  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 第 種 省 エネ
- ル ギ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 (第六 項から 第 九 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用がある場 合  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 を除く。 に 係 る
- 第百 十八条第 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適用 については、 当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたとき
- 12 . 限 り、 同 項 中 取 得価 額 とあるのは、 「取得価 額から三十万円を控除して得た額」とする。
- 13 第二 種 省 工 ネ ル ギ 1 自 動 車 <u>(</u>エ ネ ル ギ 消 費 (効率 が 基 準 工 ネ ル ギ 消 費効率 に百 分  $\mathcal{O}$ 百 十五を乗じて
- 得 た 数 値 以 上  $\mathcal{O}$ 自 動 車 のう ち 窒 素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が 平 成 + 七 年 窒 素 酸 化 物 排 出 許 容 限 度  $\mathcal{O}$ 兀 分  $\mathcal{O}$ を
- 超えないもので総務省令で定めるものをいう。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の 第二種 省 エネ

ル ギー自動 車の取得 (第六項から第九項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。

に係 る第百十八条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適用 12 うい て は、 当該取得が平成二十二年三月三十一 日 までに行わ

れ たときに . 限 り、 同 項 中 取 得 価 額 とあ るの は 取 得 価 額 カコ 5 十五 万円を控除 L て得 た 額」 とする。

14 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 第百二十二条第一 項又は第百二十三条の 規定により 提出される申 - 告書 又 は 修 正 申 告

書に、 当該自 動 車 の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定め `る事' 項

の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第十二条 の二の三 当分の 間、 第 百 匹 十四四 の 二 第三項に規定する揮 ,発油 には、 租税特 別措置法第八十八

条の六の規定により揮 発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十二条 *⊕*  $\mathcal{O}$ 几 道 府 県 は 平成二十四年三月三十一 日 ま で に行 わ れ る次に 掲 げる軽 油  $\mathcal{O}$ 引 取 ŋ に 対

て 第百 几 + 匝 条 の 二 ---第 項 及び 第二項  $\mathcal{O}$ 規定に か か わ らず、 次項 K お 7 7 読 み替 えて 潍 用 す る 第百

兀 一十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する

第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、 軽油

引取税を課さないものとする。

船 舶  $\mathcal{O}$ 使 用 者 が . 当該 船 舶  $\mathcal{O}$ 動 力源 に供 いする軽さ 油  $\mathcal{O}$ 引 取

海 上保安庁 そ  $\mathcal{O}$ 他 政令で定め る者が 航 路 標 識 法 (昭 和 <u>二</u> 十 匹 年 法 1律第. 九十 -九号) 第二 条 の規 定によ

V)

ŋ 一設置 及び管理する航路 標 識  $\mathcal{O}$ 電 源 0 用途その他公用又は公共の用 に供 する施設又は機械  $\mathcal{O}$ 電 源

又は動力源の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取り

三

鉄

道

事

業

又は

軌

道

事

業を営

む

者その

他

政

令

で定め

る者が

\*鉄道

用

車

両

軌

道

用車

両

又はこれ

5

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

車

両

に 類 する ŧ 0 で 政 令で定める ŧ  $\mathcal{O}$ 日 本貨物 鉄道 株 式会社に あ つては、 政令で定め る機械を含む。

の動力源に供する軽油の引取り

匹 農業又 は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械 の動 力源に

供する軽油の引取り

五 陶 磁 器 製 造 (業) 木 材 加 工 業 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 政 令で定 め る事 事業を営 む者 が 製造 工 程 にお け る焼 成 又は 乾 燥  $\mathcal{O}$ 

用途、 これ らの事業の事業場において使用する機械又は装置の 動 力源の用途その他の政令で定める用

## 途に供する軽油の引取り

2 十四条 とされ 第百 る のは 第百 匹 る軽 十四四 四十四条の二十一、 の六に規定する」 「同項の」と、 条 油 の三十一  $\mathcal{O}$ 引 取 りに 第 「同条に規定する」 とあるのは 四 つ 第百四十四条の二十三、 項 1 て準 か 5 第 用する。 七項 「附則第十二条の二の四 ま この とあるのは での 規定は、 場 合に 第百四十四条の二十四、 お 「同項各号に掲げる」と、 前 1 て、 項 第一項各号に掲げる」と、  $\mathcal{O}$ 第 規 百 定によ 匹 十四 つて 条 軽 の 二 十 一 第百四十四条の二十七及び 油引 同条第三項中 取 第 税 を課さないこと 同 項 中 条の」とあ 「第百 第 百 兀 兀

各号に 掲げる」と、 第四 項 及び 第 五. 同 項 条に規定する」とあるのは 中 「 第 百 匹 十四四 条  $\mathcal{O}$ 大に 規定する」 「同項各号に掲げる」と、 とあ る 0 は 附 則 同条第七項中 第十二条 の 二  $\mathcal{O}$ 「 第 兀 第 項 項

十四四

条

0

六

(C

規定する」

とある

 $\mathcal{O}$ 

は

附

則

第十二条の二

0

兀

第

項各号に掲

げる」と、

第

百

兀

+

兀

条

 $\mathcal{O}$ 

第四項又は第五項」 とあ るのは 「附則第十二条の二の 四第二項におい て読み替えて準 用する第四 項又は

第五項」と読み替えるものとする。

3 れ だれ第百四十四 前 項 に お 1 て 読 条の二十一第一項に規定する免税軽油 4 替えて準 用する第 百 四十四条 の二十 · 第 又は 免税証とみなして、 項に 規定する免税軽 第百 油 四十四条の二十二 又 は 免税 証 は、 そ

第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十六、第百四十四条の二十八及び第百四十四条の四十一の

規定を適用する。

4 前三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合に おける第百四十四条の三、 第百四十四条の十三、 第百四十四条の十四、 第百 匹 1十四条

の十八、 第百 四十四条の二十五、 第百四十四条の二十六、第百四十四 条の二十八、 第百四十 · 四 条 の 二 十

九、 第百四十四条の四十一、 第百四十四条の四十四から第百四十四条の四十六まで、 第百四十四 条 。 四

十九及び第百四十四条の五十一の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百四十四条の三第一項	第百四十四条の	第百四十四条の二十一第一項(附則第十二条の
	二十一第一項	二の四第二項において読み替えて準用する場合
		を含む。第三項において同じ。)
第百四十四条の三第一項第三号	第百四十四条の	第百四十四条の六又は附則第十二条の二の四第
及び第四号	六	一項
第百四十四条の三第一項第四号	同 条	これらの規定

第百四十四条の十三	第百四十四条の	第百四十四条の三(附則第十二条の二の四第四
	Ξ.	項の規定により読み替えて適用される場合を含
		む。)
第百四十四条の十四第二項及び	又は第百四十四	若しくは第百四十四条の六又は附則第十二条の
第四項	条の六	二の四第一項
第百四十四条の十四第四項及び	第百四十四条の	第百四十四条の二十一第一項(附則第十二条の
第百四十四条の十八第一項第六	二十一第一項	二の四第二項において読み替えて準用する場合
号		を含む。)
第百四十四条の十八第一項第六	第百四十四条の	第百四十四条の三第一項第三号又は第四号(附
号	三第一項第三号	則第十二条の二の四第四項の規定により読み替
	又は第四号	えて適用される場合を含む。)
第百四十四条の二十五第一項	前条	前条(附則第十二条の二の四第二項において準
		用する場合を含む。次項において同じ。)

	•	
		びに第百四十四条の四十六第一
		第百四十四条の四十五第二項並
場合を含む。)		第百四十四条の四十四第一項、
の四第四項の規定により読み替えて適用される	十四第二項	第百四十四条の四十一第一項、
第百四十四条の十四第二項(附則第十二条の二	第百四十四条の	第百四十四条の二十九第一項、
いて準用する場合を含む。)		
前条第一項(附則第十二条の二の四第二項にお	前条第一項	第百四十四条の二十八第一項
合を含む。)		
四第四項の規定により読み替えて適用される場	三第四項	
第百四十四条の三第四項(附則第十二条の二の	第百四十四条の	第百四十四条の二十六第二項
合を含む。)		
四第四項の規定により読み替えて適用される場	三第三項	
第百四十四条の三第三項(附則第十二条の二の	第百四十四条の	第百四十四条の二十六第一項

項及び第二項		
第百四十四条の四十一第二項、	第百四十四条の	第百四十四条の十八(附則第十二条の二の四第
第百四十四条の四十四第一項、	十八	四項の規定により読み替えて適用される場合を
第百四十四条の四十五第二項並		含む。)
びに第百四十四条の四十六第一		
項及び第二項		
第百四十四条の四十一第三項	第四項	第四項(附則第十二条の二の四第二項において
		読み替えて準用する場合を含む。)
	第五項	第五項(附則第十二条の二の四第二項において
		読み替えて準用する場合を含む。)
第百四十四条の四十六第一項、	第百四十四条の	第百四十四条の二十二第四項(対則第十二条の
第百四十四条の四十九第一項及	二十二第四項(	二の四第四項の規定により読み替えて適用され
び第百四十四条の五十一第一項	第百四十四条の	- る場合を含む。以下この項において同じ。) 若

場合を含む。 二十五第五項に お () て準用する |しくは第百四十四条の二十五第五項 二条の二の 兀 用される場合を含む。 + ・四条の二十二第四 四第四項の )にお 項 規定により読 į١ て準 用する第百 み替えて適 (附則第十

(軽油引取税の税率の特例)

第十二条 の 二 の 五 平成三十年三月三十一日までに第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽

油 0 引 取 り、 同条第一 三項 0 燃料炭化水素 油  $\mathcal{O}$ 販売、 同 条第四 項  $\mathcal{O}$ 軽 油 若 しくは燃料炭 化水 素 油  $\mathcal{O}$ 販売、

同 条第 五. 項  $\mathcal{O}$ 炭 化 水素油  $\mathcal{O}$ 消 費若 L Š は 第百四十 兀 条 の三第 項 各号  $\bigcirc$ 軽 油  $\mathcal{O}$ 消 費、 譲渡 若 しく は 輸 入

が 行 わ れた場合又は当該期間 に軽 油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に 該当す

るに至 つた場合における軽油引 取 税の税率は、 第百四十四条の十の規定にか かわらず、 キ 口 IJ ツ トル

につき、三万二千百円とする。

附則第十二条の三第三項中 「(昭 和五十四年法律第四十九号)」 を削り、 「政令」 を「総務省令」 に改

める。

め、 附則第十四条第一項中「平成二十年度分」を「平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分」 同条 第三項中 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。 に改

とし、 り、 月 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三 月三十一 項及び第十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、 日 年三月三十一日」 一日から平成二十三年三月三十一日まで」 附 「第五 を「三分の二」 則第 「平成二十年四 その後五年度分の固定資産税については同項の規定により課税標準とされる額に三分の二を乗じて + 日まで」に、 十 「平成二十三年三月三十一日」に、 立 条第二 項」を「第四十七項」に改め、 を 項中 に改め、 月 一日」 「三分の二」 「平成二十三年三月三十一日」 「平成十 を 同条第十七項中 「平成二十一 九 を「二分の一」に改め、 年 一四月 に、 年四月一日」に、 日 か 同条第十六項中「 「に限 「第三十九項」を ら平成二十一年三月三十一日まで」 「六分の五」を「八分の七」 ŋ, に 改 め、 を「については」に改 同条第二十四項及び第二十五項中 同条第二十七項中 「第三十八項」 (総務省令で定める区域を除く。 「五年度分」を に改め、 に改め、 「三年度分」 め、 「平成二十一年三月三十 を 「得た額 同 同 「平成二十一 条第 条第十八 に、 同条第十三項 九項、 平 \_  $\mathcal{O}$ 下に 匹 項 を削 年 四 第十 分 中 0

中

三十 十 五 第五 め 税 を 定 度 条 三十一項とし、 省令で定めるものにあつては、 を  $\mathcal{O}$ 属す  $\mathcal{O}$ か の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、 の適用を受ける償却資産にあつては、 「平成二十二年三月三十一日」に改め、 「平成二十 五. 同条 課 項 中 ら二十年 一項とし、 る年の 税 几 項 第三十項を削 標準となるべ 「第三十九項」 又は第 · 度 翌年 年 四 分の 同 同条第三十三項を同条第三十二項とし、 五 条第三十 (当該 月 + 固 き価: ·五項」 定資 り、 を 日 日 七 か 格 が 産 同条第三十一項中 「第三十八項」 に改い 項を同条第三十六項とし、 ら平成二十三年三月三十一日まで」 の二分の一の額 税 四分の一)」 月一日である場合に 又 め、 は 都 市  $\neg$ これらの規定により課税標準とされる額の二分の一 計 (当該 に 同項を同条第三十七項とし、 画 改 を削り、 税に 「平成十四 (第三百 め、 償 . 限 却資産のうち緊急に 当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日 り、 同 あつては、 項 同 匹 十 当 該 を同条第三十四項とし、 同条第三十四 「項を同条第三十項とし、 同条第三十八項中 年四月一 九条の三第二項、 譲 当該 受固 に、 日から平成二十一年三月三十一日まで」 定 日 (T) 項を同条第三十三項とし、 整 資 「第五十八 同条第三十九項中「平成二十一年 備 産 属する年) する必 に係 「平成二十一 第十 る (項又) 要が 固 同条第三十二項 匹 同条第三十六項 0) 定 項 は 資 兀 あるものとして 又は第二十 第五 月一 年三月三十一 産 税 0) 日 + 又 額) 九 は 0 を同 同 を同 項 凣 属す 都 項 市 に改 条第 を「 日 条第 総務 る年 0 計 規 画

58

電

気

通

信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が同条第二号に規定する電気通信設備

での 続する場合に に に カン 要となる設備で総務省令で定めるもののうち、 に を地方公共団体総合行政ネットワーク 電気気 よる 限 わら り、 間 ず、 (通信! に新たに取得したものに対して課する固定資産 流 当 通 当 該 及 回線で接続して情報 設 該 お び 備 設 į, 情 て、 報処理、 に係る 備 に対 地 を行 方 L 固 I定資: ) て 新 公共 うた た 寸 産 の電磁的方式 税 に 体 8) 固 総合行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 情 課 (すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互 資 税 報 |政ネ 産 標準となるべ 通 税 信 (第七百四十八条第一項に規定す 平成二十 ット が ネ 課されることとなった年度 ツ } ヮ ] . ワ 税 き価 一年 クの の課税標準は、 ク 安全性 をい 格 应 月一日から平成二十三年三月三十 の三分の二の う。 及び 以 信 下この 第三百 頼 額 か 性 へる電が ら三年 項 とする。 四十九条の二の を確 に 保 お 磁的方式 -度分 ける 7 7 同 ため  $\mathcal{O}$ 固 をいう。 規定に、 定 に 資 特 に接 産 に 日 必 税 か ま

59 課する 年三月三十一 太陽 固 光を電気に変換する設備 定 資 産 日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標準は、 で総務省令で定めるもののうち、 第三百 匹 十九 条 *の*  $\mathcal{O}$ 規定 に カン 平成二十一 カュ わ らず、 年 当 ·四 月 該 取得され 設 備 日 に対 たものに対 から平成二十三 L 7 新 たに して 固

定 資 産 税 が 課されることとなつた 年 度か :ら三年 度分の 固 定資 産税 に 限 ŋ, 当該 設備 に 係る 固 定 資 産税  $\mathcal{O}$ 

課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

条第 金 交付金及び納付金に関する法 及び 附則第十五条の二第一項中「において旧交納付金法」を「において地方税法及び国有資産等所在市町村 に、 項に 納 付金に関す お 「前条第三十九項」 1 て うる法律 国 鉄 以関連改一 (昭和三十 律の一部を改正する法律 を 正 法 「前条第三十八項」に改め、 という。 一年法律第八十二号。 第二条の規 昭昭 和六十一年法律第九十四号。 以下この 定 同条第二項中 による改 項に 正 おい 前  $\mathcal{O}$ 「前条第三十九項」を「前条 7 玉 旧 有資 交納付 産 等所 以下この項 金 在 法 市 町 父び次 とい 村交付 う

附 ]則第 十五 条 0 七 第二項: 中 「次条第一 項、 第三項」 を 「次条第三項」 に 改める。

第三十八項」

に改める。

第五 宅 で 月 五  $\bigcirc$ 附 に改 日 か 年度分」に、 号又は第五条第一 則 第 め、 ら平成二十一年三月三十一日まで」 + 「第三 五 条 「課す 項 0 八第 カン 「三分の一(新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税 る固 5 項第三号」を 第 項中 定 五. 資産税 項 Ĵ 「第二条第七項第二号イ」 で  $\mathcal{O}$ 12 規定 ついては、 「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」に、  $\mathcal{O}$ 適 用が を「平成二十一年四 の 下 に あ る場合を除き、 を 「前 「第二条第三項第二号イ」 条第二 月一日 当該 項  $\mathcal{O}$ 規定又は」 から平成二十四年三月三十一 貸家住宅 の を加え、 に、 に、 「十年 「平成十八年四 第 「当該 四条第 度 分 貸家住 日ま 項 を

<u>二</u> 十 一 に れることとなつた年度から三年度分の 日 ついては、三分の二)」を「三分の二」に、「の三分の二」を「の二分の一(新たに固定資産税が課さ を 年三月三十一日」 「平成二十三年三月三十一日」に改め、 を 「平成二十四年三月三十一日」 固定資産税については、三分の二)」に改 第一 に改 項の 規定 め、 0) 同 条第三項中 適用がある場合を除き」 め、 「平成二十一年三月三十 同条第二項中 を削 り、 平 同 成

条中 日 附 に改 第 :則第: + 十六条 匹 め、 |項を削 同条第十三項中 の二第十一項及び第十二項中 り、 第十 五 項を第十四項とし、 「平成二十一年三月三十一日」を 「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一 第十六項から第十九項までを一 「平成二十三年三月三十一日」に改め、 項ずつ繰り上げ 同

条第四項中「の規定又は第一項、」を「又は」に改める。

律 度まで」 部を改 第九号)」 附 則第 に改め、 正 十七 する法律 条 0 律 同条第六号イの表(2)中 見出し中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年 「平成十八年改 (平成十八年法律第七号)」 正 前 を 「平成十八年度で」を「平成二十一年度で」に、 平 成二十一年改 を 「地方税法等の一 Ē 前 に、 部を改正 附 則 する法律 第十八条第一 律 (平成二十一 「地方税 項、 第十八条 法等 年法  $\mathcal{O}$ 

の 二 、

第十九条第一項又は第十九条の四第一

項の規定とし、

当該年度が平成十九年度である場合には、

地

五. 年  $\mathcal{O}$ + 5 九 場合であつて、 十八 前 又は平成二十三年度である場合であつて、 方税法の一部を改正する法律(平成十九年法律第四号)による改正前の地方税法 条、 改 規定による改正前の地方税法 九  $\overline{\mathcal{O}}$ 条の三又は附  $\mathcal{O}$ 同 号 規定 年 Ē 地方税法」 又は 度 第二十六条第一項 前 口 分の に定め 第十  $\mathcal{O}$ 第十 表(2) に、 九 九 固 という。) 当該土地が平成十八年度分の固定資産税について平成十九年改正前の地方税法第三百四十 定資 る率 条 第 中 条 則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、 附  $\mathcal{O}$ 「平成十八年度で」 産税 -で 除 則 兀 第二十 0 項 規定」 に L (附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) (附則第二十 附則第十八条、 つ 7 五条第 **,** \ 得た額とし、 に、 て ( 以 下 地 方税法等 を 項、 平 九 「平成二十年改正前の地方税法」という。 条 成十 「平成二十 当 該 当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」 第二十六条第 第十九条第一  $\mathcal{O}$ *(*) 七年度分」 七 年 第 度 部 匹 を改 が 項 一年度で」 平  $\mathcal{O}$ を 項又は第十九条の -成二十年度である場合であつて、 規 正する法律 定 項又は第二十七条 平 に に、 ょ 成二十年度分」 ŋ 読 「平成 (平成二十年 み替えて適 四のの 十八 の 二 年 に、 規定とする。 )」を「平成二十二年度 囲され 改 第 法律第二十一 (以下「平成十九年改正 正 平 項」 前 る場場 成十 当 を を 該 当該額をこれ 合 九年度で 附 「平成二十一 号) を を含 土 地 則 附 に改め 第 第二十 が 平 則第 あ 条 成 る

つて、 又は第二十七条の二」に、 (第二十項を除く。) 又は 当該土地が平成十八年度分の固定資産税について平成十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三 附則第 「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、 + 五. 条から第十五条の三ま で 0 規定 の適用を受ける土 「平成十九年度である場合であ 一地で あるときは

当該額をこれら 成二十三年度である場合であつて、 該土地が平成十九年度分の固定資産税について平成二十年改正前の地方税法」を「平成二十二年度又は平 の規定に定める率で除して得た額とし、 当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」に改め、 当該年 度が平成二十年度である場合であつて、 同 当 条

に、 平 成 + 九 年度又は平 成二十年度」 を 「平成二十二年度又は平成二十三年度」 に、 「附則第十七 条の

二第一項」を「次条第一項」に改める。

第八号イ

· 及び

口中

「平成十八年度か

ら平成二十年度まで」

を「平成二十一年度か

ら平成二十三年度

父まで」

改 め、 附則第十七条の二の見出しを「(平成二十二年度又は平成二十三年度における土地 同 条第 項 O表以外 の部分中 「平成十九年度分」 を「平成二十二年度分」に、 の価格 「平成二十年度分」 の特例)」に

め、 同号の中欄中 「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、 「平成二十年度」を「平成二十三年度」に を

「平成二十三年

-度分」

に改

め、

同

項

の表

 $\mathcal{O}$ 

第一

号の

上

欄中

「平成十八年度」

を

「平成二十一年

度

に改

改め、 改 め、 分 度分」  $\bigcirc$ 二年度分」 年度分」 成二十一年度分」に改め、 年度分」 平 「平成二十三年度」に改め、 平 を を 成二十二年度の」に、 成十八年度」を 同号の中欄中 を 同 同号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、 平 平 に改め、 に改め、 号の下欄中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、 「平成二十一年度分」に、 に改め、 成二十二年度分」 成二十一年度の」 同表 同 「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、 表 同表の第六号中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、 「平成二十一年度」に、 の第 の第二号の上欄中 五号中 同号の中欄中 「平成二十年度」 に、 同号の下欄中「平成十八年度の」を「平成二十一年度の」に、 に改め、 「平成十九 「平成十九年度に」を 「平成十九年度分」を 同表の第四号の上欄中「平成十九年度」 平 「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、 年度」 を「平成二十三年度」に、 成十九年度」を「平成二十二年度」に、 「平成二十年度」 を「平成二十二年度」 「平成二十二年度に」に、 「平成二十二年度分」に改め、 「平成二十年度」を「平成二十三年度」に を 「平成二十三年 「平成十九年度分」を 「平成十九年度分」を「平成二十二 平 に、 成十九年 を 「平成十八年度分」 「平成十九年度分」を「 · 度」に、 「平成二十二年 「平成十 - 度分」 「平成二十年 同 「平成 「平成十八年度 を ·九年度 表 「平成二十二 「平成十八年 平 の第三号中 度 + ·成二十 度 を の」を 九 に改 年度 平 を

度適 を 度分」 分に、 適 平成二十二年度分」に改め、 二十二年度分」 二十年度分」を 二十年度」を「平成二十三年度」に、 の第一号及び第二号中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成十八年度分」 平 平 を 用 「平成二十一年度分」 用 成二十三年度分」に改め、 成十九年度分」 土地」に、 「平成二十二年度分」 に改め、 土 一地」を 「平成十九年度分」 に改 同表 平 「平成二十三年度分」に、 平 を「平成二十二年度分」 め、 の第三号中 成二十年度分」 成二十二年度適用土地」に、 に改 同 に改め、 表 を め、 0 同条第二項中「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に、 第四1 同項 「平成二十二年度分」 「平成二十年度」を 同 を |号中  $\widehat{\mathcal{O}}$ 表 同 表中 条第 の第五号及び第六号中 「平成二十三年度分」 「平成十八年度」 「平成十九年度」 五. 「平成二十年度」 「平成十九年度分」 に改め、 項の 表以外 「平成十九年度類似適用土地」 「平成二十三年度」に、 に改め、 同条第四 の部 を「平成二十一年度」に、 を「平成二十二年度」に、 を に改め、 分中 「平成二十年度」を を 同 項の表以外の部分中「平成二十年度分」を 「平成二十三年度」に、 項 「平成二十二年度分」 「平成二十年度分」  $\mathcal{O}$ 表第四一 同条第三項 百 「平成十九年度分」 十一条第三項 (T) を「平成二十二年 「平成二十三年 表 「平成十九年度の」 を 以外の 「平成十八年 を「平成二十一年 に改め、 「平成二十三年度 「平成十九年度分 部  $\mathcal{O}$ 「平成十九年 項 中 分中 を 度 同 - 度類似 -度分」 平 項 平成 平 に、 0 を 成 成 表

項、 項、 平 三年 平成二十二年度分」 5 項 条の三第 二十二年 十三項、 「平成二十二年度の」に、 の項中 -成二十. 第 第四 第五 ・度に」に、 五. 第四十三項、 十三項 + 度類似 十 一 一項の 七 第三十項、 年度分」 「平成十九年度適 項、 まで及び 項及び第五十三項、 項中 第四 適用土地」に、 平 第五 を -成十九. に、 十九項 第四十三項、 平 「第三十項、 第五 十一項及び第五十三項」を 成二十三年度分」 「平成二十年度分」 + か 年度分」 用土地」 「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」 七 ら第五 項」 「平成二十年度分」 附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条 第五十一項及び第五十三項、 第四十三項、 十三項、 に を を 改 「平成二十二年度適用土地」に、 「平成二十二年度分」に、 め、 に Ĵ を「平成二十三年度分」 同 改 で及び第五 第五· 条第 め、 「第二十九項、 を「平成二十三年度分」 八項 同 十一項及び第五十三項」を 項 か  $\mathcal{O}$ 十七項」 :ら第十1 表附 ]則第: 附則第十五条の二第二項並びに附 に改 <del>填</del> 第四十二項、 平 十五 ま に改 で め、 成十九年 に改め、  $\mathcal{O}$ 条第十三 「平成二十年度に」 める。 規 同 に 定中 条 第六項 改 第四十七 の三第 度 項、 類似 め、 第二十九項、 同表第四百三十二条第一 「平成十九年度分」 同 第三十 0) 適 表 表附 項、 項の 用 以 土 第四 を 項 中 項、 則第十 外 地 第四 O平 十 第 部 則第十五 を 「第三十 一十二項 成二十 九 兀 分 五. 平 を 項 中 条 第 成 か

附則第十七条の三を削る。

十七: 成二十分 年 同 度又は平成二十三年 + で」 号 八年度」を 附則第十八条の前の見出し及び同条第一項から第六項までの規定中「平成十八年度から平成二十年度ま を 之 条 口 に、 中 年 の二第一項」 平 度 平 成二十一年 -成二十. に改 平 め、 成二十一年度」 -年度」 を 度 度から平成二十三年度まで」に改め、 同 前 に改め、 項 を の二第 条第一項」 第二号中 平 に 成二十三年度」 同項第三号中 項」 改 平 に改め、 め、 成 同 + 号 八 年度に」 同号イ中 「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」 口 に 中 改 平 め、 を 成十九 「平成十九年度」 同 平 項 同 条第七 年度又は平 8) 第四号中 成二十一 項第一号中 年度に」 「平成二十年度」 を 成二十年度」 「平成二十二年度」 に改 「平成十七 め、 を を 同 平 年 号 平 · 度 」 イ 中 成二十二年 に 成二十三 附 · 改 を 平 め 則 平 第 成

成 八条」に、 + 年度まで」に改 十八 七 附 [則第十八条の三第一項中 年度分」 年 改 正 「これらの規定に規定する」 を 附 前 め、 則第十 平 を 成二十年度分」 同条第二項第一号中 平 七条 成二十一年 「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三 に 改正 改 を め、 を 前 「平成十八年度」 「同条に規定する」に改め、 前 に、 同号 条第 口 中 附 項 則第十八 「平成十七年度分」 を「平成二十一年度」 に 改 条第 る。 項 又 同項第二号中 を は第十八条 「平成二十年度分」 に改め、 の <u>-</u> 「平成十九年度」 同号イ中 を 附 則 平成 第 平 を +

改め、 \_ 削 改 七 分」に、 用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、 成十八年度分」 十二年度類似用 「平成二十二年度」に改め、同号イ中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、 に、 め、 年度に」を「平成二十年度に」に、 平 り、 平 を 成十 成二十年度」 平 同 同 同条第三項各号列記以外の部分中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、 平 項第 七 成二十年度」に、 号口中 「平成十九年度分」 成十 年度分」 を 号 中 途変更宅地等」 九年度に」 平 を 「平成二十一年度分」 を 成十九年度分」を「平成二十二年度分」 「平成二十三年度」 「平成十八年度類似用途変更宅地等」 平 成二十年度分」 を「平成二十二年度に」に、 「平成十八年度類似用途変更宅地等」 を「平成二十二年度分」に、 に、 「平成二十年度に」 「平成十七年度類似特定用途宅地等」を「平成二十年度類似特定用 に改 に改め、 に、 め、 平 同号イ中 「平成十九年改正前 成十八年度に」を を「平成二十三年度に」に、 平 を「平成二十一 平 「平成二十年度分」を 成十-に改め、 -成十. を 九 「平成十八年度分」を「平成二十一 年 九 「平成二十一年度類似用途変更宅 度類似用 年度分」 の地方税法」 「平成二十一年 平 年度類 成二十年改 を 途 似 変更宅 「平成二十三年度分」に 「平成二十二年 を削 用 度に」 途変更宅 正 平 地等」 り、 前 -成二十.  $\mathcal{O}$ 「平成十七年度 に、 地 同号口中「平 同項第三号中 を 方税 地 等 -度分」 年 平 平 度 法 に、 年度 成 成二 類 地 に を + 似 等

成 に、 平 中 途 七 <u>二</u> 途 成二十二年 ·成二十 に、 宅 年 十九年度類似課税標準額」 宅地等」に、 同 を 平 一度に」 -年度 度類 - 号 地 平 等」 亚 成 口 類似 成二十 十九年 附 中 似 成十八年度類似課 一年度に」 則第 -度分」 を に、 課 平 税 用 平 標準 度類 十八条第一 成 途変更宅 平 「平成十七年度類似課税標準額」 に、 年 +成二十年 -度分」 に、 伮 七 成 額 用 年 + 平 ·度分」 を 地等」 途 九 平成 税標準 成二十 に、 項又は第十八条の二」 度類 年 変更宅地 平 を 度 類似 を を 似 成二十年度類似 十八 「平成二十二年度類似 平 額」 特 年度に」 平 平 等」 定 特 年 成 ·成二十· 用 定用 を 度類 成二十三年度 + を 九 途 平 を 途宅 年 宅 似 平 ・度に」 年度分」 地 成二十 特定 平成 . 等 \_ 課 地 成二十二年度類 を「附則第十八条」 を「平成二十年度類似課税標準額」 税 用 に、 類似 標準 を 一年度類似 途宅 二十三年 に、 課 を 「平成二十二年 地等」 税標準 額」 用 平 平 途変更宅 平 ・度に」 に 成十七年 成二十二年 改め、 を 似 成 額」 課税標準 用 + 平 に、 に改 地等」 八 途変更宅地等」に、 に、 -度分」 - 度に」 年 同 成二十一 め、 ·度類似 額 号イ中 改 に、 平 正 「平成十七年度類似特定用途宅 を 成 に改 に、 前 同 年 特定用 条第四 +平 「平成二十年度 平成 ·度類 め、 を 九 平 成 年 平 項第一 + 度に」 途 十九年度分」 同 似 成 に改め、 -成二十 七 宅 特定 項第三号中 十八 平 年 地 度類 号中 等」 を 年 成 用 分 度 十八八 同項第二号 途 平 に 年 似 宅 に、 「平成十 特定日 成 年度分 に を 改 地 平成 等 改 正 を 平 平 8 用 前

分 改 用 成 地 イ 途宅 め、 等 十九年改正 中 を 平 地 同 を「平成二十年度類似特定用途宅地等」に、 等 平 成 項第二号中 + 成二十一年度分」 に 前 八 の地 改 年 め、 度 方税法」 類 平 同 似 特 項第三号中 成十八年度類 定 を削 に 用 改 途 り、 め、 宅 地 平 (似課) 同号 等 平 成 を 税 + 成 口 標準 九年度類似 中 十八年度類似特定用途宅地等」を 平 平 成 額」 成 十 <u>二</u> 十 「これらの規定に規定する」 を 八年度分」 課税標準 平 年 度 成二十一年度類似 類似 額」 を 特 を 定 平 用 「平成二十二年度類 成二十 途宅 以課税標準 地 「平成二十一 を 年 等」 「同条に規定する」に -度分」 に、 進 額」 平 に 似課 年度類似特定 に 改 改 成 税標 め、 +  $\Diamond$ 八 準 年 同 平 度 号 額

に、 平 に 成 改 + め、 平 九 年 成 同 + |号 度 分 イ 中 九年度類似 を 平 平 成 +特定用 成二十二年 九 年 ·度類似 途宅地等」 ·度分」 特 定 を「平成二十二年度類似特定用途宅地等」 に 用 . 改 途 め、 宅 地 等」 同 号 口 を「平成二十二年度類似 中 平 成 + 九年度分」 を 特 定 平 に改め、 用 成二十二 途 宅 地 等\_\_ 「平成二 一年度分 に、

+ 车 改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方税 法 を削 り、 同 条第五页 項中 「平成十八年度か ら平成二十年度まで」 を 「平成二十 一年

度から平成二十三年度まで」に改める。

ら平成二十三年度まで」 附 則第 + 九 条  $\mathcal{O}$ 見 出 に改める。 及 び 同 条第 項 中 平 成十八年度から平成二十年度まで」 を「平成二十一 年度か

度分」 地 に、 二年 <u>の</u> 土 に 成二十年度分」 平成十八 地 改 附則第十九条の二第三項中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、 を を ・度分」に、 「平成二十年度の」 を に、 「平成二十二年度の」に、「平成二十年度の」を「平成二十三年度の」に、 「平成二十二年度適 年度」 同 「平成二十一年度分」に、 項第 平成 一号中 を を 「平成十八年度」を「平成二十一年度」に、「平成十九年度の」 + 平 「平成二十三年度分」に、 九 年度 成二十一年度」 平 を 類似 用土地」に、 成二十年度分」を 「平成二十三年度の」 ≦適用: 土地」 「平成十八年度の」を「平成二十一年度の」 に改 「平成十九年度類似適用土地」を を め、 「平成二十三年度分」に、 「平成二十二年 「平成十八年度」 同 に、 [条第四 「平成十九年度適用土地」 項中 度類似適 「平成二十年度に」 を 「平成二十一 用 土地」 平 「平成二十二年度類似適 成 十 年度」 同項第一号中 に 改め、 を を を「平成二十二年度 九年度分」 に改め、 平 「平成二十二年度適 「平成十九年度適 に、 成二十三年度に」 同 同 「平成· 項 を 第 項第二号中 「平成十八年 二号 平 + 中 ·成二十 用土地 九 年 0 用 平 土 度 用

年 附 ・度から平成二十三年度まで」に改め、 則 第 + 九 条 の 四 第 項 か ら第四 項までの 同条第六項中「第五項」を 規定中 平 ·成十八年度から平成二十年度ま 「前項」に、 「平成十八年度から平 で を 平 成二十

に

改める。

成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、 を 「平成二十一年度に」に、 「平成十八年度特定市 街化区域農地」 を 「平成二十一年度特定 同条第七項中「平成十八年度に 市 街 化区域

農 地 に、 平 成 +九年度に」 を「平成二十二年度に」 に、 「平成 十九 年度特定 市 街 化 区 域 農 地 を 平

成二十二年度特 定市 街化区域農地」 に、 「平成二十年度に」 を 「平 成二十三年度に」 に、 「平成二十 · 年 度

特定市街化区域農地」を「平成二十三年度特定市街化区域農地」に、 「平成十七年度」を「平成二十年度

に、 「平成十八年度、 \_ を 「平成二十一年度、 に、 「平成十八年度分」を 「平成二十一年度分」 に、

平 成十 九 年度分」 を 「平成二十二年度分」に、 「平成二十年度分」 を 「平成二十三年度分」 に 改 かめ、 同

条第八項 中 平 ·成十八 年度から平成二十年度まで」を「平成二十 一年度から平成二十三年度まで」

則第十 平成十八年度で」を「平成二十一年度で」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、 九 条の い四第一 項」を 「附則第十九条の四 第 項 から第四 項まで」 に改める。

附

附 則第二十 条 (見出 しを含む。) 中 平 -成十八 年度から平成二十年度まで」 を 「平成二十一年度から

平成二十三年度まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税の 減額)

該 市 町 村の区域 条の二 市町村は、 (当該市 町村の条例で定める区域を除く。)において、 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、 当該区域に所在する住宅用 地等 当

(住宅 用 地 商業 地 等及 CK 市街 化 区 |域 農 地 **附** 則 第十 九条の三 第三項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ り 読 み替えて適 足用され

る同 条 第一 項 へただし 書の 適用を受ける市 街 化区域農地を除く。 をいう。 以下この項において同じ。

に係る当該年度分の固定資産税額 (当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又

は第十 九条の 四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 当該年度分の宅地等 調整 固定資産税額

住宅 用 地 据 置 固 定資産 税 額 商業 地等据 置固 [定資: 産 税額、 商業 地 等 調 整 固 定 資産 税 額、 市 街 化 区 域 農

地 調 整 固 [定資 産 税 額 又は 市 街 化 区 . 域 農地 据 置 固 [定資· 産 税 額とする。 以下この項にお **,** \ て 同 ľ が 次

当該各号に定める額を超える場合には、

その超えることとなる額に

相当する額を、 当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額 から減額することができる。  $\mathcal{O}$ 

各号に掲げる年度の区分に応じ、

平成二十一年度 次に 掲げ る住 宅用 地 等の 区分に応じ、 それぞれ に定め る額

イ 口 掲 げ Ź 商 業地 等 以外 0 住宅 用 地 等 当 該 住 宅 用 地 等  $\mathcal{O}$ 当 該 年 · 度分  $\mathcal{O}$ 古 定 資 産 税 に係 る前 年 度

百分の百十以上の割合であつて住宅用地、

商業地等及び市街化区

分

 $\mathcal{O}$ 

固定資産税

の課税標準額に、

5 附 域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの(以下この項において「負担上限割合」という ]則第:  $\mathcal{O}$ 規定 を乗じて得た額 + 五. に定め 条 か る率 , ら第 を乗じて得た額) + (当該住宅用地等が当該 五 条 が 三 一まで 0 規 を当 定 該  $\mathcal{O}$ 適用 住宅用地等に係る平成二十一 年度分の固定資産税につい を受け る住 宅 用 地 等 で あ 7 年度分の 第三百 るときは、 四十九年 固定資 当 該 条の三又は 産 額 にこれ 税  $\mathcal{O}$ 課

口 定 適 資 用 平 産 成二十年度分の が 税 あ つた 0 課 商業 税標準 地 となるべ 等 固定資産税について、 当 該 き額 商 業地等 (当該: に係る平成二十年 商 業地 平成二十一年改正前 等が 同 年 -度分 -度分の 0 固 固 の地方税法附則第二十一条の 宣定資産 定資 産 税 税 につい に係 る て平 同 条 成二十 に 規 定 規定 す んる固

税標準となるべき額とした場合における固定資

産

税額

0

定に定める率を乗じて得た額) 第 じ 商 正 業地 + て 前 得 五  $\mathcal{O}$ 一等であるときは、 条 た額 地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける カ ら第十五 (当該 商 条 業地等が の三ま 当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、 で 平成二十一年度分の を当該商業地等に係る平成二十一年度分の固定資産税  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受け 固 る商 定資 業地 産税 等 に であ つい て第三百四 るときは、 当 該 干 -九条 負担上記 額 の三又 にこれ の課 限割合を乗 税 標 5 は 準と 附 年  $\mathcal{O}$ 規 則 改

平成二十二年

度

次に掲げる住宅用

地

等の区分に応じ、

それぞれに定める額

イ 口 に 掲 げ Ź 住 宅 用 地 等 以外  $\mathcal{O}$ 住宅 用 地 築 当該 住宅 用 地 等  $\mathcal{O}$ 当 該 年度分  $\mathcal{O}$ 固 定 資産 税 に係る前 年

度分の 古 定 資 産 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準 額 に、 負 担 上 限 割合を 乗 U 7 得 た 額 **当** 該 住 宅用 地 等 が 当 該 年 度 分  $\mathcal{O}$ 

固定資産 税につい て第三百四十九 条 の三又は 附 i則第· + 五. 条から第十五条 の三ま で 0 規定 の適 用を受

ける住宅 用地等であるときは、 当該額にこれ らの 規定に定める率を乗じて得た額) を当該住宅用 地

等 に に係る平均 成二十二年 -度分  $\mathcal{O}$ 固 定資 産 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準 とな るべ き額とし た場 一合に お け Ś 固 定 資 産税 額

口 平 成二十一年 - 度分  $\mathcal{O}$ 固 定 資 産 税 に 0 V > て、 前 号イ 又 は 口  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ 0 た 住 宅 用 地 等 当該

住 宅用地等に係る平成二十一 年度分の 固定資 産 税に係る同 号 1 文は 口に規定する固 定資 産 税  $\mathcal{O}$ 課 税

標 準となるべ き額 (当該住宅 用 地等が 同年度分の 固定資産税について第三百四十 -九条 の三又は 附 則

第十五 条 カ 5 第十五 条 の三ま で  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受ける住 宅 用 地 等であるときは 当該 額 をこれ . ら の

規 定 に 定定  $\otimes$ る 率 で 除 し て得 た 額) に、 負 担 上 限 割合 を乗じ 7 得 た 額 (当該 住宅 用 地 等 が 平 成二十二

年 -度分の 古 定資産税について第三百 匝 一十九条 の三又は附則第十五条から第十 五. 条 の三までの 規定  $\mathcal{O}$ 

住宅用地等に係る平成二十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定 適用を受ける住宅用地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該

## 資産税額

 $\equiv$ 平成二十三年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、 それぞれに定める額

イ 口 に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年

度分の 固定資産税の課税標準額に、 負担上限割合を乗じて得た額 (当該住宅用 地等が平成二十三年

度分の 固 [定資· 産税に ついて第三百四十 九 条 の三又は附 則 第十五 条 から第十五条 の三までの 規定 の適

用 を受け る住宅用地等であるときは、 当該 額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額) を当該な 住

宅用地等に係る平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資

## 産税額

口 平成二十二年度分の 固定資産 一税に ついて、 前号イ又は 口 の 規 定の適 用 が あ つた住宅 用地等 当該

住 宅 用 地等に係る平成二十二年度分の 固定資 産 税に係る る同 号 1 又は 口 に 規定する Ź 固 定 資 産 税  $\mathcal{O}$ 課税

標準となるべき額 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附 則

第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 当該額をこれらの

規定に定める率で除して得た額)に、 負担上限割合を乗じて得た額 (当該住宅用 地等が平成二十三

年度分の 固定資産 税について第三百四 十九条の三又は附則第十五条から第十五条 の三までの 規定  $\mathcal{O}$ 

適 用を受ける住宅用地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該

住宅用地等に係る平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定

## 資産税額

2 附 則 第十八条第七項、 第十八条の三及び第十九条の 四第六項から第八項までの規定は、 前項  $\mathcal{O}$ 前 年度

分の 固 [定資産 税  $\mathcal{O}$ 課税標準 準 額につい · て準 用する。 この 場合にお いて、 次の表  $\mathcal{O}$ 上欄 に 掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地等をいう。以下この項において同じ。
住宅用地等
附則第二十

	_	_
の平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価		
れらの規定に定める率で除して得た額))を当該類似土地		
までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこ		
法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三		
年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税		
る固定資産税の課税標準となるべき額(当該類似土地が同		
ある場合には、同年度分の固定資産税に係る同条に規定す		
前の地方税法附則第二十一条の規定の適用を受ける土地で		
が平成二十年度分の固定資産税について平成二十一年改正		
住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地	標準額	項第二号イ
同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該	同年度の比準課税	附則第十八条第七
		項各号
住宅用地等	宅地等	附則第十八条第七

じて得た額		
定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗		
除して得た額))を当該類似土地の平成二十二年度分の固		
る土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で		
は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受け		
地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又		
規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該類似土		
る場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に		
の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地であ		
が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条		
住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地	標準額	項第三号イ
	同年度の比準課税	附則第十八条第七
格で除して得た数値を乗じて得た額		

なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十年度分の固定	なるべき額	附則第十八条の三
じて得た額		
定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗		
除して得た額))を当該類似土地の平成二十三年度分の固		
る土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で		
は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受け		
地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又		
規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該類似土		
る場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に		
の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地であ		
が平成二十二年度分の固定資産税について附則第二十一条		
住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地	標準額	項第四号
同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該	同年度の比準課税	附則第十八条第七

固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課		
ロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の		
定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又は		第二項第三号口
なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十二年度分の固	なるべき額	附則第十八条の三
税標準となるべき額)		
固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課		
ロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の		
定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又は		第二項第二号口
なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の固	なるべき額	附則第十八条の三
となるべき額)		
の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準		
一条の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分		
資産税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十		第二項第一号口

第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場		
成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二		第四項第二号口
なるべき額(当該平成二十一年度類似特定用途宅地等が平	なるべき額	附則第十八条の三
資産税の課税標準となるべき額)		
合には、同年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定		
方税法附則第二十一条の規定の適用を受ける土地である場		
二十年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地		第四項第一号口
なるべき額(当該平成二十年度類似特定用途宅地等が平成	なるべき額	附則第十八条の三
	号の規定	
	課税標準額は、同	
に同項第四号に定める額は、これらの規定	号に規定する比準	第三項
附則第十八条第七項第二号イ及び第三号イに掲げる額並び	附則第十七条第七	附則第十八条の三
税標準となるべき額)		

附則第十八条第七項第二号	第五項の規定によ	附則第十九条の四
附則第十八条第七項	前各項	
	第一号	
	則第十八条第七項	
	読み替えられた附	第六項
附則第十八条第七項第一号	前項の規定により	附則第十九条の四
する固定資産税の課税標準となるべき額)		
合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定		
第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場		
成二十二年度分の固定資産税について附則第二十一条の二		第四項第三号口
なるべき額(当該平成二十二年度類似特定用途宅地等が平	なるべき額	附則第十八条の三
する固定資産税の課税標準となるべき額)		
合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定		

第七項	り読み替えられた	
	附則第十八条第七	
	項第二号	
附則第十九条の四	第一項から第五項	附則第十八条第七項
第七項及び第八項	まで	

め、 度まで」に改め、 の第三号中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、 は平成二十年度分」 附則第二十二条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年 「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、 に改 同表 め、 の第四号中 同 表の第五号中 同条第三項中 を「平成二十二年度分又は平成二十三年度分」 「平成十九年度」 「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、 \_ (平成二十年度分」を「(平成二十三年度分」に、 を「平成二十二年度」に、 「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」 「平成十八年度分」を「平成二十一年度 に改め、 「平成十九年度分」 同項の表 の第一 「平成十九年度分又 号及び第二号 を「平成二 に改 同表

中

分

十二年度分」に改め、 同条第四項中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、 同項の表中「平

中 成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」 十三年度分」 に、 「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、 平 成 に改め、 十 九年度分」 同 項 を 0 表中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、 「平成二十二年度分」 に改 同項の め、 同 表中 条第六項中 「平成二十年度」 「平成二十年度分」 「平成十九年度分」 を に改め、 「平成二十三年度 を 同条第五項 平 を 成二 平

附 :則第二十四条中 「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで 成二十二年度分」に改める。

に

改改め

ら平 第一項」 成二十三年度まで」に、 十三年度まで」に改 附 成二十三年度まで」に改 則第二十五 に改め、 条の 同 め、 条第二項及び第三項中 前 の見出し中 同 「及び附則第二十七条の四」を 条第一項中 め、 同条第四 「平成十八年度から平成二十年度まで」 「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度か 頃中 「平成十八年度から平成二十年度まで」を 平 成十八年度か 附則第二十七条の四及び第二十七 ら平成二十年度まで」 を 「平成二十一年度 「平成二十一 を 「平成二十一年 条の かか ら平成二 年度か 兀 。 字

度から平成二十三年度まで」に改め、

「この項」の下に「及び附則第二十七条の四の二第一項」を加え、

ま 同 っで」 条第五項及び第六項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度 に改め、 附 則第二十七条の 匹 の下に「及び第二十七条の四 の二第一項」を加える。

税法」 度分」 三年 年 則 成 十七年度」 第三号中 平成十八 口 度 中 第二十 十七年度分」 附 - 度ま 則第 平 を を に で 年改正 二十五 削 改 成十八年度分」を「平成二十一年度分」 五. 「平成二十年度」 「平成二十二年度」 を「平成二十年度」に、 条」 め、 り、 に に、 を「平成二十年度分」 改め、 条の三 前 同 同 号 条第三項 を 口 「これら 一第 中 同 「平成二十一年改正前」に、 条第二項第一 「平成十九年度分」 各号列 を 項 に (T) 中 「平成二十三年度」 規定 改 平 め、 記 以外の に 成 「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用途変 号 中 に改め、 規定する」 十八年 同号イ中 部 を 平 分中 度から平 同号ロ中「平成十七年度分」を「平成二十年度分」 成十八年度」 「平成二十二年度分」 「平成十八年度分」 に改め、 に改め、 を 平 同 附 成十八年度に」 成二十年 条に規定する」 則第二十五条第 同号イ中 「平成十九年改正前 を ・度ま 平 を で 成二十一年度」 「平成十九年度分」 を に改め、 平 に を 一項又は第二十五条 「平成二十一年度に」 ·成二十 改 平 め、 成二十  $\mathcal{O}$ 「平成二十年改 地方税 一年 同 に改 項 ·度分」 第二号中 年度 法 め、 を「平成二十二年 か に が <u>-</u> を削り、 同号イ中 に、 ら平 改 正 平 前 め、 を に、 ·成二十 成  $\mathcal{O}$ 平 地 同 + 同 附 平 方 成 項 号 九

度分」 等」に、 十一年度分」 年度類似 更宅地等」に、 平 ・成二十二年度類似用途変更宅地等」に、 に改め、 用途変更宅 「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、 に、 同項第一号中「平成十八年度類似用途変更宅地等」を「平成二十一年度類似用 「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、 平 地 等 成十九年度分」 を 「平成二十三年度類似用途変更宅 を 「平成二十二年度分」 「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、 「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、 に、 地等」 「平成十九年度類似用途変更宅地等」を 「平成二十年度分」 に、 「平成十八年度分」 を「平成二十三年 を 途変更宅地 平 平 成二十

似 八 項第二号中 平 年度分」 特定用 成十 途宅地等」 七年度に」 を「平成二十一年度分」に、 「平成十九年度類似用途変更宅地等」を「平成二十二年度類似用途変更宅地等」に、 に、 を 平 「平成十七年度類似課税標 成二十年度に」に、 「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、 「平成十七年度類似特定用途宅 準 額」 を「平成二十年度類似課税標準 地等」を 平 額」 「平成十八年 ·成二十年度類 に 改 「平成十 め、 度 同

中 に 宅 地等」 「平成二十年度類似用途変更宅地等」を「平成二十三年度類似用途変更宅地等」に、 を 「平成二十一年度に」に、 に、 「平成十八年度類似課税標準 「平成十八年度類似特定用 額」 を 「平成二十一年度類似 途宅地等」 を 課税標準 「平成二十一 額 に 年度類似 改 「平成十九年度分 め、 同 特 項 :定用: (第三号 途

類似 似 に、 平 九 に 年 平成十 特 年改正前 に、 に 規定する」に改め、 改 に 亚 成二十二年度に」 を 改め、 定用 特 改 正 成十 「平成二十二年度分」に、 平 定 前 め、 途宅地 平 八年度分」 用 七 成 に、 途宅 年  $\mathcal{O}$ 成 同号 +同号イ中 + 地方税法」 度 九 八年 口中 等 類似 地 年 附 等 度 に、 を を 度 類 則 課 「平成十七年度分」 「平成十八年度類似特定 税標 似 類似 同 を 第 平 平 二十五 を削り、 項第二号中 課 平 「平成十九年度類似 -成二十二 特 成二十一年度分」 準 税 -成二十 定用 額」 標準 条 「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、 车 途 第 を 額 同項第三号中「平成十九年度類似課税標準額」 宅 车 度類似特定用途宅地等」に、 「平成十八年度類似課税標準額」 地等」 度類 項 平 を を 又は 成二十年度類似 平 似 「平成二十年度分」 5特定用: に改 特定用的 を 用途宅地 第二十五 成二十二年 平 め、 成二十 途宅 途宅 等 条の二」 同 地等」 - 号 度類. 地等」 課税標 口 を「平成二十 年 中 似 に、 を 度類: に、 を 準 課税 平 額」 附 平 平 似 標 成十八年度分」 「平成十八年改正 「これらの を に 特 潍 則 成十七年 成二十二年 定用 第二十 改 額 「平成二十一 年度類似特定 め、 途 に -度分」 規定に 宅 五 同 改 号イ - 度類 を 条」 地 め、 「平成十九年度に」を 等」 を 「平成二十二年度類似 を 年度類似課税 規定す に、 前 似 中 同 平 5特定用: 用 に改 条第 平 平 -成二十 途 を Ś 平 ·成二十 め、 宅 成 兀 平 成 途宅 地 + 項 等 七 第 を + 成二十一 年度分 標 平 年度分 年 地 七 等」 に、 準 度 号 中 成 年 同 + 額 度 類 条

地 課税標準 十二年度分」 等 「平成二十年改正 に、 額」 「平成十九年度分」 に、 に改め、 前 平 成 同号イ中「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年度類似特定用途宅 の地方税法」 + 九 年度 を 「平 類 を削 紁 特定 成二十二年度分」 り、 用 途宅 同 条第 地 等 五. 項中 を に改め、 平 平 成二十二年 成十八年度から平 同号 口 中 度類: 「平成十九年度分」 伮 特定 ・成二十年度まで」 用 途宅 地 を 等 「平成二 を に 改 平 め

か ら平成二十三年度 附 則第二十六条の見出し及び同条第一 父まで」 に 改めめ る。 項 中 「平成十八年度から平成二十年度まで」 を 「平成二十一年度 成二十一

年度から平成二十三年度まで」に改める。

め、 第三項中 三年度まで」に改め、 条第 附 則第二十七 几  $\mathcal{O}$ 項 「平成十八年度から平成二十年度まで」 中 項」 平 条の二  $\mathcal{O}$ 下に 成十八年度から平成二十年度まで」 一第 及 「この条」の下に 項 中 び 附則第二十七 平成 十八年 「及び附則第二十七条の四の二第一項」を加え、 条  $\mathcal{O}$ 度から平成二十年度まで」 兀 を の二第 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」 を 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」 項」 を加 え、 を 同 条第六 「平成二十 .項中 一年度から平 第 同条第二 五. 項」 に を 一項及び 改 ·成二十 前 に改 項

に、

「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、

同

同

特定市 平成二十三年度まで」に、 を + 年 成二十一年改正前」に、 成二十三年度分」 成二十一 条第七項中「平成十八年度に」を「平成二十一年度に」に、 ・度に」 七年度」を「平成二十年度」に、 「平成二十一年度分」に、 街 に、 年度特 化 区 域 平 《農地 」 定市 に改め、 成二十年 街化区域農地」に、 を 「平成二十二年度特 「附則第二十七条の二第一項」を「附則第二十七条の二第一項から第四項 度特定市 同 「平成十八年度で」 条第 「平成十九年度分」を 八項中 音化区: 「平成十八年度、」を「平成二十一年度、 「平成十八年度か 「平成十九年度に」 域農地」 定市 を 街 平 を「平成二十三年度特定市 化 「平成二十二年度分」に、 区 成二十一年度で」 域農地」 ら平 を「平成二十二年度に」に、 「平成十八年度特定市街化区域農地」を「平 成二十年度まで」 に、 「平成二十年度に」 に、 「平成十 に、 街 「平成二十年度分」 を 化区 「平成二十一年 八 域農地」 「平成十八年度分」 年 を 改 「平成十 正 「平成二十三 に、 前 へまで」 度 を 九年度 を 平成 から 平 平

か ら平成二十三年 附 三則第二十七条の 度まで」 匹 ( 見 出 に改め、 しを含む。) 同 条  $\mathcal{O}$ 中 次 に次 「平成十八年度から平成二十年度まで」 0 条を加え え を 「平成二十一年度 に改める。

(住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の 減額)

地 等 当 該 住 市 宅 町 用 村 の区域 地 商 業 (当該: 地 等及び・ 市町 市 村 街 の条例で定める区域を除く。)において、 化区 域 農 地 (附則 第 + 九 条の三第三 項 0 規 当該区域 定に ょ り読 に所在する住宅用 み替えて適 用

され る 同 条第 一項ただし 書  $\bar{\phi}$ 適 用 を受ける市 街 化 区 域 農地を除く。 をいう。 以下この 項 に お į١ 7 同 U

に 係る当該年度分の都市計 画税額 (当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税 につい て附則第二十

五. 条又は第二十七条 の二の規定 の適用を受ける住宅用地等であるときは、 当該年度分の宅 地等調: 整 都 市

計 画 税 額、 住宅 用 地 据 置 都 市 計 画 税 額、 商 業地 等据 置 都 市 計 画 税 額、 商 業 地 等 調 整 都 市 計 画 税 額 市街

化 区 域 農 地 調 整 都 市 計 画 税 額 又 は 市 街 化 区 域 農 地 据 置 都 市 計 画 税額とする。 以下この 項 E お 71 7 同 ľ

が、 次の各号に掲げる年度の区分に応じ、 当該各号に定める額を超える場合には、 その超えることと

なる額に相当する額を、 当該住宅用地等に係る当該年度分の 都市計 画税額か ら減額することができる。

平成二十一年度 次に掲 げ る 住 宅用 地 等の 区 分に応じ、 それぞれ に 定 め る 額

イ 口 掲 げ る 商 業地 等 以外  $\mathcal{O}$ 住 宅 用 地 等 当 該 住 宅 用 地 等  $\mathcal{O}$ 当 該 年 · 度分  $\mathcal{O}$ 都 市 計 画 税 に 係 る前 年 度

分 の都市計画 税の課 税標準額に、 百分の百十以上の割合であつて住宅用地、 商業地等及び市街化区

域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの(以下この項において「負担上限割合」という 度分の都市 ときは、 二十項を除 を乗じて得た額 当該額にこれ 計画 税 又は の課税標準となるべき額とした場合における都市計 (当該住宅用地等が当該 附 らの規定に定め 則第十五 条 か 5 る率を乗じて得た額) 第 十五 年度分の固定資産税につい 条の三までの 規 を当該住宅用地等に係る平成二十一年 定 0 適 用 画 [税額 を受け て第三百 る 四十九名 住 宅 用 条の三(第 地 等 で ある

口 額) 年 る 定 ける商業地等であるときは、 三百四十 ま での 改 都 0) 平成二十年度分の 適 に、 Ē 市 規 前 計 用 定の 負担 が 九条の三 の地方税法第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五 画 税 あ 上限 適用を受ける商業地等であるときは、  $\mathcal{O}$ 0 课税! た商 割 (第二十項を除く。 都市計 業 合を乗じて得た額 標準となるべき額 地等 画税について、平成二十一年改正前 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 当 該 商 業 地等に係る平成二十年度分 (当該: (当該 又は 商業 附則第十 商 業 (地等が平成二十一年度分 地 当該額をこれらの規定に定める率で除 等が 五 条 同 から第十五 年度分の  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 地方税法附則第二十七条の 都 固定資 条 市 の三ま 計 産税  $\mathcal{O}$ 画 固定 税 で に に を当該商 資 つい  $\mathcal{O}$ 係 産 る 規 · ~ 定 税 同 平 条に  $\mathcal{O}$ に 適 業地等に つ 成二十一 して得た V ) 条の三 規定す 四の規 用 て第 を受

平成二十二年 度 次に掲げる住宅用 地等の区分に応じ、 それぞれに定める額

イ 口 に · 掲 げ る住 宅 用 地 等 以外  $\mathcal{O}$ 住宅 用 地 等 当該 住宅 用 地 等  $\mathcal{O}$ 当 該 年度分の 都 市 計画 税 に係 る前 年

固定資産 税について第三百四十九条の三 (第二十項を除く。 又は附則第十五 条から第 十五条 か 三

度分の

都

市

計

画

税

 $\mathcal{O}$ 

課

税

標

進

額

に、

負

担

上

限

割合を乗じて得た額

**当** 

該

住

宅用

地

等が

当

該

年

度

分

 $\mathcal{O}$ 

ま での 規 定  $\mathcal{O}$ 適用を受ける住宅用地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得

た 額) を当該 住 宅用 地 等に 係る平成二十二年度分の都 市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 課 税標準 となるべき額とし た場合

における都市計画税額

口 平 成二十一 年度分の 都市 計 画 税について、 前号イ又はロ の規定の適用 があつた住宅用地等 当該

住 宅用は 地等に係る平成二十一年度分の都市計 画税に係る同号イ 又は口に規定する都市 計 画税  $\mathcal{O}$ 課 税

標 準となるべ き額 (当該) 住 宅 用 地等 が 同 臣年度分  $\mathcal{O}$ 固 定 資 産税 に つい て第三 一百四 + 九条 の 三 (第二十

項を除く。 又 は 附 則 第十 五. 条 か 5 第十 五 条 の 三 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受け る 住 宅 用 地 等 で あ るとき

は、 当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額) に、 負担上限割合を乗じて得た額 (当該な 住

5 附 宅用地等が平成二十二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)  $\mathcal{O}$ 則第十五条か 規 定 に定 め る率 ら第十五条の三までの を乗じて得た額) を当該 規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 住宅用地 等 に係 る平成二十二年度分の 都 当該額にこれ 市 計 画 税 又は の課

け

る都

市

計

画

税額

次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、

それぞれに定める額

三

税

標準となるべき額とした場合にお

平成二十三年度

イ 度分の 度分の じ 条 て得た額) の三までの 口 に掲げる住宅用 古 都 定資 市 計 を当該な 規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 産 画 税 税 に  $\mathcal{O}$ 住宅用 課税 ついて第三百四 地等以外の住宅 標準 地等に係る平成二十三年度分の都市 額 に、 十 負 用 地等 九条の三 担上限割 当該住宅用 合を乗じて得た額 (第二十項を除く。 地等 当該額にこれらの規定に定める率を乗 の当該年度分の都市計画税に係る前年 計 |画税 (当該: 又は の課税標準となるべき額とし 住 宅用 附則 第十五 地 等が 平成二十三年 条 か 5 第 十 五

口 住 宅用地等に係る平成二十二年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市 平 成二十二年 -度分  $\mathcal{O}$ 都 市 計 画 税に うい て、 前号イ又は 口  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ つた住宅 用 計 画税 地等  $\mathcal{O}$ 課税 当 該

た場合に

お

け

る

都

市

計

画

税

額

九六頁

附 宅用 は、 税標準となるべ らの規定に定める率を乗じて得た額) 項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるとき 標準となるべき額 則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 地等が平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 当該額をこれら き額とした場合に (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 (第二十  $\mathcal{O}$ 規定に定める率で除 `る都 を当該住宅用地等に係る平成二十三年度分の都市計画 L て得た額) 額 に、 負担 上 限割合を乗じて得 (第二十項を除く。) 当該額にこれ た 額 (当該 税 又は の課 住

2 年度分の都市計画 附 則 第十八条第七 税の課税標準額について準用する。この場合において、 項、 第二十五条の三及び第二十七条 の二第六項から第八項までの規定は、 次の表の上欄に掲げる規定中 前項 の前

お け

市

計

画 税

同 表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	項	附則第
		十八条第七
前年度分の固定資	び第五項	第一項、第四項
資   前年度分の都市計画税		及  附則第二十七条の四の二第一項

方税法第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則		
が同年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地		
定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該類似土地		
地である場合には、同年度分の都市計画税に係る同条に規		
前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土		
が平成二十年度分の都市計画税について平成二十一年改正		
住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地	標準額	項第二号イ
同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該	同年度の比準課税	附則第十八条第七
		項各号
住宅用地等	<b>米</b>	附則第十八条第七
宅用地等をいう。以下この項において同じ。)の区分		
住宅用地等(附則第二十七条の四の二第一項に規定する住	宅地等の区分	
	産税	

三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の		
似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の		
定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該類		
である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規		
の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地		
が平成二十一年度分の都市計画税について附則第二十七条		
住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地	標準額	項第三号イ
同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該	同年度の比準課税	附則第十八条第七
た 額		
税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得		
得た額))を当該類似土地の平成二十一年度分の固定資産		
であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して		
第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地		

三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を		
三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の		
似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の		
定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該類		
である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規		
の四の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地		
が平成二十二年度分の都市計画税について附則第二十七条		
住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地	標準額	項第四号
同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該	同年度の比準課税	附則第十八条第七
価格で除して得た数値を乗じて得た額		
地の平成二十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき		
これらの規定に定める率で除して得た額))を当該類似土		
三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を		

の 課税標準 となるべき額)		
分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税		
又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度		
市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ		三第二項第二号口
なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の都	なるべき額	附則第二十五条の
標準となるべき額)		
度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税		
七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年		
計画税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十		三第二項第一号口
なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十年度分の都市	なるべき額	附則第二十五条の
価格で除して得た数値を乗じて得た額		
地の平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき		
これらの規定に定める率で除して得た額))を当該類似土		

	課税標準額は、同	
に同項第四号に定める額は、これらの規定	号に規定する比準	
附則第十八条第七項第二号イ及び第三号イに掲げる額並び	附則第十七条第七	
	号	
	十八条第七項第二	
	替えられた附則第	
	七項において読み	三第三項
附則第十八条第七項第二号		附則第二十五条の
の課税標準となるべき額)		
分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税		
又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度		
市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第二号イ		三第二項第三号口
なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十二年度分の都	一なるべき額	附則第二十五条の

成二十二年度分の都市計画税について附則第二十七条の四		三第四項第三号口
なるべき額(当該平成二十二年度類似特定用途宅地等が平	なるべき額	附則第二十五条の
規定する都市計画税の課税標準となるべき額)		
る場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に		
の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地であ		
成二十一年度分の都市計画税について附則第二十七条の四		三第四項第二号口
なるべき額(当該平成二十一年度類似特定用途宅地等が平	なるべき額	附則第二十五条の
都市計画税の課税標準となるべき額)		
る場合には、同年度分の都市計画税に係る同条に規定する		
方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地であ		
二十年度分の都市計画税について平成二十一年改正前の地		三第四項第一号口
なるべき額(当該平成二十年度類似特定用途宅地等が平成	なるべき額	附則第二十五条の
	号の規定	

附則第十八条第七項	第一項から第五項	附則第二十七条の
	項第二号	
	附則第十八条第七	
	り読み替えられた	二第七項
附則第十八条第七項第二号	第五項の規定によ	附則第二十七条の
附則第十八条第七項	前各項	
	第一号	
	則第十八条第七項	
	読み替えられた附	二第六項
附則第十八条第七項第一号	前項の規定により	附則第二十七条の
規定する都市計画税の課税標準となるべき額)		
る場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に		
の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地であ		

二第七項及び第八 まで

項

附則 第 二十七条の 五. 第 項 及び第三 |項中 平 成 十八年度か ら平成二十年度まで」 を 平 成二十 年度か

ら平 ・成二十三年度まで」に改 め、 同条に次 0 一項を加える。

4

附則第二十一条の二の規定の適用を受ける住宅用地等 (同条に規定する住宅用地等をいう。)

に係る

平 ・成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の 固定資産税に限 り、 市 町村は、 第三百六十四条第

三項第一号若しくは第四 項、 附 則 第十五 条  $\mathcal{O}$ 四又 は 第 項に定める事 項 0 ほ か、 附 則 第二十一条の二の

規定に より 減 額する税額を 固 定資 産 税  $\mathcal{O}$ 課税明細 書に · 記 載し なけ れば ならな \ <u>`</u>

附則第二十八条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年

度まで」に改め、 同 条第四 項中 「平成十九年度分又は平成二十年度分」 を「平成二十二年度分又は平成二

十三年度分」 に改め Ź.

附 則第二十 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項中 「第二条第二項に規定する小作 地 を 「第二十条第一項に規定する借賃等

(以下この項において「借賃等」という。) を支払うこととなつている農地」に、 「同法第二条第九項に

規定する小作料」を「借賃等」に、 「当該小作料」を「当該借賃等」に改める。

附則第二十九条の六を次のように改める。

## 第二十九条の六 削除

附則第二十九条の七 第一項中 「附則第十九条の四」の下に「、 附則第二十一条の二」 を、 「附則第二十

七条の二」の下に「、 附則第二十七条の四の二」 を加え、 「前条」を「附則第二十九条の五」に改め、 同

条第五項中「前二条」を「第二十九条の五」に改める。

附

三則第三十一条の三第一項中

「平成十八年

度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度か

る。平

成二十

三年度ま で に改め、 同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改

める。

附則第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項中 第五百八十六条第二項第二十九号

に掲げる土地のうちその取得 が第七十三条の五第 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 が ある取得に該当するもの」 を削る。

附 || 則第三十二条から第三十二条の二の二までを削 り、 附則第三十二条の三を附則第三十二条とする。

附則第三十二条の四から第三十二条の六までを削る。

附則第三十二条の七第一項中「及び次条」を削り、 同条に次の三項を加える。

5 特定 農産 加 工業経営改善臨時措置法 伞 成元年法律第六十五号) 第三条第 項の 規定による承認を受

け た 同 法第二条第二 項 に 規 定す る特 定農 産 加 工 業 者 又 は 同 法 第三条第 項 E 規 定す る 特 定 事 業 協 同 組 合

等 が 同 法第 兀 条第二 項 に 規定す る 承 認計 画 に従 つて実施 する 同 法 第三条 第 項に規定する 経 営 改 善善 措 置

12 · 係 る事 業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等に お いて行う事業に対して課す /る事 業

所税 のうち 資 産 割  $\mathcal{O}$ 課税 標準となるべき事業所床 面 積の算定については、 当 該 事 業が 法人の 事 業で、 ある

場合に は平 成二十一 年六月三十日までに終 了す Ś 事 業年度分、 当該 事 業 が 個 人  $\mathcal{O}$ 事 業 であ る 場 合 に は

平

成二十 一年分まで に 限 り、 当該 施 設 に係 る 事 · 業 所等に 係 る事 業 所 床 面 積 ( 第 七 百 条 の三十 兀  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 

適 用を受けるものを除く。 以下この 項にお いて同じ。) から当該施設に係る事業所床 面 積  $\mathcal{O}$ 兀 分の ーに

相当す る面 [積を控] 除するものとする。 この場合においては、 第七百 一条の四十一 第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定を準 甪 す

る。

6 関 西 文 化 学 術 研 究都 市 建設促進 進法 (昭 和六十二年 法 (律第七十二号) 第 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定によ る 同 意 を

得 た同 項の 関 西文化学術研究都市 の建設に関する計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する

三月三十一日までの間に新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割 文化学術研究施設のうち政令で定めるものに係る事業所等のうち当該計画の公表の日から平成二十三年  $\mathcal{O}$ 課税

標準となるべ き事 業 所床 面 積 の算定につ ۲, ては、 当該 事 業が 法人の事 業 であ る場合に は当 該 文化 学 術 研

究施設に係る事 業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事 業年度分まで、 当

該 !事業が個人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経

過する日 , . の 属する年分までに限り、 当該文化学術研究施設に係る事業所等に係る事業所床 面積 (第七百

条 の三十四 0 規定 の適用 を受け るものを除く。 以下この項に お いて同じ。 か ら当該 文 化学術 研 究施

設 に保係 る事 業 所床 面 積の三分の一に相当す る面積を控除するものとする。 この 場合において は、 第七百

一条の四十一第三項の規定を準用する。

7 前 各 項に定めるものの ほ か、これらの規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に

関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条の 八及び第三十三条を削 ŋ 附則第三十二条  $\mathcal{O}$ Ł を附則第三十三条とする。

附則第三十三条の二第三項第四号中 附則第五条の四第一 項」の下に「、 附則第五条の四 **の** 二 第一 項

林 め、 第三百 :所得: を加え、 同 金 + 条 兀 第七 及 額 l 条 の 並び び 「第三十七条の二第一項前段」 項 附 第四 七第 に附 則 第 号中 則第三十三条 五. 項前 条  $\bigcirc$ 段」 兀 附 第 を 則 項」 第 の二第一 「第三百 五. を 条  $\mathcal{O}$ を「第三十七条の二第一項中 項に規定する上場 十四条の七第一 兀 第六 附 則 項」 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 下  $\mathcal{O}$ 項 中 に 兀 第 株 一、 式等 **一** 山 附 項 林 則 及 に 所得 第 CK 係 る配当所 附 五. 「山林所得金額」 金額」 条 則 第  $\mathcal{O}$ 兀 五. 得の とある の 二 条  $\mathcal{O}$ 一第 兀 金 のは 額」 五.  $\mathcal{O}$ 項」 とあるのは と、 第 <del>—</del> Щ を 林 加 項」 同 所得 え、 項 に改 前 一 山 金 段

及 額 び 並 附 び に 則 · 附則第1 第五 条 三十三  $\mathcal{O}$ 兀 第 六項」 条の二第 を 五. 項 E 附 !規定 則 第 す 五. る上場 条  $\mathcal{O}$ 兀 株式 第六 等に係 項 及 び ぶる配当 附 則 第 所得 五. 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 金 兀 額」  $\mathcal{O}$ 一第 と、 五. 項」 同 項 に 前 改 段」 Ø る に、

林 所得: を加え、 附 則 金 第三 額 十三 並 「第三十 がに附 条 の三 則 七条の二第一 一第三 第三十三条 項 第四 が 三 項 号 《前段」 中 第一 を 項に規定する土 附 則第 「第三十 五. 条 七  $\bigcirc$ 条 兀 地等に係 第 の二第一 項」 項中 る事 0) 下 業所得等 に <u>山</u> 林 所 附 得  $\mathcal{O}$ 則 金 金 第 額」 額 五. 条の とあ と 几 同 る 0 項  $\mathcal{O}$ は 前 第 段」 一 山 項

に、 司 条 及 第 兀 附 附則第五 項 中 則 第 平 成二十 条 の 匹 第 第六項」 年十二月三十 項」 の 下 に 日 附  $\vec{\phantom{a}}$ 則 第 附則第五 を 平 条 成二十  $\mathcal{O}$ 4条の四 几 第 五. 項 年十二月三十 の二第五項」を加え、 及 附 則 第 日 条 几 に 改  $\mathcal{O}$ め、 同 項」 条 第 に 七 改 項 第 8

兀

|号中

条

び

五

 $\mathcal{O}$ 

兀

を

五.

び

五.

 $\mathcal{O}$ 

二第

第三百

十四四

条

0

七

第一 第六項」 十三条の三第五 項前段」を「第三百十四条の七第一項中 を 附 項に規定す 則 第 五. 条  $\mathcal{O}$ る土地等に係る事 兀 第 六 項 及び 附 則 業所得等の 「山林所得金額」 第 五. 条  $\bigcirc$ 金額」 兀 の <u>ニ</u> と とあるのは 第 五. 項」 同項前段」 に . 改 「山林所得金額並びに附則第三 め、 に、 同 条第 「及び 八項 附 中 則 第五 平 ·成二十 条 の 四

得 第四 項前段」 金 条の 第 条第 附 |号中 額 項 第三十五条 五条 則第三十四条第一 前 兀 に、 とあ *の* O項に 段」 四第 一第 を 附 規 る 「及び附則第五条の四第六項」 定す |則第| 五.  $\mathcal{O}$ の二第一 「第三十七 項及び附 は 項」 る 五. を加 項 中 長期 条の Щ 項」 林 則第五 え、 条 匹 所 譲 「第三十五条第一 得 の 二 第 を加え、 渡 金 所 「第三 条 項」 額 得 第 並  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 一百十 同条第六項第 四の二第一 金 項 の 下 に び 中 に 額 附 匹 を「、 項」 条の と Щ 則 一、 林 第 の 下 に 項」 所得 附 三十 七 同 |則第| 第 兀 附則第五条の四 項 |号中 に改め、 前 金 兀 五条の 条 項 段」 額」 前 第四 段」 に、 とあ 第三十五条の二第一 附則第一 兀 項 同条第四 E を る の二第 |第六項及び 規 及 0 「第三百 定 五 び は |項中 す 条 附 項」 <u>山</u> る の四第六項」 則 7 第 長 林 「第三十 を加え、 附則第五条の四 期 匹 所 五. 得 条 項」を加え、 条 譲 渡  $\mathcal{O}$ 金  $\mathcal{O}$ 五 所 七 額 兀 条第 第 の 下 に 得 並 第 「第三十 び  $\mathcal{O}$ 項」 項 氽 に 同条第三項 中 の 二 項」 附 額  $\overline{\phantom{a}}$ 七 を 則 一第五三 第三十 Ш 附 の下に 林 則 附 項 同 第 所

則

五.

第

年十二月三十一

日

を

平

-成二十

五年十二月三十一

日

に

改

8

る。

兀

」に改める。

第十六号」 七 成二十一年度」 を + 条の 附則第三十四条の二第一項中 「第三十五条の二」 「第十七号」 年度」 九 0 を 匹 を 「平成二十六年度」 同 を を「平成二十六年度」 を 項第十五号」 「第三十 「第十六号」 に、 -七条の 「第三十七条の九 に改め、 に、 「平成二十一年度」 に、 九  $\mathcal{O}$ に改め、 第十七号」を 五. 「第十 同条第六項中 に -七号」 改 0 かめ、 匹 同条第五項中「平成二十一 を を「平成二十六年度」 を 同 「第十六号」 条第七項 「第三十七 「第三十五条」 「第十六号」 中 に改め、 之 条 「第十五 に改 0 を 九 0 8 「第三十五条の二」 五 号」 に改め、 年度」を「平成二十六年度」に 同条第九項中 同 を に改め、 条第三項 「第十四号」に、 同条第二項中 中 同 「第十七号」 条 に、 第三十 第 匹 項 「平成二 五. 中 を 同 平 項

附 則第三十四条の二の二中 「第十七号」を「第十六号」 に改める。

第十六号」

に改

、 める。

加え、 得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲 附則第三十五 第三十七条の二第 条第 匹 項第四 項前 号中 段」 附則第一 を 「第三十七 五. 条  $\mathcal{O}$ 条の二 兀 第 渡所得の金額」 第 項」 項 中 0 下に と Щ 林 :所得 同項前段」 附則第五条 金 一額」 に、 とあ O兀 る の二第 「及び  $\mathcal{O}$ は 附則第五 項」を Ш 林 所

第 条 条 項 中 五. 第 前 の四第一項」 段」 条 五. 0) 項 附 匹 に を 則 規 第 第六項及び 第 定 五 三百 を 条 す Ź  $\mathcal{O}$ 匹 + 短 1第六 附 期 兀 附則第五条の四第一 則 条 譲 項」 第五条  $\mathcal{O}$ 渡 七 所 の 下 第 得  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 兀 項 金 の 二 額」 中 一第五 と、 . 山 項及び附則第五条の四の二第一 附 則第 林 項 同 所 得 項 五. に 前 金 条 改  $\mathcal{O}$ 段」 額 らめる。 匹 に、 とあ の二第 る 及 五.  $\mathcal{O}$ 項」 び は 附則 を加え、 Щ 第 項」に改め、 林 五. 所 条の 得 金額 「第三百 匹 第六項」 並 同条第八項第四号 び 十 に 几 附 を 条 則 第  $\mathcal{O}$ 三十 七 附 第 則 五.

第 第 え、 七 及 金 第 七 び 額 に 几 附 則第 号中 並 項 附 改 中 第 項前段」 則 びに附則第三十 め、 第五 三十 「第三十 同 附 条 条 五. 七 一条の二 を O則 条 第 七 匹 の 二 第 五 「第三百十四条の七 条 第 項 五 一第二 第 五条 条 第  $\mathcal{O}$ + 項」 辺  $\mathcal{O}$ の 二 号中 項 第 項 兀 匹 前 中 を 第 一第 項」 段」 六 「第三十七 項 を 附 項に規定する株式等に係る譲渡所得等 を 附 第一項中 則第  $\mathcal{O}$ 則 「 第 「第三十 第 下 12 五. 五. 条 兀 条 条の 条 の 十  $\overline{\ }$ 七  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_ Ц 附 兀 匹 条 第 兀 第三 第 林所得金額」 則 の 二 第 匹 項」 第 項及び 項 項 第 五. を 条 第三十 項 0  $\mathcal{O}$ 第四句 附 中 下 兀 とあるのは 則第  $\mathcal{O}$ に 七 Щ 条 第 条 五 Ö) 林 兀 条 附  $\mathcal{O}$ 所 五 + 項 の 匹 0 得 則 第三項、 第 金 第 金 一 山 一の二第 額」 を 匹 額 五. 項 林所得金額並 加 条 と え、 と 第三十七  $\mathcal{O}$ に あ 兀 項」 改 同 る  $\mathcal{O}$ 第 項 め、  $\overline{\mathcal{O}}$ 之 条 に 前 は 第 の十 改 び 段」 百 同 に め、 項」 + 条 Щ -第四 附 に、 兀 第 林 則 条 + 同 を 所 第 項 得 加 項 条  $\mathcal{O}$ 

四第六項」を  $\overline{\ }$ 附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第三十五条の二の二の見出し中 「特定管理株式」 を 「 特 定管理株式等」に改め、 同条第 一項中 ح

いう。)」 の下に「又は同項に規定する特定保有株式(以下この条において 「特定保有株式」という。)

「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加え、同条第五項中「特定管理株式」の下に

「又は特定保有株式」を加える。

附則第三十五条の二の六第二項及び第十二項中 「控除しきれない」を 「控除することができない」に改

める。

附則第三十五条の三第七項及び第十五項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二

第十一項」に改める。

附 三則第三十五条の 匹 第一 項 中 「事業所得又は」を 事 業所得、 譲渡所得又は」 に、 事 業所得及び」を

事 業所 得、 譲 渡所得及び」に、 「金額及び」を 「金額、 譲渡 が所得のな 金額及び」 に改 め、 同 条第二 |項第二

号中 「第四十一条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、 同項第四号中「、

附 項 を 附 所 得、 E 則第五条の 則 「第三十七 規定 第 譲 五. する先 渡 条 所得  $\mathcal{O}$ 之 条 四第一 几 又は」 第 物 の 二 取 第 項」 項 引 に、 及び 12 項 係 の 下 に 中 附 る 事 訓第 雑 一山 業 所 一、 得 林 所得及び」 五. 条 等 所 附則第五条の四の二第 得金額」  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 金 の 二 額 を 第 とあ ٤, 事 業所 項」 同 る O項 得、 に は 前 段」 改 一 山 項」 め、 譲 に、 林 渡 所得 を加え、 所得 同 条 及び」 第 金 及 匹 Ţ 額 項 並 附 「第三十七条の二第 に、 中 則 び 第 に 附則 事 五. 「金額 業 条 第三十 所  $\mathcal{O}$ 及び」 得又 兀 第 は 五. を 条 一項前 項  $\mathcal{O}$ を 兀 金 を 第一 段」 事 額 業

項前 五. 譲 +  $\mathcal{O}$ は 項」 兀 渡 所 段」 第二 一 山 を 得 に、 林 加 項  $\mathcal{O}$ 崩 え、 第三号」 金 得 額 金額 及び」 及び 「第三百 並びに附則第三十五条 に 附則第五 に改 改 め、 + 匹 め、 条 条の四 同 同条第五項第二号中  $\mathcal{O}$ 項 七 第 第六項」 第 匹 号中 項  $\mathcal{O}$ 前 を 兀 段」 第 附 匹 を 則 附則第五 項 第 「 第 「第三百 E 五 規定する先物 匹 条 <del>+</del>  $\mathcal{O}$ 条の + 几 条 匹 第 兀 の十四 条 六 項」 第六項及び  $\mathcal{O}$ 取 七 引に係 第二項第二号」 第  $\mathcal{O}$ 下 項 に 附 る 中 雑所! 崱 一 山 第 附 得 五. 林 則 等の を 条の 所得 第 五. 「 第 匹 金 金 条 の 二 額」 額」 匹  $\mathcal{O}$ + 几 一第五1 と とあ  $\mathcal{O}$ 条の 項 第 同 る

附 則 第三十六 条 第 項中 「第三十 五 条第 項  $\mathcal{O}$ 下 に 第三十五 条 水の二第 項」 を加 える。 える。

に

改

8

る。

附 則第三十七条の二中 事 業所得」 の 下 に  $\overline{\phantom{a}}$ 譲 渡所得」 を加える。

附則第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

附則第 匹 十条 の見出しを (公益財団法人が行う出資に係る不動産取得税の非課税) に改め、 同条第

二項及び第三項を削る。

附則第四十一条第三項中 「第七十三条の四第一項第三号」の下に「、 第三号の二」を、 「第三百四十八

条第二項第九号」の下に「、 第九号の二」を加え、 「前条第一項」 を「前条」に改め、 同条第五項及び第

六項中 「第三十三項」を「第三十二項」に改め、 同条第十一 項 中 「第三百四十八条第二 項第九号」 の 下 に

第九号の二」 を加え、 同項第二号中 「移行一 般社団法人等」 の 下 に (非営利型法人に該当するもの

を除く。)」を加える。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方税法等の 部を改正する法律 (平成二十年法律第二十一号) の一部を次のように改正する。

第 条 のうち、 地方税法第百四十六条第 項の 改 IE 規定中 「第百四十六条第 項」を 「第百十五条第

項及び第百四十六条第一項」に改め、 同法第六百九十九条の四第一項の改正規定を削る。

号に掲げ 当該 とし、 改 額 徴 七 八 分の一・二」 二十二年十二月三十一日」 条第 収 め、 十三条 附 附則第一条第四号中「第二十項」を「第十七項」に、 附 (次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適 選 各号に定める金 則第三条第五項及び第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十 げ 同 第十九 択 + 則 る場 П 条第十二項中 八項 第三条第二十一項から第二十六項まで」を の三第一項」 座 に 合 項を削 「内配当等」という。)」 から第二十三項 改め、 の区分に応じ当該各号に定める金 額」 り、 の 下 に 同項各号を削 「平成二十二年十二月三十一日」を を 第二十項を第十七項とし、 を 「上場 へまで」 「平成二十三年十二月三十一日」 第百 株 を り、 式 等に係 を削り、 十五条第一 「 第 同 条第十五項中 八条第十六項 る課税が 同条中第十六項及び第十七項を削り、 項」 額」 第二十一項を第十八項とし、 譲 附 を を加え、 渡所得等 から第二十一項 則第三条第十八項から第二十三項まで」 「当該 「第十七項」を「第十五項」に改め、 (次項、 「平成二十三年十二月三十一日」に、 に、 上場  $\mathcal{O}$  $\overline{\ }$ 金額 第十七 株式等に係 第六百九十 「次の 主 Ĵ 場株 項及 各号に で -九条の る課税 式 び に改め、 等に係 掲げ 第十 同条第二十二項中 第十八項を第十六項 る場合 九 配 兀 頃に 当所 る譲 第一 同 条 項」 渡 得 第  $\mathcal{O}$ お 区 同条第五号 所得 七 1  $\mathcal{O}$ 一分に応じ を 号 に、 一月」に 7 金 次 中 削 等 額 「平成 の各 源  $\mathcal{O}$ る。  $\mathcal{O}$ 「 第 「第 用 金 ľ 百 泉

中

改め、 第三条第 同項各号を削り、 十九 項」 に改 め、 同項を同条第十九項とし、 同 頂を同り 条第二十項とし、 同条第二十三項中 同条第二十四項中 「附則第三条第二十二項」を 「第二十二項」 を 「 第 + 九 項」に 附 則

改 め、 同 項を同 条第二十一項とし、 同条第二十五項中「第二十二項」を 第十 九項」に改め、 同 項 を同 条

第二十二項とし、 同条第二十六項中「第二十二項」を「第十九項」に改め、 同項を同条第二十三項とする。

号に 附 掲げ 訓第 る場 八条第十項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、 合 の区分に応じ当該各号に定める金額」 を 「当該 上場株式等に係 る課税配 当所 得  $\mathcal{O}$ 金 「次の各 額 0) 百

分の一・ 八 に 改 め、 同 項各号を削 ŋ 同条第十三項中 次 項及び第十六項に おい 7 「源 泉 徴 収 選 択 П

座 第十七項を第十五項とし、 内配当等」という。 \_ 第十八項を第十六項とし、 を削り、 同条中第十四項を削り、 同条第十九項中「平成二十二年十二月三十一 第十五項を第十四項とし、 第十六項を 削 日」を ŋ,

「平成二十三年十二月三十一日」に、 「次の各号に掲 げ る場合の区分に応じ当該各号に定める金 額」 を「

上 えて適用される新法附則第三十五条の二第十項の規定により読み替えて適用される新法第三百十四 場 株式等に係 る課 税譲渡 以所得等 0 金額 £ 場 株式 発に 保る 譲 渡 所得等の 金額 (次項  $\mathcal{O}$ 規定に、 ょ り 条 読 の 二 み替

0 規定の適用がある場合には、 その適用後の金額) をいう。)の百分の一・八」に改め、 同項各号を削り

同 「項を同条第十七項とし、 同条第二十項中 「附則第八条第十九項」を 「附則第八条第十七項」 に改め、

同 項 を同 条第十八項とし、 同条第二十一項中 「第十. 九 項」 を 「第十七 項」 に改 め、 同 項 を同 条第十 九 項と

Ļ 同 条 第二十二項中 「第十 -九項」 を 「第十: 七項」に改め、 同 項を同条第二十項とし、 同条第二十三項中

第十九項」を「第十七項」に改め、 同項を同条第二十一項とする。

附則第三十条第二項中 「平成二十二年十二月三十一日」 を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第三条 地 方道 路 譲与 税 法 (昭 和三十年法律第百十三号)の一 部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方揮発油譲与税法

第 条  $\bigcirc$ 見出 しを (地 方 揮発油 譲与税) \_ に改 め、 同条中 「地方道路譲与税」 を 地地 方 揮 発油 譲与税

に、 地 方道 )路税; 法 を 「地方揮 発油税法」 に、 地地 方道路 税 <u>の</u> を 地 方揮 , 発油 税 (T) に 改  $\delta$ る。

第二条の見出し並びに同条第一項及び第三項並びに第三条の見出し及び同条第一項中「地方道路譲与税

」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第四条 第一 項 中 「地方道 路譲与税」 を 「地方揮発油譲与税」に改め、 同項の表中 「地方道路税」 を 「地

方揮 発 油 税」 に改 め、 同 条第二 項 中 「こえて」を 「超えて」に改 Ø る。

第五 条 から 第七条まで及び第七条の二第三号中 「地方道路譲与税」を 「地方揮発油 譲与税」 に改める。

第八条を次のように改める。

(地方揮発油譲与税の使途)

第八条 玉 上は、 地 方 揮 発油 [譲与税] の譲与に当たつては、 その使途につい て条件を付け、 又は 制限 してはな

らない。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第四条 国有資産等所 在市町村交付金法 (昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附 則第 十五 項 0 見 出 しを (平成二十二年度から平成二十四 年度までの 各年度分の 市 町 村 交付 金  $\mathcal{O}$ 特 例

に改 め、 同 項中 平 成十 九年 度から平成二十一 年度まで」 を 「平成二十二年 度から平成二十四 1年度ま

で」に、 「第十条及び第十一条第一項」を 「第八条及び第九条第一項」に改める。

附則第十六項を削り、 附則第十七項を附則第十六項とし、 附則に次の一項を加える。

(日本年金機構に出資し た固定資産に係る市町村交付金の不交付)

17 玉 は、 日 本 年 金機構法 平 -成十: 九 年法律第百九号) 附則第十二条第二 一項の規・ 定により日本 年 <u>.</u> 並機構に

出 I 資 L た固定資産のうち、 日本年· -金機構 が 平成二十二年度に お ζ) て固定資産税を課されるべきものにつ

1 ては、 第二条第一 項の規定にかかわらず、 平成二十二年度分の市町村交付金を交付しない。

(石油ガス譲与税法の一部改正)

第五 条 石 油 ガ ス 譲 与 税 法 (昭 和四 十年法律第百五十七号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(石油ガス譲与税の使途)

第七条 玉 は、 石油 ガス譲与税の譲与に当たつては、 その使途について条件を付け、 又は制限してはなら

ない。

(自動車重量譲与税法の一部改正)

第六条 自 動 車 重量讓与稅法 (昭和四十六年法律第九十号) の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(自動車重量譲与税の使途)

第七条 玉 は、 自 動 車 重量 譲与税の譲与に当たつては、 その使途について条件を付け、 又は 制限 してはな

らない。

附則

(施行期日)

第

条 この法律は、 平成二十一年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

第一 条中地方税法附則第三条の三の改正規定、 同法附則第五条の四の見出しを削る改正規定、 同条の

前に見出しを付する改正規定、 同条第一項の改正規定 (「この条」の下に「及び次条」を加える部分に

限る。)、 同条の次に一条を加える改正 規定、 同法 附則第六条第二項及び第五 項並 びに第三十三条の二

 $\mathcal{O}$ 改正 規定、 同法 附 則第三十三条の三第三 項 第 匹 号  $\mathcal{O}$ 改正規定(「第三十七 条の二 第一 項前 段」 を

三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一 項に

の改正に 規定 項に 十四四 第 Ш あ 兀 規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、 12 同  $\mathcal{O}$ 号 .林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲 を 改める部分を除く。 る 項 は 条 規定す 0) 項前段」 前  $\mathcal{O}$ 規定 第三十七条の二第一 は 改 第一項に規定する長期譲 段」 Щ 林 正 一 山 Ź に 規 所得 (「第三百十四条の七第一項前 林 改め 百 短 定 を「第三十七条の二第一項中 期 所 金 + 应 得 譲 る部分を除く。)、 額 「第三百 金額 条の 渡所 並 び 七 に 得 並 項 中 びに附 十 同 附 第  $\mathcal{O}$ 金 [法附則第三十五条第四 应 則第三十三条 項 額 条 渡所得の金 — 山 前 O則第三十 林所得 と、 七 段」 第 同 を 同 法 金額」 額」 段」 項前 項 匹 の三第五 附則第 「山林所得金額」とあるのは 「第三百 [条第 前 と、 を 段」 段」 同項前段」に改める部分を除く。 とあるのは 匹 三十 「第三百十四条の七第一項中 一項に 頃に を + に 項第四号の改正規定 同 应 改 ·四条第三 項前段」 「第三百 規定す 条  $\Diamond$ 規定する土  $\bigcirc$ る 七 渡所得の金額」と、 部分を除く。 — 山 に改める部分を除く。)、 Ś 十四四 |項第四| 第 林 長 期 条 地 項 所得金額 号 等 中 Ò 譲 七 に係 渡  $\mathcal{O}$ (「第三十七条の二第 「山林所得 ` ` 改 Ш 所 第 林 並 得 正 る 規定 項 中 事 所得 同 びに附則第三十 「山林  $\mathcal{O}$ 条 金 業 同項前段」 金額並 第 額 所 金 (「第三十七 一 山 得等 所得: 額」 八項 同条第七項第四号 林 第 一びに附っ 金額」 同 所  $\mathcal{O}$ に 得 金額」 あ 匹 同 条第六項第 改め 号 五. る 金 項 ~ 条 とある 項前段 則第三 条 第  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 前 る部 改 か 二 は 段」 لح 正

第 改 項」 条 約 に 則 匹 び 限る。 一第 第 附 第三条の二の二第五項第五号の の実施に伴う所得税法、 正  $\mathcal{O}$ 五. 条 規 五. 0) 則 几 下 第五 項」 第 定 条の  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 匹 五. 及び 四第一 項」 第 を 条  $\neg$  $\mathcal{O}$ 二第 加  $\mathcal{O}$ を加 項」 同条第十 兀 附 附 え 項及び る部 第 則 五. 則 第五 に改 項」 える部分及び 六 第 分及び 項」 五. -四項第一 附則第一 に 条  $\delta$ 条 が の 四 る部 改 を 法人税法及び地方税法  $\mathcal{O}$ 8 兀 る部 分に 五. 第 五. 及 の二第一 一号の 附 六 条の Ţ 改正規定 「 及 び 項」 限 分に 附 則 匹 改 る。 第 則 項」 正 一の二第 第 限 附 0) 五. |則第| 規 下に る。 条 五. を加 定 条  $\mathcal{O}$ 同 五. 匹  $\mathcal{O}$ 第六 項」 附則 の 特 に 条の 匹 える部分及び 条第  $\overline{\phantom{a}}$ 限 附 第 に 第 附 :例等に関する法律 る。 項 四第六 則 八 改め 項」 五条 則 及 第 項 第 び 五. 第 る部 項」 を  $\mathcal{O}$ 附 条 五. 五. 平 条 几 号 則 「 及 び  $\mathcal{O}$ 分に限り 第 を  $\bigcirc$ 第 成二十二年 兀  $\mathcal{O}$ 兀 附 \_\_ *の* 改 五 第六項」 附 則 項」 条 正 附 第 る。 則第 規 第  $\mathcal{O}$ (昭和四十四年法律第四十六号 の 下 則 兀 五. 定 五. 第五 項」 五 条  $\mathcal{O}$ 条の の 下 に 月  $\mathcal{O}$ 第 を 同 条 几 条第十  $\mathcal{O}$ に 加 兀 附 第 H 五. 附則 第 匹 える 項」 則  $\overline{\ }$ 項 第六項及び 第 項」 附 第 に 部 五. 及 則 分及 項 CK 五. 改 条 第 第 を 条 8 附  $\mathcal{O}$ び 五号 る  $\mathcal{O}$ 五. 兀 則 附 几 条 部 第 第 万及 附 則  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五.

除く。 第 条中 同 地 条第三 方 税 法 項 附  $\hat{O}$ 則 改正規定、 第 五 条  $\mathcal{O}$ 兀 同条第六項第三号の改正 第 項 第三 号  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 規定 第四 第四十一条の三の二」 + 条 の 三 *⊕* を削 を削る部 る 部 分を

条の二 第二項 の改正 同条第八項並びに同法附則第三十四条第一項及び第四項の改正規定、 規定 (「第十七号」を 「第十六号」に改める部分に限る。) 同 条第三 同法附則第三十四 項  $\mathcal{O}$ 改正 規

定、 同 条第 五. 項  $\mathcal{O}$ 改正 規 定 (「第十七号」 を 「第十六号」 に 改 8 る部 分に限る。 並 び に 同 条第 六

第七 項 及び 第 九項 並 びに 同 法附 則第三十四 条の二の二、 第三十五条の二第二項 及び 第 七 項 並 び に第三十

六条第 一項 の改正規定並びに次条第一項及び附則第七条第一 項の規定 平成二十二年四月 日

三 第一 条 中 地 方税法附則第三十五条の 匹 第 一項、 第二項第二号、 第四 項及び第五項第二号並 びに 第三十

七条の二の改正規定 平成二十三年一月一日

兀 第 条中 地 方 税 法 附 則 第 十五 条  $\mathcal{O}$ 七 第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規定及び 同 法 附 .訓第. 十五 一条の八句 第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規定

「課す る固定資産 税については、」 の 下 に 「前条第二 項 の規定又は」 を加える部分に限る。 長期 優

良 住宅 の普及 の促進に関する法律 (平成二十年法律第八十七号) 0) 施 行 0) H

五. 第 条中 地 方 税 法第七十二条  $\mathcal{O}$ 兀 第三項、 第七· 十三条 の五、 第七十三条の二十七 の 六、 第七十三条  $\mathcal{O}$ 

の七、 第七十三条 の二十七  $\mathcal{O}$ 九第 項、 第三百四 十三条及び第六 百 条 第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 並 びに

同 法附則第十一条第六項及び第二十二項の改正規定、 同条第二十六項の改正規定(「平成二十一年三月

三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、 同法附則第十一条の五第三項の

改正規定 (「附則第十一条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える部分に限る。)、 同法附則

第十 条の六、 第十一 条の七及び第十二条の改正 規定、 同 法 K附則第: 十五条  $\mathcal{O}$ 八 第 項 の改正に 規定 「 第

二条第七項第二号イ」 を 「第二条第三項第二号イ」に、 「第四 1条第一 項第五号又は第五条第 一項第三号

を 「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」に改める部分に限る。) 並びに同法附則第二十九

条 の四 第一項、 第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一 項の改正規定並びに附 :則第1 兀 条

第二項、 第三項及び第五 項並びに第八条第二項の規定 農地 法等 0 部を改正する法律 (平成二十一年

法律第 号)の施行の日

六 第一 条中地方税法第七十二条の二十四の二第三項第二号の改正規定 保険法の施行に伴う関係法律の

整備に関する法律(平成二十年法律第五十七号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 第 条  $\mathcal{O}$ 規定による 改 正後  $\mathcal{O}$ 地方税法 (以 下 「新法」 という。 附則第一 五 条の 兀 第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 は、

平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県

による。

2 新法第 五. 十三条第三十項及び第四 十 ·項 か ら第四十四 項まで並 がに附っ 則第八条の二第三項 (新法第 五. 十三

条 0 規定 に係る る部分に 限 る。 次項 12 お 1 7 同 υ°  $\mathcal{O}$ 規 定 は、  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 施 行 日 とい

う。 以後にされる新法第五十三条第四十項 の道府県知 事  $\mathcal{O}$ 更正に係る同 項に規定する仮装経 理 法 人税 割

額 につい て適用 l 施行日前にされ た旧法に基づく仮装経理に係る更正 ( 第 一 条の規定による 改正 前 の地

方 税法 ( 以 下 旧 法 という。 第五 十三条第三十項又 は第三十 項 0 道 府 県 知 事  $\dot{O}$ 更 正 をい 、 う。 次 項 12

お 1 7 同 じ。 に より 減 少し た法 人税 割 額 12 つい . て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に か かわ らず、 新法第五十三条第三十項及び第四 十項 から第四 + 应 項まで並びに附則 常八条

の二第三 項 (T) 規定は、 道府県知事が 施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正 をした場合に お į, て、 当

該 旧 法 に 基づく ·仮装! 経 理 に 係 る更正 を受け、 た法 人に つき施 行 日 以 後 に 新 法 第五 十三条第四 <del>十</del>二 項各号に 掲

げ る 事 実 が 生じ たときに つ 1 て ŧ, 適 用 す る。 この 場 合に お 1 て、 同 条 (第三十) · 項 中  $\mathcal{O}$ 項 لح あ る  $\mathcal{O}$ は

ک  $\mathcal{O}$ 項又は 地方税法等 *(*) 部を改正する法律 (平成二十一年法律第九号) 第一条の規定による改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 地

方税法 十一項及び第四十二項中 (以下この条において「旧法」 「第三十項」 という。) とあるのは 第五十三条第三十項若しくは第三十一項」と、 「第三十項又は旧法第五十三条第三十項若しくは第三十 同条第四

一項」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定 めが あるものを除き、 新法の規定中法人の事業税に関する部分は、 施行日以後に開始する

事 業年度に係る法人の事業税及び施行 日以後 の解散 (合併による解散を除く。 以下この 項に お *\*\ て 同 ľ

に よる 清 算 所得に . 対 でする事 業税 (清 算 所得 に対する事 業税 を課され る法 人の 清 算中 0) 事 業年 度に 係 る法

人 0 事 業 税 及 CK 残 余財 産 の <u>-</u> 部  $\bigcirc$ 分 配 又は 引 渡し に ょ り 納 付すべ き法 人  $\mathcal{O}$ 事 業税を含 む。 以下この 項 に お

1 て同じ。 に ついて適用し、 施 行 日 前 に 開 始した事 業年度に係る法人の 事業税及び施行日前  $\mathcal{O}$ 解 散 によ

る清 :算所得に対する事業税については、 なお従前 の例による。

2 新法第七十二条の二十四  $\mathcal{O}$ 十 の 規定は、 施 行 日 以 後にされ る 同 条第二項の更正 に係 る同 項に 規定する仮

装 経 理 事 · 業 税 額 12 **つ** *(* ) · て 適 用 Ļ 施 行 日 前 に され た 旧 法に基づ く仮装経 理 に係 る 更正 旧 法 第七 <del>一</del> 二 条  $\mathcal{O}$ 

二十四の十 · 第 一 項に規定する更正又は同 :条第二項に規定する各事業年度の 付 加 価 値額、 所得若しくは収入

又は収入割額については、なお従前の例による。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 新法 第七 十二条の二十 应  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 規 定は、 道 府 県 知 事 が 施 行 日 ·: 前 に 旧 法 に 基 づ

< 仮 装 経 理に · 係 る更正 をし た場合に お いて、 当該 旧 法に 基づ < ·仮装! 経理に 係 る更正を受け た法 人に つ き施

行 日 以後 に同 一条第四項各号に掲げる事 実が生じたときについ ても適用する。 この場合において、 同 条第

項中 ر ر 0 項 0 規定」 とあ るのは 「この項又は地方税法等 (T) 部を改 正する法 律 (平成二十一 年 法 律第 九

号) 第 条  $\mathcal{O}$ 規 定に よる改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方 税法 ( 以 下 ک 0) 条に お 1 7 旧 法 という。 第七十二条  $\mathcal{O}$ 二十四

 $\mathcal{O}$ + 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 と、 同 条第三項 及び第四 項 中 第 項」 とあるの は 第 項又は 旧法第七十二 の 二

十四の十第一項」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四 条 別 段  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ が あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除り き、 新法 O規定 中不 動 産 取 得 税に 関する部分は、 施 行 日 以 後 O不 動 産  $\mathcal{O}$ 

取 得 に 対 L て 課 すべ き不 動 産 取 得 税に 0 *\* \ 7 適 用 Ļ 施 行 日 前  $\mathcal{O}$ 不 動 産  $\mathcal{O}$ 取 得に 対 して 課す る 不 動 産 取 得

税については、なお従前の例による。

附

則

第

+

条

 $\mathcal{O}$ 

七

に

規定す

る不

動

産

 $\mathcal{O}$ 

取得

に

. 対

して

課す

る

不

動

産

取

得

税

ľZ

つい

ては、

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

·よる。

項 第七 十三条 の二十七の七第二項及び第三項、 附則第十一条第六項、 第二十二項及び第二十六項 が並びに

3 旧 法第 七 十三 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 農 地 法等  $\mathcal{O}$ <del>--</del> 部を改正する法律 平 成二十一 年 法 律 第 号。

以 下この項におい て 「農地法等改 正法」という。) の施行の際現に農地 法等改正法第 条の 規定による改

正 前 0) 農 地 法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号。 以下この項において 「旧農地法」 という。) 第七十八

条第 項 0) 規定 12 ょ り 農 林 水 産 大 臣 が管理し てい 、 る 土 地 间 農 地 法 第 五 + 九条: 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 買 収

た土 地 を 除 が 農 地 法等改一 正 法 附 則第 五. 条の 規 定に ょ り な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によることとされ る 旧 農 地 法 第

則第八条第二項若しくは第三項

又は

同条第四

項

0

規

定によりな

お

効力を有

す

三十六条、

農地法等改正法附

る当該 ることとされる 土 地  $\mathcal{O}$ 取 得に 旧 農 . 対 地法第八十条第二項の規定によって する 不 動 産 取 得 税 に 0 7 7 は、 な おそ 国から売り渡され、  $\mathcal{O}$ 効力を有する。 又は売り  $\mathcal{O}$ 場 合 払わ にお れ た場合にお 1 て、 旧 法 第 け

七 十三  $\mathcal{O}$ 五. 第 項 中 農 地 法 第三十 - 六条、 第六十一 条 又 は 第 八 + ·条第二 項 لح あ る  $\mathcal{O}$ は、 農 地 法 等  $\mathcal{O}$ 

一部を改正する法律(平成二十一年法律第

号。以下この項において「農地法等改正法」という。

は 地 附 第三 法 則第五 以 項 下こ 条の規定によりな 又 は 同  $\mathcal{O}$ 条第 項 E 兀 お 7 項 て  $\mathcal{O}$ お従前 規 旧 定 農 に ょ 地 の例によることとされる農地 ŋ 法 な という。) お 効 力を 有 することとされ 第三十六条、 法等改正法第一 農 る 地 法 旧 農 等 改 地 法 正 条の規定による改正 第 法 附 八 + 則 条 第 第二 八条第 項 二項若しく とする。 前 の農

4 る当 に 0 従 7 施 該 って 事 行 不 業 日 動 同 前  $\mathcal{O}$ 産 表 譲 に 渡 旧  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を受け 取 下 法 得 附 欄 則 に に た同 第 撂 対 げ + L 7 る者 表 <del>\_\_</del> 課 0 条 下 す カン  $\mathcal{O}$ 欄 ベ 5 兀 き不 事 に 第 掲 業 五. げる者又は 動  $\mathcal{O}$ 項 産 譲  $\mathcal{O}$ 取 渡を受け 表 得  $\mathcal{O}$ 税 中 当該 欄 に た に 0 者 計 掲 1 て が げ 画 は、 同 る 項に規 同 認定 な 表第三 お が 定す され 従 号 前 た同 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 例 不 上 動 欄 表 に 産を に掲  $\mathcal{O}$ ょ 上 取 げ 欄 得し る計 に 掲 た 画 げ 場合におけ を除く。 る 計 画 に 従

5 地 一条第 新 採 法 草 附 項 放 則 第 牧 に 十二条 規 地 定す 及び る農 準  $\mathcal{O}$ -農地 規 地、 定 は  $\mathcal{O}$ 採草放: 取 得 附 に 則 牧 対 第 地 して 及び 条 課 第 すべ 準 五. 号 ·農 き 不 地 に 定  $\mathcal{O}$ 動 8 取 得 産 る に対 取 日 得 以 して課する不動 税 後 に  $\mathcal{O}$ 新 0 法 1 7 附 適 則 用 第 産 + Ļ 取 将税 条 同 第 日 につ 前 項  $\mathcal{O}$ 7 12 旧 ては、 法 規 定 附 する農 則 なお 第 +

従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五 条 新 法  $\mathcal{O}$ 規 定中 自 動 車 取 得 税 に 関 する部分は、 施行 日以 後 の自動 車 . (T) 取得に対 して課すべき自 動 車 取

得 税につい · て適 用し、 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、 なお従前の例に

よる。

(軽油引取税に関する経過措置)

第六 条 新 法  $\mathcal{O}$ 規 定 中 軽 油 引 取 税 に 関 する部 分は、 施行 日 以後に 新法第 百 匹 十四四 条 の 二 第 一項若 しく は

項に 1規定 する軽 油 0) 引 取 ŋ, 同条第三 項 の燃料炭化水素油  $\mathcal{O}$ 販 売、 同 条第四 項  $\mathcal{O}$ 軽油若しくは燃料炭化水

素 油 0) 販 売、 同 条第 五. 五項の炭: 化 水 素 油 の消費若しく は新法第百四十四 条 の三第 項各号 (第三号又は第 匹

号を除く。  $\mathcal{O}$ 軽 油  $\mathcal{O}$ 消 費、 譲 渡若 L こくは 輸 入が 行 わ れ た場 合 又 は 施 行 日 以 後 12 軽 油 引 取 税  $\mathcal{O}$ 特 别 徴 収 義

務 者 が 新 法 第 百 兀 + 匹 一条の二 一第六一 項  $\hat{O}$ 規定 に 該当す るに 至 った場合に お 71 て 課 す × き 軽 油 引 取 税 に 0 *(* ) 7

適用する。

2 施 行 日 前 に .旧法第七百条の三第一項若しくは第二項に規定する軽 油 の引取 ŋ, 同条第三項 の燃料炭化水

素 油  $\mathcal{O}$ 販 売、 同 条第 匹 項  $\mathcal{O}$ 軽 油 若 L Š は燃料 炭化: 水 素 油  $\mathcal{O}$ 販 売、 同 条 第 五. 項 の炭 化 水 素 油  $\mathcal{O}$ 消 費若 しくは

旧 法 第 七 百 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 各 号 (第三 号 又 は 第 匹 号 を除  $\mathcal{O}$ 軽 油  $\mathcal{O}$ 消 費、 譲 渡 若 < は 輸 入 が 行 わ れ た

場 合又は施行 日前に 軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百条の三第六項の規定に該当するに至っ た場

- 3 こ の 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 の際現にされてい る旧法第七百条 の六の二第一 項 の規定による元売業者の指定の申請は
- 新法 第 百 匝 十 匹 条  $\mathcal{O}$ 七第 項 0) 規 定による元売業者  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 申 . 請 とみなす。
- る同 項の 規定による当該元売業者の指定は、 新法第百四 一十四条の七第一項の規定による元売業者の指定と

みなす。

4

この

法

律

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

現に

旧

· 法第·

七

百条

の六

の 二

第

一項

 $\hat{O}$ 

規定により

元売業者

の指定を受けてい

る者に係

- 5 こ の 法 律 .. の 施 行  $\mathcal{O}$ 際現にされてい る旧法第七 百条 の六の三第 項の 規定による仮特約業者 の指 定  $\mathcal{O}$ 申 請
- は、 新法 第百 匹 + 匝 条  $\mathcal{O}$ 八 第 項  $\mathcal{O}$ 規定によ る仮 特 約 業者  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 申 請とみなす。
- 6 この 法 は律の施る 行 の際現に旧法第七百条の六の三第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に
- 係 る同 項 0) 規定による当該仮特約業者の指定は、 新法第百四十四条の八第一項の規定による仮特約 業者  $\mathcal{O}$

指定とみなす。

- 7 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現にされ 7 1 、 る 旧 法第七 百条  $\mathcal{O}$ 六 0 兀 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による特約業者の指定  $\mathcal{O}$ 申請 は
- 新法第 百四 十 四条の九第一 項の規定による特約業者の指定の 申請とみなす。

る

同

項

 $\mathcal{O}$ 

規定による当該

特

約

業者

の指定は、

新法

第

百

匹

十

兀

条

 $\mathcal{O}$ 

九第

項

の規定による特約業者

 $\mathcal{O}$ 

指定と

録

この 法 律の施行の際現に旧法第七百条の六の四第 一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により特約業者の指定を受けている者に係

4 な

9 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 元にされ 7 7 、る旧法は 第 七 百百 条 の 十 一 の 二 第 項 0 規定 に ょ る特 別 徴収 義務者  $\mathcal{O}$ 登

 $\mathcal{O}$ 申 請 は、 新法 第百 四十 匝 条  $\mathcal{O}$  $\dot{+}$ 五. 第 項 0) 規定による特 別 徴 収 義務 者  $\mathcal{O}$ 登録  $\mathcal{O}$ 申 . 請 لح みなす。

10

こ の

法

律

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

現

(C

旧

法第七

百条

の 十

\_

の <u>-</u>

第二

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定によ

ŋ

登録

特

別

徴収

義

務者

 $\mathcal{O}$ 

登録を受け

7 7 る者 に 係 る 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る当該 登 録 特 別 徴 収 義 務 者 0) 登 録 は 新 法 第 百 匹 十四四 条  $\mathcal{O}$ + 五. 第二 項 0 規

定に よる 登 録 特 別 徴 収 義 務 者  $\mathcal{O}$ 登 録 غ み な

11 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 にされてい る 旧 法 第七 百条の十一 の二第三項の規定による登録特別 徴収 義 務者  $\mathcal{O}$ 

登 録  $\mathcal{O}$ 消 除  $\mathcal{O}$ 申 請 は、 新法 第百 四十 应 条の十五第三項  $\mathcal{O}$ 規定による登録特別 徴 収 義務者  $\mathcal{O}$ 登 録 0) 消 除  $\mathcal{O}$ 申

請 とみなす。

12 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 12 旧 法 第 七 百 <u>条</u> O十二第 項  $\mathcal{O}$ 規定により交付 を受け てい る 証 票は、 新 法 第 百 匹

+ 兀 条  $\mathcal{O}$ 十六 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により交付を受けた証票とみなす。

この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 旧 · 法第· 七 百条  $\mathcal{O}$ 十四四 の三の 規定により提供されている担 保 は、 新 法第百 四十

条の二十の規定により提供された担保とみなす。

14 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に され 7 1 る 旧 法 第 七 百 条  $\mathcal{O}$ + 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る免 税 証  $\mathcal{O}$ 交付  $\mathcal{O}$ 申 請 は 新

法 第 百 兀 + 加 条  $\mathcal{O}$ 六 に 規 定 す Ź 用 途 に 係 る 免 税 証  $\mathcal{O}$ 交付  $\mathcal{O}$ 申 請 に あ 0 7 は 新 法 第 百 兀 + 兀 条 の 二 十 第

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 免 税 証  $\mathcal{O}$ 交付  $\mathcal{O}$ 申 請 と 新 法 附 則 第 十 二 条 の 二 0) 兀 第 項 各号 に · 掲 げ る用 途 に 係 る免 税 証

 $\mathcal{O}$ 交付  $\mathcal{O}$ 申 . 請 に あ 0 7 は 同 条 第 項 E お 1 て 読 み替 えて 潍 用 す る新 法 第 百 兀 + 匹 条 の 二 十 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

による免税証の交付の申請とみなす。

15 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 旧 法 第 七 百 条  $\mathcal{O}$ + 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 交付 を受け 7 1 る 免 税 証 は、 新 法 第 百

几 + 匝 条  $\mathcal{O}$ 六 に 規 定する用 途 に 係 る免 税 証 に あ 0 7 は 新 法第 百 匹 + 兀 条 の 二 十 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 交付

を受け た 免 税 証 と 新 法 附 則 第十二条 の 二  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 各号に 掲 げ る用 途 に 係 うる免 税 証 に あ 0 7 は 同 条 第二

項 12 お 1 7 読 み替えて準 用 でする新 法 第 百 兀 + 匝 条 が 二 十 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 交付 を受け た 免 税 証 とみな

す。

16

 $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 の際現に 旧 法第七 百条の十五 一第二 項  $\mathcal{O}$ 規定により交付を受けてい る免税軽 油使用 者証 は

兀

項 新 法第  $\hat{\mathcal{O}}$ 規 定によ 百四十四条の六に規定する用途に係る免税軽 り交付を受け た免税 軽 油 使用 者証、 ٤, 新法 油使用者証にあっては新法第百四十四条の二十一第 附 則 第十二条 の二の 兀 第一 項 各号に 撂 げ る用 途

に 係 る免 税 軽 油 使 用 者 証 に あ 0 て は 同 条第 項 E お 1 7 読 4 替 えて準 甪 す る新 法 第 百 兀 + 应 条 の 二 十 第

項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 交付 を受け た免 税 軽 油 使 用 者証と み んなす。

17

この

法

() ()

施

行

現

に

旧

律 の際 法第七 百条の二十二の二第一 項の規定により道府県知事 の承認を受けている

者 に · 係 る 同 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる当該道 府 県 知事  $\mathcal{O}$ 承認は、 新法第一 百 匝 十四四 条の三十二第一 項  $\mathcal{O}$ 規定による道 府

県 知 事  $\mathcal{O}$ 承 認 と みなす。

18 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 旧 法第 七 百条の二十二の二第 匹 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 より ·交付· を受け 7 V る製造等 承認 証

は、 新 法 第百 四十 应 条 の三十二第四 項  $\mathcal{O}$ 規定により交付を受け た製造等承認 証 とみなす。

19 施 行 日 前 に 新 法第百 四十四 条の三十 应 第 項に 規定する元売業者、 特約 業者、 石油 製品 販売業者及び軽

油 製 造 業 者 等 が 旧 法 第 七 百 条 の 二 十二  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 カ 5 第三 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 に より L た届 出 は、 新 法 第 百 兀 +

兀 条 の三十 兀 第 項 か 5 第三 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 に より L た届 出とみ なす。

市 町 村 民 税に関する経過 措 置

用 Ļ 平 -成二十 一年度分までの 個 人の 市町村日 民税に係る同 項に規定す る市町村民税住宅借入金等特 別税額

控 除 申 告 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 提 出 に 0 7 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

2 新法第三百二十一条 O八第三十項及び第三十六項 か 5 第 四十 項まで並びに附 則第八条 の 二 第三項 (新 法

第三百二十一 条の八の規定に係る部分に限る。 次項に おいて同じ。 の規定は、 施行日以後にされ る新法

第三百二十一条の八第三十六項の市 町村長の 更正に係る同 頭に規定する仮装経 理法人税割額 に つい 7 適 用

Ļ 施 行 日 前に され た 旧 法 に基づく仮 装 経 理 に係 る 更正 旧 法 第三百二十一条  $\mathcal{O}$ 八第三十項 文 は 第三十

項 O市 町 村 長の 更正 をいう。 次項にお いて同じ。 により減少した法 1人税割 額 に つい て は、 な お 従 前 0) 例

による。

3 前 項 0 規定にか かわらず、 新法第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項から第四十項まで並 がに附

則第 八 条 *(*) 一第三項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 市 町 村 !長が 施 行 日 前 に 旧 法に 基づく仮装経 理 に 係 る更正 をし た場 合 に お 1

て、 当 該 旧 法に 基づ < 仮装 経 理 に 係 る 更正 一を受け た法 人に つき施 行 日 以 後 に新 法 第三百二十 条  $\mathcal{O}$ 八 第三

十 八項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。 この場合において、 同条第三十項中 「この項

よる改 とあるのは 正 前 0 地方税法 「この項又は地方税法等の一部を改正する法律 (以下この条において 「旧法」という。) (平成二十一年法律第九号) 第三百二十一条の八第三十項若しく 第一条の規定に · は 第

三 十 一 項」 と、 同 条第三十 七 項及 び 第三十八 /項中 「第三十項」 とあ るの は 「第三十項又は 旧 法第三百二十

一条の八第三十項若しくは第三十一項」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第八条 別段の定 めが あるも 0 を除り き、 新法 の規定中固定資産税に関する部分は、 平成二十一年度以後の年

度 分  $\mathcal{O}$ 固 定資 産 税に つ *( )* 7 適 用 Ļ 平 ·成二十· ·年 度 分まで  $\mathcal{O}$ 固 定 資産 税 ľZ ついては、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

2

新法

第三百

匹

十三

一条第一

五.

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

は、

附

則

第

条第五1

一号に定り

め

る

日

0

属

す

る年

の 翌

年

*Ø*)
<u>→</u>

月

\_\_

日

(当該

定 める日 が 一 月 一日である場合には、 同 を賦 (課期日とする年度以後の年度分の 固定資産税につ ١ ر · て適

用 当該 年度 の前年度分までの 固定資産税については、 なお従前 0 例 による。

3 施 行 日 前 に 敷 設 され た 旧 法 第三百 兀 十九 条 の 三 |第二項に規 定する鉄道 に係る同 項に規定す る構築物 に対

し 7 課 す る 固 定 資 産 税 に つ V て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

4 平 成十九年四 月一 日 から平成二十一年三月三十一日までの間に新設され、 又は増設された旧法附則第十

従前の例による。

五.

- 5 平 成二十. 车 应 月 日 か ら平成二十一年三月三十一 日 ま よでの 間 に新 たに取得され た旧法 所則 第 十五
- 六 項に 規 定す る償却 資 産 に対して課す /る固· 定資産 税 に 0 ۲, て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。
- 6 平 成 + 九年四月一 日 から平成二十一年三月三十一 日までの間に新 設された旧 法 附 則第十五条第十八項に
- 規定する 施 設に対して課する固定資 産 税につい ては、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例 による。
- 7 平 成 九 年 应 月 \_\_ 日 か ら平 成二十一年三月三十一 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得 さ れ た 旧 法 附 則 第 十五条第二十 九 項に
- 8 平 成 + 兀 年 应 月一 日から平成二十一年三月三十一 日ま で の間 に取得された旧法 附則第十五条第三十一

規

定す

る

償

却

資

産

に

対

して

'課する

固

定資産

税

に

0

V

て

は、

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

項

- に 規 定す る賞 却 資産 に対して課する固定資 産 税につい ては、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。
- 9 に 規 平 定 成 す + る設 九 年 应 備 月一 に 対 日 て か 課す ら平成二十一年三月三十一 んる 固・ 定 資 産税 (Z つい て は、 日 ま な で お  $\mathcal{O}$ 間 従 に 前 設  $\mathcal{O}$ 置 例 つされ に ょ た旧 る。 法 附 ]則第: 十五条第四 一十二項
- 10 平 成十六年四 月一 日から平成二十一年三月三十一 日までの間 に取得された旧法附則第十五条第四 一十五項

12 規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例 による。

11 平 成 + 九 年 匝 月一 日 か ら平 成二十一 年三月三十一 日 「まで  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得 され た旧 法 附 則 第 十五 条第四 1十六項

に 規 定 す る家 屋 及 CK 償 却 資 産 12 対 L 7 課す る固 定 資 産 税 に 0 1 て は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

定す る基 潍 適 合 表示 車に . 対 L て課する固定資産税 に つ 7 て は、 な お 従 前 0) 例 に ょ る。

12

平

成

+

八

年

兀

月

日

か

5

平

成

<u>一</u> 十

车

九月三十日

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

間

に

取

得

さ

れ

た

旧

法附

則

第十

五.

条 第

兀

+

九

項に規

13 平 成十 八年 兀 月一 日 か ら平 成二十一 年三月三十一 日 まで O間 に 新 築され た 旧 法 附 則第 十五 条  $\mathcal{O}$ 人 第 項

12 規 定 す る貸家 住 宅 に 対 L て課す る 固 定資 産 税に つ 7 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

14 平 成 + 六年十 月二十三日 か ら平 成二十一 年三月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得 され、 又は 改 良さ れ た 旧 法 附 則

第十六条 の二第十 应 項に規定する償 却資産に 対して課する固定資産 税 ĬZ つ **,** \ 7 は、 な お 従前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

用 途変 更宅 地等 及 び 類 似 用 途変更宅 地等に 対して 課する固定 資 産 税 及 Ű 都 市 計 画 税 に 関 ずす る 経 過 措 置)

第九 条 市 町 村 は 平 成二十一 年 度 か 5 平成二十三年 ・度ま で  $\mathcal{O}$ 各 年 ·度 分  $\mathcal{O}$ 固 定 資 産 税 及 び 都 市 計 画 税 に つい

て、 条例 で定めるところによ り、 新 法 附 則 第 十八 条 の 三 ( 新 法 附 則 第二 十 条 の 二 第二 項 に お 1 7 潍 用 す

る場合を含む。) 及び第二十五条の三 (新法附則第二十七条の 兀 の二第二項にお ζ) て準用する場合を含む

。)の規定を適用しないことができる。

2 前 項  $\hat{O}$ 場合には、 新法附 則第十八条第七項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十一年度から

<u>平</u> 成二十三年 · 度 ま で  $\mathcal{O}$ 各年 - 度に係る る 賦 課期 日 に お 1 て新法 附 則 第十 八 条 水の三第 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲 げ る宅

地 等に 該 当す Ś ŧ Ō (次項 0) 規 定 0) 適用を受け る宅 地 で等を除る < . のうち、 当 該 各年 度  $\mathcal{O}$ 前 年 度に 係 る 賦

課 期 月に おいてそれぞれ同 表 の下欄に掲げる宅地等に該当したもの (以下この項に お いて「用 途変更宅 地

等」 という。) に係る当該各年度分の 固定資産税に ついては、 当該 用途変更宅 地等が当該各年度の 前 年 度

に 係 る 賦 課期 日 に お į, てそれぞれ 同 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲げる宅 地 等であ 0 たも のとみな して、 新 法 附 則 第十七 条

及び 第 + 八条 (新法 附 則第二十一条 の二第二 項 に お 1 7 準 用 する場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 規定 を適 用 する。

3 第一 項の場合に は、 新法 附則第十八条第七項第二号に掲げる宅地等で平成二十一年度に係 る 賦 課 期 日 に

お いて新 法附 則第十八条の三第一項の 表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの (以下この項に お į١ 7 平

成二十一 年度の宅 地 等」 という。 新法 附 ]則第: 十八条第七項第三号に掲 げ Ź 宅 地等 で平成二十二年度に

係 る賦 課 期 日 に お 1 て 同 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に · 掲 げ る 宅 地 等 に該当するも 0 (以下この 項 12 お 1 て 「平成二十二年 度

の宅地等」 とい 、 う。 ) 又は同条第七項第四号に掲げる宅地等で平成二十三年度に係る賦課期 日に お 7 、 て 同

及び うち、 に + 表 二十一年 年度に係る賦 同 r. 係 平 の上欄に掲げる宅地等に該当するもの 一年度、 る 第十八条 成二十三年度の 賦 ・度の宅 課期 該宅 が 平 平成二十三年度の 地等の 「課期日」という。 成二十一 日 (新法附則第二十一条の二第二項にお に 地等にあっては平成二十一年度分、 お 宅 7 類 似土地 地等に てそ 年度 これぞれ  $\mathcal{O}$ 宅 あっては平成二十三年度分の 宅地等にあって (新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。 )においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成 地等 同 に 表 0 あ Ĺ って (以下この項において「平成二十三年度の宅地等」という。) 欄 は平 に掲げ は平成二十二年度に係 成 平成二十二年度の宅地等に る宅 いて準用する場合を含む。) 二十年度、 地 固定 等 で 資産 あっ 平成二十二年度の たものとみなして、 税 る賦 に 課期日 ついては、 あっては平成二十二年度分 (以下こ 宅地 の規定を適用する。 当 該 等 以下この項に 新法 に 類似  $\mathcal{O}$ 項に あ って 附 土 地 則第十七 お ĺ١ は が 7 お 前 平 成二 ζ, 年 「前 条 0 度 7

4 第十八 部 である部分」という。) 分 第 項 という。 条 の 三 の場合には、 一第 項に 同 · 条 第 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に係る賦 規定する小 又は同条第一 項に 規 規定する 模 住宅 項に規定する非住宅用宅地等である部分(以下この項にお 用 地で 般 住 宅 ある部分 用 地で、 ある (以下この 部分 (以下この 項に お 1 項にお 7 課期 小 規 目にお 1 て 模 住 宅 いて新法附 般 用 *(* ) 地 住 で て 宅 用 ある 非 則 地

含む。 定資 住 |宅用宅地等である部分」という。) 産税 に係 並 び る新法 に 前 項 附則第十七条及び第十  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の つい 八条 て は、 (新法附則第二十一条の二第二項にお 当 該 小 規模 住 宅用 地 で あ る部 分、 般 **(** ) 、て準用・ 住 宅 用 地 する場合を で あ る部 固

分又は

非

住宅用宅地

や等である

る部分をそれぞれ

<u>ー</u>の

宅

地等とみ

なす。

5 第七 第二十五条又は第二十七条 ま で 0 前三項 場合 項 又 は に 0) 第二十 規定 おいて、 第 は、 + 凣 七 条 条 平成二十 第二項中  $\mathcal{O}$ ( 新 兀 法 の四の二 0) 附 二第二項に 附 年度から平成二十三年度までの各年度分の都 則 第二十一 則第十八条第七 と、 お 条 第三項中 1 の 二 て 読 いみ替え 第 項第一号か 二項に、 「附則第十八条第七項第二号」とあるの ら お れ **,** \ た ら第三号まで」とあ · て準 新 法 附 用する場合を含む。 則 第 十八条第七 市 計画税 めるのは 項 について準 第 附 とあ は 号 則 か 第二十五条 附 甪 る 5 でする。 第三号 則  $\mathcal{O}$ 第二 は

+ 1 7 五 附 読 条第七項又は第二十七 4 則 を替えら 第十 八条第 れ た新法説 七 項第三号」 附 条の 則第十二 匹 とあ 八条第七 の二第二項において読み替えられた新 る  $\mathcal{O}$ 項第三号」と、 は 附 則 第二十五 条第七 第十八条 項 文は ( 新 法 第二十 法 附則第十八条第七 附 則 -七条 第二十  $\mathcal{O}$ 兀 条 の二第二 項第二 の二第二 項に 号」と 項 に お

お

V)

て準

用する場合を含む。

\_

とあるのは

「第二十五条又は第二十七条の四

一 の 二

と、

前項中

「及び第

十八条 (新法附則第二十一条の二第二項にお いて準用する場合を含む。)」とあるのは 第二十五条及

び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

(事業所税に関する経過措置)

第十 条 次項 へに定 め る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 き、 新 法 0) 規 定 中 事 業 所税に関する部分は、 施行 日 以後に終了する事 · 業 年度

分  $\mathcal{O}$ 法 人の事 業 及び平成二十一 年以後 の年分の個 人の事 <del>,</del>業 (施 行日前に · 廃 止され た 個 人の 事 業を除く。

に 対して 裸すべ き事 業 派所税に つい て適用で Ļ 施行 日 前 に に終了し た事業年度分の法 人の事業並 びに平 ·成二十

年 前  $\mathcal{O}$ 年 分  $\mathcal{O}$ 個 人  $\mathcal{O}$ 事 業及び平成二十一年分  $\mathcal{O}$ 個 人の 事 業 で施行 日前 に · 廃 止 され た ŧ <u>0</u> に 対対 して課する

事業所税については、なお従前の例による。

2 旧 法 附 則第三十九 条第七 項に規定する事業 (同 1項に規定する同意計 画 の公表の日から平成二十一 年三月

三十 日 までの 間 に新設され た同項に規定する事業所等にお **(** ) て行うもの に限 る。 に 対して課する事 業

所税 のうち 澬 産 割 0 課 税標 準となるべき事 業所床 面 積  $\mathcal{O}$ 算定に こついて は、 なお 従前  $\mathcal{O}$ 例 による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十一条 別段の定め が あるものを除き、 新法の規定中都市計画税に関する部分は、 平成二十一年度以後の

年度分の都 市計 画 税について適用し、平成二十年度分までの都市計画税については、 なお従前の例による。

2 平 成十 九年 应 月一 日 か ら平成二十一 年三月三十一 日 「ま で  $\mathcal{O}$ 間に新り 設され、 又は 増設 さ  $\bar{h}$ た旧 法 附 則第十

五 条第 項 E 規 定 す る特 定 倉 庫 及 び 特 |定上| 屋 に . 対 L て 課 す る 都 市 計 画 税 ĨZ つ *\*\ 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

3 平 成 + 六年 兀 月一 日 カゝ 5 平 -成二十 年三月三十一 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得された旧 法 附 則 第 + 五 条第四 +

五項

に 規 定す る家屋 に対 L て課する都 市 計 画税につい 、ては、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

4 平 成十 九年 匹 月一 日 から平 -成二十 年三月三十一 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得された旧 法 M 別 期 第 十五条第四 1十六項

に 規 定 す ^る家[ 屋 に 対 L つて 課 す える都: 市 計 画 税 ľZ 0 1 ては、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

国民健康保険税に関する経過措置)

第十二条 新 法第 七 百三条の 五. 第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は、 平成二十一年度以後の年度分の国 [民健康保険税について適

用 平 成二十二 年 ·度分· まで 0) 国 民 健康保険税につ い ては、 なお従前 の例 に よる。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この 法 律 **(**附 則第 条各号に 掲げ る 規 定 に あ 0 て は 当 該 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に L た行 為 並 び こにこの

附 則  $\mathcal{O}$ 規定によりな お従前  $\mathcal{O}$ 例によることとされる地方税及び この 附 則  $\mathcal{O}$ 規定に よりなお効力を有するこ

ととされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につい ては、

なお従前の例による。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十 · 四 条 第三条 の規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 地方揮 発油 譲 与税法 (以下この条において 新 譲与税法」 という。

 $\mathcal{O}$ 規定は、 平成二十一年度分の地 方揮発油 護与 税から適用する。

2 第三条の規定による改正 前の地方道路譲与税法 (以下この条及び附則第三十二条第二項において 旧 譲

与 `税法」 という。 0 規定 间 譲 与税法第 五. 条及び第七条を除く。 ) は、 所得税法等  $\mathcal{O}$ 部を改正 す んる法

律 (平成二十一 年法律第十三号。 以下この項におい て「平成二十一 年 所得税法等改正法」 という。) 第四

条 の規定による改正 前 の地・ 方道路税法 (昭 和三十年法律第百四号) の規定 (平成二十一年所得税法等改 正

法附則第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) による地方道 路税に

ついて、なおその効力を有する。

3 新 譲 与 税 法 第七 条  $\mathcal{O}$ 規定 は 前 項  $\hat{O}$ 規定により なお効力を有することとされ る旧 譲与税法 第 匹 条第 項

 $\mathcal{O}$ 規定により平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税 (次項において「平成二十一年六月分

方揮 発 油 譲 笋 税 とあ るの は、 地 方道路 譲 与 税 と読み替えるものとする。

4 旧 譲 与 税 法 第 兀 条第 項 ( 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り な お そ  $\mathcal{O}$ 効 力を有することとされる場 合を含  $\mathcal{O}$ 規

定 に ょ n 地 方道 路 譲 与 税 を 都道 府 県 及 び 市 町 村に 譲 与 Ĺ た後 に お 7 て、 その 譲 与 L た 額 0) 算 定 に 錯 誤 が あ

0 た ため、 譲与 L た 額 を増 加 Ļ 又は 減少 する必要が 平 成二十一 年六 月分地 方道 路譲 与 税 を譲 与 L た後

に

生じたときは、 当 該 増 加 Ļ 又は 減 少すべ き額に つ 7 ては、 平 成二十一 年十一 月以後 に 到 来す る地 方 揮 発

油 譲 与 税  $\mathcal{O}$ 譲 与 時 期 12 お 1 て、 これ · を 地 方 揮 発 油 譲 与 税  $\mathcal{O}$ 増 加 Ļ 又 は 減 少 すべ き額、 とみな L て、 新 譲 与

税法第七条の規定を適用する。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第十五 条 第四 条 0) 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 玉 有 資 産等 所 在 市 町 村交付 金法 0 規定は、 平成二十二年度以 後の年

度 分  $\mathcal{O}$ 玉 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交付 金 以 下  $\mathcal{O}$ 項 に お 1 て 「交付金」 とい . う。 に つい · て 適 用 平成二

+ 年 度 分ま で  $\mathcal{O}$ 交付 金 に 0 1 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

2 平 成 十九年度分までの 日 本 郵 政 公社 有資 産 所在 市 町 村 納 付 金については、 なお従前 の例による。

(石油ガス譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第五 条  $\bigcirc$ 規定によ る改正 後  $\mathcal{O}$ 石 油 ガ ス 譲 与税法 の規定は、 平 成二十一 年 度分の石油ガス譲与税か

5 適 用 Ļ 平 成 <u>二</u>十 年 度 分ま で  $\mathcal{O}$ 石 油 ガ ス 譲 与 税 に 0 1 て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

自 動 車 重 量 譲 与 税 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に . 伴 う経 過 措 置

第十 Ł 条 第六 条  $\mathcal{O}$ 規定によ る改一 正 後  $\mathcal{O}$ 自 動 車 重 量 譲 与税法 の 規 定は、 平成二十一 年度分の自動 車 重量譲 与

税 カ たら適 用し、 平 成二十年 度分まで  $\mathcal{O}$ 自 動 車 重量 譲与税に つい ては、 な お従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。

(政令への委任)

第十 八 条  $\sum$ 0) 法 律  $\mathcal{O}$ 公 布  $\mathcal{O}$ 日 が 附 則 第 一条 本 文に 規定す る日 後となる場合に お け つるこ  $\mathcal{O}$ 法 律 に ょ る改 Ē 後

 $\mathcal{O}$ そ れぞ れ (T) 法律  $\mathcal{O}$ 規定 0 適 用 に関 し必要な 事 項 (この 附 則 0 規定 の読替えを含む。) その 他  $\mathcal{O}$ この 法 律

0 円 滑 な 施 行に 関 し 必 要な 経過措置 置 は、 政 令で定 8 る。

第十 九 条 附 則 第 二条 カン ら前 条まで に定めるも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 この 法 は律の施り 行に . 関 L 必 2要な経過 過措 置 は、 政令で

定める。

(地方財政法の一部改正)

第二十条 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第四 \_ 条 の三第 一項中 一普 [通税] の 下 に 地方揮 発油譲与税、 石油 ガ ス譲与税、 自動車重量譲与税」 を

加える。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条 の規定による改正後 の地方財政法 (次項において「新地方財政法」という。) 第四条の三

第 項の 規定は、 平成二十一年度以 後の年度にお ける同 項 の規定による一 般財 源の額 の算定に つい て 適 用

平成二十年度までにおけ る同 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る 般 財 源  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算定に ついて は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

2 平 成二十一年度及び平成二十二年 -度に限 り、 地方 特 例 交付 金 等  $\mathcal{O}$ 地 方 財 政  $\mathcal{O}$ 特 |別措| 置 に 関 す る法 律 平

成 十一 年法律第十七号) 第十条の規定により読み替えられた新地 方財 政 法第四条の三第 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用

に つい 7 は、 同 ·項 中 「普通 税、 地方特例交付 金、 地 方揮 発油 [譲与税、 石 油 ガス 譲与税、 自 動 車 重 量 譲 **医**与税

とあ る  $\mathcal{O}$ は、 普 通 税 自 動 車 取 得 税 及び軽油 引取 税を除く。)、 地方 特例交付金」 とする。

(地方交付税法の一部改正)

第二十二条 地方交付 . 税法 (昭和二十五年法律第二百十一号)の一 部を次のように改正する。

第十四条第一項中「並びに自動車取得税及び軽油引取税」を削り、 「第六百九十九条の三十二」 を 「 第

百 匹 十三条」 に、 「第七百条  $\mathcal{O}$ 四十 -九第一 項」 を 「第百 四十四 条の六十第一項」 に、 「当該道 府県  $\mathcal{O}$ 地 方

道 路 譲 与 税 を 当 該 道 府 県  $\mathcal{O}$ 地 方 揮 発 油 譲 与 税 に、 「 特 別 とん 譲 与税 地 方道路 譲 与税」 を 地 方 揮

発 油 譲 与 税、 特 別とん譲与税」 に改 め、 同 条第三項 の表道府 県  $\mathcal{O}$ 項中 · 第 十 -号及び: 第十 号を削 り、 第九号

を第十 一号とし、 第八号を第十号とし、 第七号を第九号とし、 第六号の次に次のように加 える。

七 自動車取得税

前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車

の取得件数

前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数

量

八

軽

油

引

取

税

第十 四条第三項の 表道府県の項第十三号中 「地方道路譲与税」 を 「地方揮発油譲与税」 に改め、 同表市

町 村 0 項第十五号中 「特別 とん譲り 5与税」 を 「地方揮発油譲与税」 に改め、 同項第十六号中 「地方道 路譲与

税」を「特別とん譲与税」に改める。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条 の規定による改正後の地方交付税法 (以下この条において 「新地方交付税法」という。)

は、なお従前の例による。

2 平 成二十一 年度分の 地 方交付税に限 り、 附則第三十三条の規定による改正後  $\mathcal{O}$ 地 方法 人特別税等に関 す

る暫定 措 置法 平 成二十年 法律第二十五号) 第三十九条の規定により読み替えら れ た新 地方交付 税法 第十

兀 条の規 定の適用については、 同条第一項中 「当該道 府県 の普 通税 (法定外普通税を除く。 )」とある

0

は 「当該道府県 の普 通税 (法定外普通税を除 き、 自 動車 取得税及び軽油 引取税にあつては、 それぞれ , 地方

税法等  $\mathcal{O}$ 部を改 正する法律 (平成二十一年法律第 (九号) 第一条の 規 定に よる改 Ē 一前 0 地 方 税 法 (以下こ

 $\mathcal{O}$ 項に お 1 7 旧 法 という。 0) 規定によ る自 動 車 取得 税 及び 軽 油 引 取 税を含むものとする。)」

( 以 下 . 「自 動 車 朿 '得税交付金」という。) 」とあるのは 「(旧法第六百九十九条の三十二の規定により

市 町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。 以 下 「自動車取得税交付金」 とい う。

) 」 と、 「(以下 軽 油 引取 税交付· 金」という。)」 とあるのは 「 (旧 法 第七 百 I 条 の 兀 十九 第 項  $\mathcal{O}$ 規定

に より 指 定市に 対し交付するものとされ る軽 油 引 取 税に係る交付 金を含む。 以下 軽 油 引 取 税 交付 金 لح

いう。)」と、 「航空機燃料譲与税」 とあるのは 「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、 同

条第三項の表道府県の項中 「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは 「平成二十一年度分の地方

揮 発油 譲 与税の見込額とし て総務省令で定めるところにより算定した額」と、 十 五 航空 機 燃 料 譲 与

前 年 度の航空機燃料譲与税の譲与額 とあるのは 十 五. 十 五 の 二 航空機燃料 地方道 路 譲 譲与税 与税 平 前 て総務省令で 成二十 年 度  $\mathcal{O}$ 

航

空機

年

度

燃料譲 税 与税の譲与額

 $\tilde{O}$ 見込額と ٢, 同表· 市 町村 の項中 前 年度の地 方揮発油譲与税の 譲 与額」 とある

分

 $\mathcal{O}$ 

地方

道

路 譲

与税

定めるところに

より算

定

L た

額

のは 「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定し た額」

十九 航空機燃料 譲 **学**税 前 年度の航空機燃料譲与税の譲与 額 とあるのは 十九 十九の二 航空機 地

燃料譲与税

前年

度の航空機燃料譲与税の譲与額

三五. 頁

して総務省令で定めるところにより算定した額

3

平成二十二年度分の

地

方交付

税

に

限

り、

附

則第三十三条

 $\mathcal{O}$ 

規

定によ

る改正は

後

 $\mathcal{O}$ 

地

方法

人特

別

税等

に関い

す

る暫定措 置法 第 三十 九 条 0 規定に より が読み替 こえら れ · た新 地 方交付 税法第· + 匝 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい

ては、 同 項の 表道府県の項第十三号の二及び市町 '村の項第十 五. 号中 地地 方 揮 発 油 譲 **学税** 0 譲 与 額」 とある

のは、 地 方 揮 発油 譲与税 の譲与額と前年度の地方道路譲与税 の譲与額との合算額」 とする。

日 本国 とア メ リカ 合 衆国 との 間  $\mathcal{O}$ 相 互. 協 力 及び 安全保障 条約 第六条 次に基 生づく施る 設及 び 区 |域 並 びに 日 本 玉

に お け る 合衆 玉 軍 隊  $\mathcal{O}$ 地 位 に 関 す る 協 定  $\mathcal{O}$ 実 施 に 伴 う地 方 税 法  $\mathcal{O}$ 臨 時 特 例 に 関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十四条 日本国とアメリカ合衆国との 間  $\mathcal{O}$ 相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区 域 並 び

に 日 本国における合衆国軍 隊  $\mathcal{O}$ 地 位 .に関する協定の実施 に伴う地方税法 の臨時特例に関する法律 (昭 和二

十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三 条  $\mathcal{O}$ 表 中 「第七 百 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 五. 項」 を 第 百 几 + 加 条 の 二 第 五. 項 に 改 8 る。

(首都 巻 近畿 巻 及び中で . 部 巻 の近郊整備 地 帯等の 整 備  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 玉  $\mathcal{O}$ 財 政上の特別措置に関する法律の一 部

第二十五条 首都 圏、 近畿圏及び中部 圏 [の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法

律 (昭 和 兀 干 年 法 律 第 百 + -四号) 0 部 を 次の ように 改 正 一する。

第 五. 条 第二 項 第 号 中 「 特 別 کے  $\lambda$ 譲 与 税 を 地 方 揮 発 油 譲 与 税 特 莂 とん :譲与税\_ に、 地 方道 路

譲 与税及び」 を 及 び に、 自 動 車 重 量 譲 与税、 航空 機 燃料 譲 与 税、 地 方道 路譲 与 税、 石 油 ガス 譲 与 税

を 石 油ガス 譲与 税、 自 動 車 重量 譲与税、 航空機 燃料 譲与税」 に改 いめる。

(首都! 巻 近 畿 巻 及 Ţ 中 部 巻  $\mathcal{O}$ 近 郊 整 備 地 帯 等  $\mathcal{O}$ 整 備  $\mathcal{O}$ た め 0) 玉  $\mathcal{O}$ 財 政 上 0) 特 莂 措置 に 関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部

改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条 の規定による改正後の首都圏、 近 畿 巻 及び中 部 巻 の近郊整備 地 帯等の整備の ため 0 玉  $\mathcal{O}$ 財

政上の 特 別措置に関する法 律 (次項に おい 7 「新首 都 圏 等財 特 法 とい う。 第五条第二項 第 号  $\mathcal{O}$ 規定

は、 平成 <u>二</u> 十 年 度 以 後  $\mathcal{O}$ 年 度に お け る同号 に !規定<sup>`</sup> する当該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 標準 負 担 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 0 7 て適 用

平 ·成二十· 年 ·度 以 前  $\mathcal{O}$ 年 度に お け る 同 号に 規定する当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 標 準 負 担 額  $\mathcal{O}$ 算 定 につい ては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 

例による。

平成二十一年度における新首都圏等財特法第五条第二項第一号の規定の適用については、 同号中 「航空

機 燃料 譲 与 税 とあ るのは、 「航空機 燃料 譲 5与税、 地方道路 譲 65税] とする。

租 税 条 約  $\mathcal{O}$ 実 施 に (伴う所) 得 税法、 法 人税 法 及び 地 方 税 法 の 特 例 等 に · 関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部 改正

第二十七条 租 税 条約  $\mathcal{O}$ 実施 に伴う所得 税 法、 法人税 法及び 地方税 法 0 特 例 等 に 関 ける 法 律 <u>の</u> 一 部を次のよ

うに改正する。

加え、

第三十七条中」

を

同

法

第三十七条中」

に、

第三十

七条

の 二

一第

項

前

段、

第三十

七条の三」

を

第三条 の二の二第五 項第五号中 附則第五条の四 第 項」 の 下 に 附則第五条  $\mathcal{O}$ 兀 の二第一 項」 を

同 法第三十 七 条の二 第 項 中 一 山 林 :所得: 金額」 とあ る 0 は <sub>山</sub> 林 所 得 金 額 並 び に 租 税 条約 実 施 特 例 法 第

 $\equiv$ 一条の二 の二第四項に 規定する条約適用利子等の 額」 と 同 項 前 段並 びに 同法第三十 七 条の三」 に、 及

び 附 ]則第 五 条 0) 四第 項」 を 附 別第五 条 0 兀 第 項及び 附 則第五 条 Ò 几 の 二 第一項」 に、 「第三十七

条 の 二 第 項後 段」 を 同 法 第三十七 之 条 *(*) 第一 項後段」 に 改 め、 同 条第二項及び」  $\mathcal{O}$ 下 に 同 法」を

加え、 同 条第 八 項第 五. 号中 附 則 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 几 第 項」  $\mathcal{O}$ 下に 附 則 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 兀 *の* 第 項 を 加 え、

第三十 七条中」 を 同 法第三十七条中」に、 「第三十七条の二第一項前段、 第三十七条の三」 を 同 法

下に 八 第 特 三 第 第 第三十七条の二第一 同 条第 の 二 五 に、 例 百 五. 第三百  $\overline{+}$ 項」 法 を 項 条 一第 同 第 匹 + 後  $\mathcal{O}$ 六項に 及び を加 法 十四四  $\equiv$ 同 条 段」 几 水の六 項第 条 法 第 附 を え、 を 条 第 の二の二 中 <u>:</u>則第7 三百 加 五. 項」 規  $\mathcal{O}$ 同 一号中 七 え、 定する条 項 中 第三百 + を 法 を 第 五. 条の 第 第 同 几 同 項 三十 条 + 条 一 山 第十 後 匹 約 + 法 附 附 項  $\mathcal{O}$ |第六| 第三 段」 E 七 則 七 適 林所得金額」 則 兀 条 条 規 第 第 第 用 几 項」 項 を 百 の 二 定 五. 配  $\mathcal{O}$ 五. 六 第 す 項 十 条 条 当 同 を 第 等 中 中 る 兀 0) 五.  $\mathcal{O}$ 匹 号 条 法第三百 条 兀  $\mathcal{O}$ とあるのは 中 <u>山</u> 第 額」 を 約  $\mathcal{O}$ 項 第 六中」 六項」 附則: 後 林 適 同 段」 と 所 項 用 第 得 及 法 附 + 利 第三 に、 に 同 則 兀 五. 金  $\mathcal{O}$ び 子 条 額 下 改 第 条 等 附 項 — 山 に 百 0) め、 前 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 則 「第三 林所得金額 とあ 段並 条 七 兀 第 十 額 第 第六項 兀  $\mathcal{O}$ 五. 百 附 几 と び る 条 条 同 に同 第 項 + 則 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 後段」 及び 六 六 は 兀 第 第 兀 同 中 項 法 条 五. *の* 並びに租 項 公第三十. 附 条 前  $\mathcal{O}$ 項 Щ に、 に 七 の 匹 及び 第 則 段 林  $\mathcal{O}$ 第 下 改 並 第 所 項」 12 め、 び 得 0) 七 税条約実施特例法第三条の 五. 第三 条 項 に 条の三」 金  $\mathcal{O}$ 一第 下 同 前 に、 額  $\mathcal{O}$ 百 附 同 兀 法 段、 五. に 並 条第二 第三 項」 則 *の* び 十 同 に、 第 第三百 匝 に 第三十 を加 第 条 五. 百 租 法 条 項 五. 税  $\mathcal{O}$ 十 「 及 び 項 七 及 + え、 を 七  $\mathcal{O}$ 兀 条 び 条 兀 兀 加 第 条 約 に、 え、 *の* 実 条 の 二 附  $\mathcal{O}$ 「第 項 0 施 則 八  $\mathcal{O}$ 

前

段、

第三

一百十

兀

条の八」

を

同

法第三百

1十四条

の七

第一

項 中

一 山

林

所得金額」

とあるの

は

一 山

林

所得

金

額 厳並びに · 租 .税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約 適用配当等の額」 と 同項前段並 び

に 同 法 第三百十四 条の八」 に、 「 及 び 附則第五 条  $\mathcal{O}$ 兀 第六項」 を 附 則 第五 条  $\mathcal{O}$ 匹 第 六項 及 Ű 附 則 第 五

条  $\bigcirc$ 兀  $\mathcal{O}$ 二第 五. 項」 に、 第三百 + 应 条  $\mathcal{O}$ 七 第一 項後 段」 を 同 法 第三百 十四四 条  $\mathcal{O}$ 七 第 項 後 段」 に改 8

、「同条第二項及び」の下に「同法」を加える。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第二十八条 小笠 原諸 島 振 興 開 発特 別 措 置法 昭昭 和 兀 十四四 年法律第七十九号) の 一 部を次のように改正する。

附 則 第 兀 項 中 平 成二十一 年三月三十一 日 を 平 成二十四年三月三十一日」 に改め る。

(消費税法の一部改正)

第二十 -九条 消 費 税法 (昭 和 六十三年法律第百八号) の一部を次のように改正する。

別 表第 第四号ロ 中 地 方 税法 (昭 和二十五年法 律第二百二十六号)」 の 下 に 「第百二十四条第四 項

自 動 車 取 得 税  $\mathcal{O}$ 納 付  $\mathcal{O}$ 方法) を加 え、 第六 百 九 十九条の十三第四 項 自 動 車 取 得税 の納 付  $\mathcal{O}$ 方法

を削 り、 第六 百 九十 九 条の 十三 一第 項」 を 「 第 百二十 兀 · 条 第 項」 に 改 8 る。

行 政手続等にお ける情 報 通信  $\mathcal{O}$ 技術 の利用に関する法律の一 部改正)

第三十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) の 一 部

を次のように改正する。

別 表 地 方税法 昭昭 和二十五年法律第二百二十六号) の項中 「第十六条の二第二項 の 下 に 「第百四十

兀 条の二十九第二項、」を加え、 第七百条の二十一第二項」を削 る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十一条 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号イ中 「地方道 路 譲与税法」 を 地地 方揮発油 譲与税法」 に、 地方道路讓与税 <u>の</u> を

地方揮発油譲与税の」に改める。

、特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律 (次項において「新特会法」 という。)

十三条の規定は、平成二十一年度分の予算から適用する。

2 定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。) 新特会法第二十三条及び 附則第十 条 の規定によるほ か、 による地方道路譲与税の譲与金は、 旧 譲与税 法  $\mathcal{O}$ 規定 (附則第十四 [条第二 交付税及 項 の規

び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出とする。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第三十三条 地方法· 人特別税等に関する暫定措 置法 の一部を次のように改正する。

第三十九条中 「地方道路譲与税」 を 「地方揮発油 譲与税」 に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第三十四条 総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号) の一部を次のように改正する。

第四 [条第六十一号中 地地 方道路 譲与税」 を 「地方揮 ,発油: 譲与 税 に改 いめる。

第九条第 項 中 地地 方道 路 譲与税法」 を 地 方揮 発油 譲 与税: 法 に改  $\Diamond$ る。

附則第二条第一項中第六号を第七号とし、 第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、第三号の次に次

の一号を加える。

四 地方道路譲与税に関すること。

附 ]則第 五. 条第 項中 及 び 地方法 人特別税等に関する暫定措置法 (平成二十年法律第二十五号) 」 を「

地 一方法人特別税等に関する暫定措置法 (平成二十年法律第二十五号) 及び地方税法等の一部を改正する

法律(平成二十一年法律第九号)附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第

三条の規定による改正前の地方道路譲与税法 (昭和三十年法律第百十三号)」に、 「同条第二項」を「第

九条第二項」に改める。

## 理由

現下の経 済 財 政状況等を踏まえ、 安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、 個人住民税におけ

る新 たな住 宅 借 入金等 特 別 税 額 控控 除  $\mathcal{O}$ 創 設、 上 場 株 式 等の 配 当等 及び 譲 渡 所 得等 に 係 る 個 人住 民 税  $\mathcal{O}$ 税 率  $\mathcal{O}$ 

特 例 措 置  $\mathcal{O}$ 延 長、 土 地 及 び 住 宅 に係 る 不 動 産 取 得 税  $\mathcal{O}$ 税 率  $\mathcal{O}$ 引 下 げ 措 置  $\mathcal{O}$ 延 長、 平 成二十 年 度評 価 替 え に

伴う 土地 に 係る固定資 産 税 及 び 都 市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 税 負 担  $\mathcal{O}$ 調 整、 環 境  $\sim$ の負: 荷  $\mathcal{O}$ 少な 7 自 動 車 に 係 る自 動 車 取 得

税  $\mathcal{O}$ 税率  $\mathcal{O}$ 引下 - げ等の: 特例 措 置  $\mathcal{O}$ 拡 充、 軽 油 引 取 税等 *⊙* 般 財 源 化等を行うとともに、 非課税等特別措置  $\mathcal{O}$ 

整理 合理化 等を行う必要がある。 これ が、 この法律案を提出する理由である。